



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

規 則

- ◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を
改正する規則(第60号) 3960

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管(第329号) 3960
◇道路区域の変更(第330号) 3961
◇道路の供用開始(第331号) 3961
◇道路区域の変更(第332号) 3961
◇道路の供用開始(第333号) 3961
◇個人情報の保護に関する法律施行条
例の規定による目的外利用等の届出
(第334号) 3961
◇予防接種の業務を行う場所(第335号
) 3962
◇歩行者専用道路の指定(第336号) 3973
◇道路の供用開始(第337号) 3973
◇個人情報の保護に関する法律施行条
例の規定による目的外利用等の届出
(第338号) 3974
◇生活保護法等による指定医療機関の
指定(第339号) 3974
◇生活保護法等による指定施術機関の
指定(第340号) 3974
◇生活保護法等による指定医療機関の
廃止(第341号) 3974
◇生活保護法等による指定施術機関の
廃止(第342号) 3974
◇生活保護法等による指定医療機関の
辞退による廃止(第343号) 3974
◇生活保護法等による指定医療機関の
変更(第344号) 3974
◇自転車等の撤去と保管(第345号) 3974
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の全部解除(第346
号) 3975
◇特定非営利活動法人の認定(第347号
) 3977
◇電線共同溝を整備すべき道路の指定
(第348号) 3977
◇電線共同溝を整備すべき道路の指定

- (第349号) 3977

- ◇介護保険法によるサービス事業者等
の指定等(第350号) 3977
◇介護保険法等によるサービス事業所
等の廃止等(第351号) 3978
◇自転車等の撤去と保管(第352号) 3978
◇生活保護法等による指定医療機関の
指定(第353号) 3979
◇生活保護法等による指定施術機関の
指定(第354号) 3979
◇生活保護法等による指定医療機関の
廃止(第355号) 3979
◇生活保護法等による指定施術機関の
廃止(第356号) 3979
◇生活保護法等による指定医療機関の
辞退による廃止(第357号) 3979
◇生活保護法等による指定医療機関の
休止(第358号) 3979
◇生活保護法等による指定医療機関の
変更(第359号) 3979

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第1104号) 3980
◇一般競争入札の執行(第1105号) 3981
◇農用地利用集積計画の制定(第1106
号) 3986
◇大規模小売店舗立地法に基づく意見
書の概要(第1107号) 3990
◇国土調査による地図及び簿冊の作成
(第1108号) 3990
◇一般競争入札の執行(第1109号) 3990
◇一般競争入札の執行(第1110号) 3991
◇一般競争入札の執行(第1111号) 3991
◇公募型プロポーザルの実施(第1112
号) 3993
◇開発行為に関する工事の完了(第11
13号) 3996
◇公募型プロポーザルの実施(第1114
号) 3996
◇公募型プロポーザルの実施(第1115
号) 3997

◇公募型プロポーザルの実施(第1116号)	3998	◇落札者等の公示(第247号)	4078
◇公募型プロポーザルの実施(第1117号)	4001	◇落札者等の公示(第248号)	4078
◇一般競争入札の執行(第1118号)	4003	◇落札者等の公示(第249号)	4079
◇一般競争入札の執行(第1119号)	4012	◇一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等(第250号)	4079
◇一般競争入札の執行(第1120号)	4014	税公告	
◇一般競争入札の執行(第1121号)	4015	◇差押書の公示送達(第97号)	4083
◇一般競争入札の執行(第1122号)	4017	◇差押調書(謄本)の公示送達(第98号)	4083
◇一般競争入札の執行(第1123号)	4018	◇税額決定通知書の公示送達(第99号)	4083
◇一般競争入札の執行(第1124号)	4019	◇納税通知書の公示送達(第100号)	4083
◇一般競争入札の執行(第1125号)	4021	◇差押調書(謄本)の公示送達(第101号)	4084
◇一般競争入札の執行(第1126号)	4023	◇差押調書(謄本)の公示送達(第102号)	4084
◇一般競争入札の執行(第1127号)	4024	◇差押調書(謄本)の公示送達(第103号)	4084
◇一般競争入札の執行(第1128号)	4026	◇差押調書(謄本)の公示送達(第104号)	4084
◇一般競争入札の執行(第1129号)	4028	◇差押調書(謄本)の公示送達(第105号)	4084
◇一般競争入札の執行(第1130号)	4029	◇交付要求通知書の公示送達(第106号)	4084
◇一般競争入札の執行(第1131号)	4031	◇差押調書(謄本)の公示送達(第107号)	4084
◇一般競争入札の執行(第1132号)	4032	◇差押調書(謄本)の公示送達(第108号)	4084
◇一般競争入札の執行(第1133号)	4034	◇交付要求通知書の公示送達(第109号)	4085
◇一般競争入札の執行(第1134号)	4036	◇差押調書(謄本)の公示送達(第110号)	4085
◇一般競争入札の執行(第1135号)	4038	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行(第1136号)	4039	◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第24号)	4085
◇一般競争入札の執行(第1137号)	4041	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行(第1138号)	4042	◇水道料金等徴収事務の委託(第48号)	4085
◇一般競争入札の執行(第1139号)	4044	◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第49号)	4086
◇一般競争入札の執行(第1140号)	4046	◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第50号)	4087
◇一般競争入札の執行(第1141号)	4047	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定更新(第51号)	4087
◇一般競争入札の執行(第1142号)	4049		
◇一般競争入札の執行(第1143号)	4050		
◇一般競争入札の執行(第1144号)	4052		
◇一般競争入札の執行(第1145号)	4053		
◇一般競争入札の執行(第1146号)	4055		
◇一般競争入札の執行(第1147号)	4056		
◇一般競争入札の執行(第1148号)	4058		
◇一般競争入札の執行(第1149号)	4059		
◇一般競争入札の執行(第1150号)	4061		
◇開発行為に関する工事の完了(第1151号)	4063		
◇市街地再開発事業の施行地区となるべき区域(第1152号)	4063		
◇公募型プロポーザルの実施(第1153号)	4064		
◇一般競争入札の執行(第1154号)	4065		
公告(調達)			
◇一般競争入札の執行(第244号)	4075		
◇落札者等の公示(第245号)	4076		
◇一般競争入札の執行(第246号)	4076		

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更(第52号) ……………	4090	号) ……………	4126
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止(第53号) ……………	4091	◇川崎市川崎市民館・労働会館条例施 行規則(第8号) ……………	4126
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第54号) ……………	4091	教育委員会告示	
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第55号) ……………	4091	◇教育委員会定例会の招集(第16号) ……………	4129
上下水道局公告		◇教育委員会定例会の議事の変更(第17号) ……………	4129
◇一般競争入札の執行(第54号) ……………	4092	◇公印の改刻(第18号) ……………	4129
◇一般競争入札の執行(第55号) ……………	4095	教育委員会訓令	
◇一般競争入札の執行(第56号) ……………	4101	◇川崎市教育委員会職員の勤務時間等 に関する規程の一部を改正する訓令 (第4号) ……………	4129
◇一般競争入札の執行(第57号) ……………	4101	監査告示	
◇一般競争入札の執行(第58号) ……………	4102	◇包括外部監査人の監査に関する事務 の補助(第3号) ……………	4130
◇一般競争入札の執行(第59号) ……………	4102	監査公表	
◇一般競争入札の執行(第60号) ……………	4103	◇監査の結果の報告に基づく措置につ いて(第9号) ……………	4130
◇一般競争入札の執行(第61号) ……………	4104	◇監査の結果の報告に基づく措置につ いて(第10号) ……………	4140
◇一般競争入札の執行(第62号) ……………	4107	人事委員会公告	
交通局規程		◇令和6年度障害者を対象とした川崎 市職員採用選考の実施(第5号) ……………	4152
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規 程の一部を改正する規程(第19号) ……………	4109	◇令和6年度川崎市職員(大学卒程度 等)採用試験(民間企業等職務経験 者)の実施(第6号) ……………	4161
◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規程の一部を 改正する規程(第20号) ……………	4110	◇令和6年度就職氷河期世代を対象と した川崎市職員採用試験の実施(第 7号) ……………	4172
交通局公告		区告示	
◇一般競争入札の執行(第45号) ……………	4110	◇自動車臨時運行許可番号標の無効(多摩区第1号) ……………	4178
◇一般競争入札の執行(第46号) ……………	4111	区公告	
◇一般競争入札の執行(第47号) ……………	4112	◇国民健康保険料等に係る差押調書 (謄本)の公示送達(川崎区第127号) ……………	4178
◇一般競争入札の執行(第48号) ……………	4113	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第128号) ……………	4178
◇一般競争入札の執行(第49号) ……………	4115	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第129号) ……………	4178
◇一般競争入札の執行(第50号) ……………	4116	◇国民健康保険料及び介護保険料に係 る差押調書(謄本)の公示送達(川 崎区第130号) ……………	4178
◇一般競争入札の執行(第51号) ……………	4117	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第131号) ……………	4178
交通局公告(調達)		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(川崎区第132号) ……………	4178
◇落札者等の公示(第15号) ……………	4119	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第133号) ……………	4179
病院局規程			
◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規程の一部を 改正する規程(第15号) ……………	4119		
病院局公告			
◇一般競争入札の執行(第39号) ……………	4120		
病院局公告(調達)			
◇一般競争入札の公告(第22号) ……………	4121		
◇一般競争入札の公告(第23号) ……………	4124		
消防局公告			
◇指定催しの指定(第5号) ……………	4126		
教育委員会規則			
◇川崎市教育委員会事務局設置に関す る規則の一部を改正する規則(第7			

◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第134号)	4179
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第135号)	4179
◇住民票の職権消除(川崎区第136号)	4179
◇印鑑登録の抹消(川崎区第137号)	4179
◇国民健康保険料及び介護保険料に係 る差押調書(謄本)の公示送達(川 崎区第138号)	4179
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(幸区第36号)	4180
◇介護保険料に係る還付通知書の公示 送達(幸区第37号)	4180
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(幸区第38号)	4180
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(中原区第39号)	4180
◇国民健康保険料に係る差押調書等の 公示送達(中原区第40号)	4180
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(高津区第51号)	4180
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第52号)	4181
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第36号)	4181
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(宮前区第37号)	4181
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第29号)	4181
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(多摩区第30号)	4181
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(麻生区第35号)	4181
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(麻生区第36号)	4182
◇住民票の職権消除(麻生区第37号)	4182
◇住民票の職権消除(麻生区第38号)	4182
◇印鑑登録の抹消(麻生区第39号)	4182

規

則

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和6年7月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第60号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正す
る規則

川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規則第57
号)の一部を次のように改正する。

別表第1 高石の項中「242」を「218」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月23日から施行する。

告

示

川崎市告示第329号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川
崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、
第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基
づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条
第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の
規定に基づき告示します。

令和6年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場
所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時ま
で並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時
まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する
休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第330号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年7月16日から令和6年7月30日まで一般の縦覧に供します。

令和6年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅野戸呂第15号線	川崎市多摩区菅野戸呂1773番1	2.42	56.85	
		川崎市多摩区菅野戸呂1745番1			
新	菅野戸呂第15号線	川崎市多摩区菅野戸呂1773番10	3.21	56.85	関係図面のとおり
		川崎市多摩区菅野戸呂1745番3			

川崎市告示第331号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年7月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年7月16日から令和6年7月30日まで一般の縦覧に供します。

令和6年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅野戸呂第15号線	川崎市多摩区菅野戸呂1773番10	関係図面のとおり
	川崎市多摩区菅野戸呂1745番3	

川崎市告示第332号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課に

において、令和6年7月16日から令和6年7月30日まで一般の縦覧に供します。

令和6年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅仙谷第26号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6621番2	1.82	29.28	
		川崎市多摩区菅仙谷1丁目6619番6			
新	菅仙谷第26号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6621番1	2.91	29.28	
		川崎市多摩区菅仙谷1丁目6619番1			

川崎市告示第333号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年7月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年7月16日から令和6年7月30日まで一般の縦覧に供します。

令和6年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅仙谷第26号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6621番1	
	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6619番1	

川崎市告示第334号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号)第4条第1項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第2項の規定に基づき公表します。

令和6年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	6件
イ 教育委員会	1件

(2) 目的外提供

ア 市長	16件
イ 上下水道事業管理者	3件
ウ 病院事業管理者	1件
エ 消防長	1件
オ 教育委員会	3件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第335号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、
第6条の規定により行う予防接種については、別表に掲

げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和6年7月18日

川崎市長 福田紀彦

医療機関名	住所	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳腺外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10F
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル4F
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル3F
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
ルナレディースクリニック川崎駅前院	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町7-4-8F	
川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎市川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
みなとみらい夢クリニック川崎院	川崎市川崎区駅前本町26-4	ラウンドクロス川崎ビル8F
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタbuilding3F
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BUILDING7F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	八丁畷クリニックファーム2階
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6階
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
大江医院	川崎市川崎区川中島1-13-2	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1	
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2-103	
港町つばさクリニック	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエB棟104号
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	

医療機関名	住所	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
キャップスクリニック小田栄	川崎市川崎区小田栄2-2-3	LICOPA川崎2階
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン川崎小田栄店2階
浅田内科・循環器内科	川崎市川崎区小田栄2-2-3	
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10-12	
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4-111	
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14-2	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
安土医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8-1A	
ミューザ川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎2F
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310番地	ミューザ川崎222区画
中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310-2F	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	

医療機関名	住所	
おさないクリニック	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7	
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオナⅢ2F
石永医院	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV201
南武医院	川崎市幸区下平間205	
横山在宅診療所	川崎市幸区下平間23-1 2F	
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
いしいアレルギーこどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル4F
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15-1F-B	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-3F	
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-2F	
メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
高取内科医院	川崎市幸区矢上13-6	
スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	

医療機関名	住所	
新川崎こびきウィメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3-1階	
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	メゾン吉棟1階
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14-2F	
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
武蔵小杉ささもと小児科・アレルギー科	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
武蔵小杉レディースクリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302-4F452	
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック川崎中原院	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉北館2F
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	グランイーサ新丸子Ⅱ1F
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F	
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
Nao Women's Clinic	川崎市中原区新丸子町741	H-moll 1階
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツⅠ 101
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
亀谷クリニック	川崎市中原区中丸子361	
平間クリニック内科・泌尿器科	川崎市中原区中丸子589-11	Mメディカルプラザ3F
土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693	
キャップスクリニック武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉1F
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉せのお内科クリニック	川崎市中原区市ノ坪26	コウトビル2F
もくぼ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エバビル2 4階
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレントビュー元住吉1F
古矢整形外科	川崎市中原区西加瀬4-12	
野口クリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	
はぐくみ母子クリニック元住吉	川崎市中原区木月1-24-27-101	
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区木月3-25-10	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
綾部内科クリニック	川崎市中原区木月1-23-7	
宮尾クリニック	川崎市中原区木月1-6-14	
元住吉クリニック	川崎市中原区木月2-12-18	
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
元住吉駅前こころみクリニック・内科・小児科・耳鼻咽喉科・婦人科	川崎市中原区木月1-22-1	元住吉プラザビル 2階／3階

医療機関名	住所	
元住吉レディースクリニック	川崎市中原区木月1-30-17	
徳植医院	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	川崎市中原区木月1-31-10	
北村医院	川崎市中原区木月2-14-6	
毛利医院	川崎市中原区木月3-5-33	
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町15-1	
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16	グランリオ元住吉116
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3-1F	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3-33-5	
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31-2F	
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	
中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1-1-6	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-2	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	
大迫内科クリニック	川崎市中原区新城2-15-2	
中島こどもと家族のクリニック	川崎市中原区新城3-5-1	
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25-3F	
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-2階	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル4F
武蔵新城メディカルクリニック	川崎市中原区上新城2-3-16	LAPORTA202
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリー B101
しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネスト1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F
つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5-2-7	
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3-2F	
ポブラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
こすぎレディースクリニック	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
こすぎ坂本医院	川崎市中原区小杉町3-441-9	伊達ビル2階
こすぎクリニック	川崎市中原区小杉町3-249-2-101	

医療機関名	住所	
こすぎ皮膚科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリースト武蔵小杉1F
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-441-1	ベルクレール武蔵小杉2F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテェール小杉1階
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	A-303
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントピア安藤2F
柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1-529-15	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529-12	STEPS-3
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉 [®] ガーデン [®] ウエスト1F
武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
武蔵小杉小児科・てんかんクリニック	川崎市中原区小杉町3-24-10	KOSUGI iHUG ウェルネスリビング [®] 棟1F
さかい医院	川崎市中原区今井南町9-34	
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
えがおの森こどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口3-7-11-2F	
ひっぽこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
溝の口クリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルⅡ2F
溝の口脳神経外科クリニック	川崎市高津区溝口2-14-31-3F	
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイピー溝の口ビル2F
優ウィメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
みきレディースクリニック	川崎市高津区溝口2-10-2	メディカルモール関口ビル2F
おひさまげんきクリニック	川崎市高津区二子5-2-5	第1井上ビル2A
ブレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興2ビル 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壺番館1階
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	
おかの小児科・アレルギー科	川崎市高津区久本3-2-1	ウェルタワー 1F
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5	
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401

医療機関名	住所	
レディースクリニック溝の口	川崎市高津区久本3-3-203	
溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル4F
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
溝の口駅前甲状腺・糖尿病クリニック	川崎市高津区久本1-4-12	Vintage Sakadoya 202
K S Pクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	かながわサイエンスパーク西棟5F
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷モール7F
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
いずみ泌尿器科皮膚科	川崎市高津区千年301-1-203	
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	
かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9-1F	
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5-2F	
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール2F
みぞのくちユース&ウィメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8-3F	
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷2F
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3-3F	
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	

医療機関名	住所	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
ありま眼科	川崎市宮前区東有馬5-23-22	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メディカルプラザD東有馬1F
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1-1F	
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17-21	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンド・ベース3F
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アパート1F
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	プレール鷺沼ヴェルエスタ203
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース4階
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ204
すずか小児科・皮膚科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア2F
みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平パームハウスB-115
むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア1F
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイチビル2F
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
いろどりレディースクリニック宮前平	川崎市宮前区小台2-5-1-303	
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク6階
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3-101	
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	

医療機関名	住所	
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7-103	
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	
いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2-3F	
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
ニコットこどもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・パッハ1階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8-2F	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	
みやまえファミリークリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
きはら内科消化器クリニック	川崎市宮前区馬絹4-8-43	プレジオ宮崎台1階
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
こども元気!内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12-1A	
まつもと小児クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31-201	
稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20	
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	マスダエレメントビル3階
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
稲田登戸クリニック	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オークヒルズ101号
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	

医療機関名	住所	
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA 2F
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2-2F	
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27-34	バードタウン7番館1F
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル1F
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
clinic WIZ のぼりと・ゆうえん小児科	川崎市多摩区登戸1927-1	アリスティオ1F
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256-1F	
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルブレイスタナカ3F
たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 401
のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	
ベルズレディースクリニック	川崎市多摩区登戸3351-203	
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	ハーベストヒル1F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	川崎市多摩区登戸2662-1	ブラザ向ヶ丘遊園3F
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	エス・オービル
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
登戸なかに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ2F
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
登戸プライマリ・ケアクリニック	川崎市多摩区登戸2498	ウインドワード登戸601号室
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
向ヶ丘たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2088	第7井出ビル4階
ゆきぼしクリニック	川崎市多摩区登戸2777	N100ビル302号室
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	川崎市多摩区桁形1-8-38	
在宅療養支援クリニック かえでの風 たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイズミ106号室
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンヴァレー松澤207

医療機関名	住所	
五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田医療モール1F
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノルビル2F
生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1	
読売ランド前すわクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサピノ1F
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1-207	
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-2	
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	
新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル206
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティーモール4階405区画
おばた小児クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイプラザ1-A・B
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシャンプル204
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合ヶ丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
百合丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1B
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
米田胃腸科外科	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	

医療機関名	住所	
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35-1F	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18-201	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
にもしり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
芥川バースクリニック	川崎市麻生区上麻生5-47-1	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5	ドレイクビル5F
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
渡辺内科消化器科医院	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
だるま内科・内視鏡クリニック	川崎市麻生区下麻生2-3-7	
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1階
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
いはらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-2F
ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-1F
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟1F

川崎市告示第336号

歩行者専用道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、令和6年7月18日に次の路線を歩行者専用道路として指定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年7月18日から令和6年8月1日まで一般の縦覧に供します。

令和6年7月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	区 間	備考
新丸子東 第48号線	川崎市中原区新丸子東3丁目1207番先	関係図面 のとおり
	川崎市中原区上丸子1194番5先	

川崎市告示第337号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年7月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年7月18日から令和6年8月1日まで一般の縦覧に供します。

令和6年7月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
新丸子東 第48号線	川崎市中原区新丸子東3丁目1207番先	
	川崎市中原区上丸子1194番5先	

川崎市告示第338号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号)第4条第1項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第2項の規定に基づき公表します。

令和6年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 6件

(2) 目的外提供

ア 市長 20件

イ 上下水道事業管理者 1件

ウ 消防長 3件

エ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第339号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第340号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第341号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30

号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第342号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項の規定により施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第343号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第345号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条

第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和6年7月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第346号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の全部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の全部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和6年7月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和5年9月28日付川崎市告示第510号により指定した区域(川崎市川崎区塩浜一丁目16番11)(別図のとおり)

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、砒素及びその化合物、

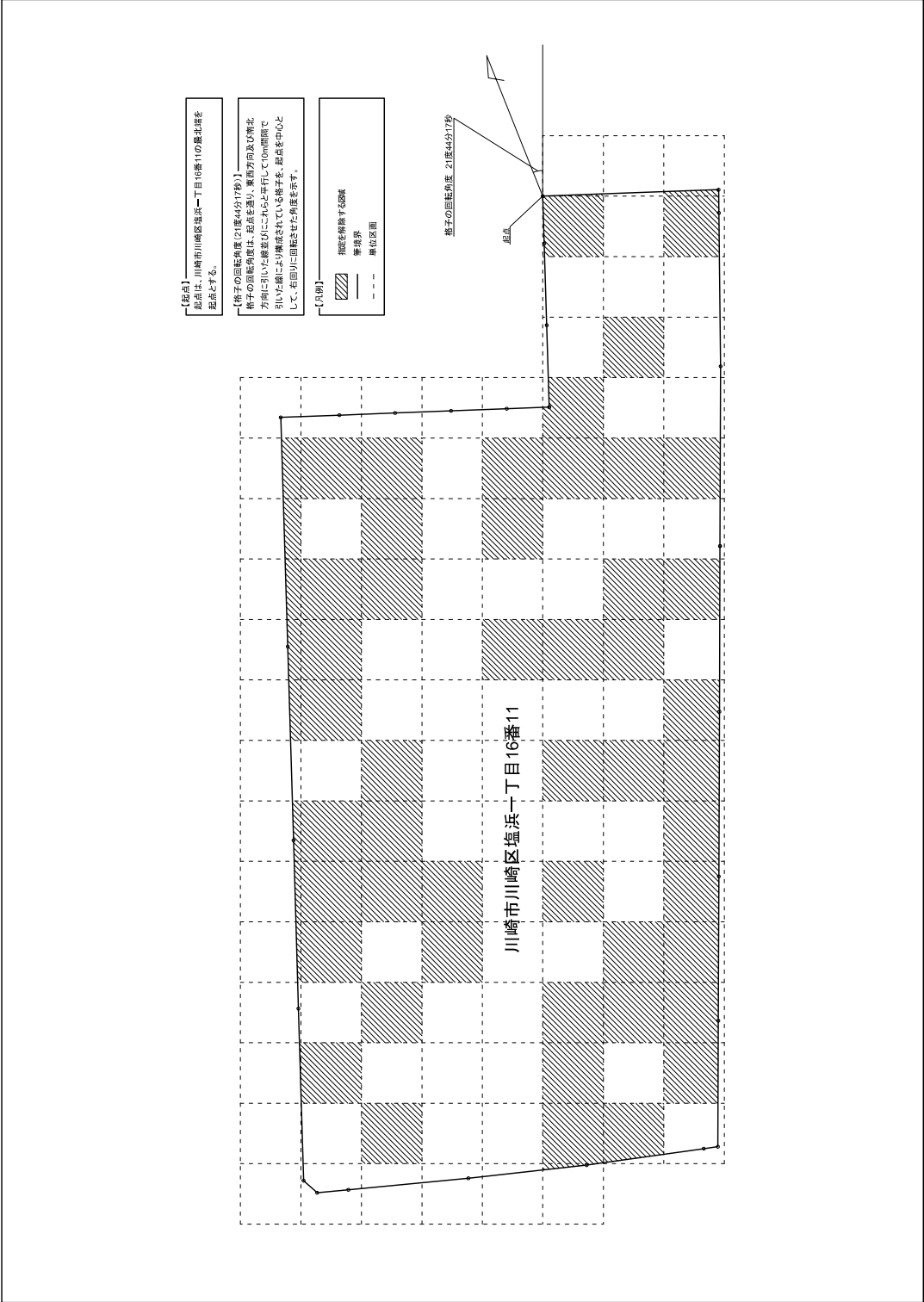
ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



別図 指定を解除する区域

川崎市告示第347号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定によるNPO法人チーム・ユニコンの認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 名称
NPO法人 チーム・ユニコン
- 代表者の氏名
三城 真一
- 主たる事務所の所在地
神奈川県川崎市麻生区片平2丁目17番6号
- 当該認定の有効期間
令和6年7月25日 ～ 令和11年7月24日

川崎市告示第348号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類	路線名	区間
主要地方道	横浜上麻生	川崎市麻生区下麻生3丁目49番4号から(起点) 川崎市麻生区下麻生2丁目40番10号まで(終点)

川崎市告示第349号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類	路線名	区間
市道	宮前6号線	川崎市高津区野川4012番4先から(起点) 川崎市宮前区野川2608番1先まで(終点)

川崎市告示第350号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

令和6年7月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社ベストケア・パートナーズ	1475203392	みつば訪問介護 元住吉	川崎市中原区木月2丁目7-6	訪問介護
株式会社セルヴィス	1475602726	クレール麻生ヘルパーセンター	川崎市麻生区栗木台5丁目3番5号	訪問介護
株式会社ベストケア・パートナーズ	1465290317	みつば訪問看護ステーション 元住吉	川崎市中原区木月2丁目7-6	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社らいふ	1465590450	訪問看護ステーション らいふ・たまブラザー	川崎市宮前区犬蔵2-12-25 ホームステーションらいふたまブラザー2階	訪問看護 介護予防訪問看護
社会福祉法人ハートフル記念会	1475102693	しゃんぐりらデイサービスセンター	川崎市幸区東小倉6-1	通所介護
医療法人社団山手クリニック	1475403141	リオクリニック	川崎市多摩区生田1-1-1 リオクリニック	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
セントケア神奈川株式会社	1495500744	セントケア看護小規模みやまえ	川崎市宮前区西野川3-10-3	看護小規模多機能型居宅介護
ウォーターワンデイサービス株式会社	1495300749	一織庵 東野川	川崎市高津区東野川1-1-43	地域密着型通所介護
社会福祉法人ハートフル記念会	1475102701	特別養護老人ホーム しゃんぐりら	川崎市幸区東小倉6-1	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

社会福祉法人 ハートフル記念会	1475102719	特別養護老人ホーム しゃんぐりら (ユニット)	川崎市幸区東小倉 6-1	介護老人福祉施設
社会福祉法人 ハートフル記念会	1475004691	高齢者福祉施設しおん	川崎市川崎区本町 1-1-1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人 ハートフル記念会	1475004709	しおん居宅介護支援センター	川崎市川崎区本町 1-1-1	居宅介護支援
合同会社まいまいケアプラン	1475102727	まいまいケアプラン	川崎市幸区小向西町 4-17	居宅介護支援
社会福祉法人 ハートフル記念会	1405000108	しおん地域包括支援センター	川崎市川崎区本町 1-1-1	介護予防支援
社会福祉法人 ハートフル記念会	1405100072	しゃんぐりら地域包括支援 センター	川崎市幸区東小倉 6-1	介護予防支援
生活クラブ生活協同組合	1475100028	生活リハビリクラブ幸	川崎市幸区南幸町 2-4-2 ビクセル川崎101	介護予防支援

川崎市告示第351号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

令和6年5月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
有限会社健孝ホーム	1475004238	ケンコーホームウエスト	川崎市川崎区境町 11-20-202	訪問介護
有限会社エリーズ	1475301642	エリーズケアサポート	川崎市高津区溝口 2-26-6-103	訪問介護
株式会社 ソシアスメディカルケア	1465590088	椿訪問看護ステーション	川崎市宮前区宮崎 2-8-26-501	訪問看護
有限会社エリーズ	1475301642	エリーズケアサポート	川崎市高津区溝口 2-26-6-103	居宅介護支援
株式会社ワイ・エム	1475302392	ふたば居宅介護支援	川崎市高津区千年新町 3-6 1階	居宅介護支援

川崎市告示第352号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

- 2 保管期間
- 当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
- (1) 引取りの場所
- 別紙記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時
- 火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用
- 自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第353号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第354号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第355号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第356号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項の規定により施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第357号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第358号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第359号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

公 告

川崎市公告第1104号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月16日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項**(1) 件 名**

令和6年度風しん追加的対策事業におけるクーポン券作成・封入封緘業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局保健医療政策部予防接種担当指定場所

(3) 履行期間

令和6年8月1日から令和6年9月20日まで

(4) 委託概要

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施における、帳票作成及び封入封緘の委託業務

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「封入・封緘業務」に登録されていること。

(4) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、履行実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市川崎区宮本町1番地

健康福祉局保健医療政策部予防接種担当
担当 小森

電 話 044-200-2440

F A X 044-200-1065

E-mail 40vaccine@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和6年7月16日(火)から令和6年7月23日(火)まで
午前9時から正午及び午後1時から午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和6年7月24日(水)までに通知書を交付又は電子メールで送付します。

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和6年7月16日(火)から令和6年7月23日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供する他、以下のとおり川崎市のホームページにて閲覧することができます。

【川崎市ホームページ 入札説明書掲載場所】

トップページ

>くらし・総合

>予防接種・感染症

>予防接種

>事業者の方へ

>令和6年度風しん追加的対策事業におけるクーポン券作成・封入封緘業務委託に係る契約
一般競争入札について

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和6年7月24日(水)から令和6年7月25日(木)まで
(4) 回答方法

令和6年7月26日(金)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法
持参とします。

イ 入札日時
令和6年8月1日(木) 午前11時

ウ 入札場所
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎14階
1403会議室

エ 入札金額は仕様書に記載された予定数量に単価を乗じた金額の合計額となります。
入札(見積)書及び入札(見積)書内訳書をそれぞれ作成してください。

(2) 入札保証金
免除とします。

(3) 開札の日時
7(1)イと同じ

(4) 開札の場所
7(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、以下のとおり川崎市のホームページにて閲覧することができます。

【川崎市ホームページ 契約条項等掲載場所】

トップページ

>くらし・総合

>予防接種・感染症

>予防接種

>事業者の方へ

>令和6年度風しん追加的対策事業におけるクーポン券作成・封入封緘業務委託に係る契約
一般競争入札について

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告第1105号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道砂子9号線他3路線道路整備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区砂子1丁目10番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	

参 加 資 格	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年8月19日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	麻生区内一級河川鶴見川護岸天端補強（管理用通路舗装）工事
	履 行 場 所	横浜市青葉区寺家町360番地先他 1箇所
	履 行 期 間	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年7月31日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	市道細山176号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区向原3丁目6番地先他1箇所
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年7月31日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値(1円未満の端数	

そ の 他	が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。
	(3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。
	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高津中学校高圧負荷開閉器改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本3丁目11番2号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年8月26日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前平中学校校舎増築昇降機設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平2丁目7番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年10月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	

参 加 資 格	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成21年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年8月26日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	浮島処理センター外構舗装等改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町509-1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年8月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報がわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1106号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号、令和5年4月1日施行）附則第5条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和6年7月17日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権							利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(㎡)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)(円)	借賃の方法	氏名又は名称	住所
川崎市麻生区岡上宇天神谷戸976番	畑	4,721	梶 睦子	川崎市麻生区岡上2-24-5	貸借権	普通畑及び農業施設用地	令和6年8月1日	令和11年7月31日	31,500	毎年4月末日までに貸手指定の口座に振込	梶 俊夫	川崎市麻生区岡上5-6-19
川崎市麻生区岡上宇自正寺1156番	田	582	梶 朋来	川崎市麻生区岡上2-24-5	貸借権	水田	令和6年8月1日	令和7年7月31日	10,000	7月末日までに貸手指定の口座に振込	長谷川 努	川崎市麻生区岡上1148

計 5,303

- 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができ、この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時ご増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月、川崎市）第6-2-(13)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）附則第5条の規定（農用地利用集積計画に関する経過措置）に基づき、旧農業経営基盤強化促進法（平成30年11月16日施行）第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況について、農地法施行規則第60条の2で定めるところにより農業委員会に報告しなければならない。

《参考》 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農業生産法人以外)

整理番号	1	氏名又は名称	梶 俊夫	性別	男	年齢	81	農作業従事日数	250	利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況		種類	数量	利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況		種類	数量	
利用権の設定等を受ける土地の面積 ㎡	利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 ㎡		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物		利用権の設定等を受ける者の世帯の農作業従事及び雇用労働力の状況				雇用労働力 (年間延日数)	種類		数量	トラクター 耕運機 脱穀機 風塵機 肥料を撒く機械		1 1 1 1 1			
					農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)											3人 (人)	20人/日 (60日)	
農業専従者				人 (人)	大豆													
農地		13,177	大豆				主として農業に従事する者 従として農業に従事する者		人 (人)									
採草放牧地																		
農地	4,721			農業補助者		人 (人)												
採草放牧地																		
その他																		

整理番号	2	氏名又は名称	長谷川 努	性別	男	年齢	57	農作業従事日数	120	利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況				利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況			
利用権の設定等を受ける土地の面積 m ²	利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 m ²			利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物	利用権の設定等を受ける者の世帯の農作業従事及び雇用労働力の状況				雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量				
農地	582	農地	8,283	米、露地野菜 (ブロッコリー、サツマイモ、里芋、ネギ等)	農業専従者				1人 (1人)	人日 (日)	トラクター 田植え機 稲刈り機 ハーベスター 初摺り機 選別機 マルチを張る機械、刈払機 スピアレー	1 1 1 1 1 1 各1 1					
採草放牧地		採草放牧地	主として農業に従事する者				1人 (1人)										
			農業補助者 従として農業に従事する者				人 (人)										
その他																	

川崎市公告第1107号

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき、意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月18日

川崎市長 福田紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ヤオコー新百合ヶ丘店
川崎市麻生区上麻生三丁目1番1 ほか
- 提出された意見書
1 通
- 提出された意見の概要
 - 万福寺王禅寺線麻生警察署方面行きについて、ヤオコーへの入庫車に起因する速度低下により渋滞の悪化が懸念されるため、万福寺王禅寺線からヤオコーに入庫する専用の左折レーンの設置について検討されたい。
 - 当該店舗への来店車両が、新百合ヶ丘駅南口ロータリーから万福寺王禅寺線に右折して入庫することにより、渋滞のさらなる悪化とロータリーの機能低下が懸念されるため、(1)における入庫専用の左折レーンと直進レーンをラバーポールで仕切る等、新百合ヶ丘駅南口ロータリーから万福寺王禅寺線に右折した車両が、ヤオコーに入庫できないようにする措置を検討されたい。
 - 中長期的な交通対策として、渋滞の激しい万福寺王禅寺線（鶴亀松公園～麻生警察署前）の4車線化についても検討されたい。
- 提出された意見書の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）及び麻生区役所
- 提出された意見書の縦覧期間及び時間帯
令和6年7月18日から令和6年8月18日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

川崎市公告第1108号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

川崎市多摩区生田八丁目、枳形一丁目の各一部の地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年7月18日

川崎市長 福田紀彦

- 地図及び簿冊の名称
地籍図原図及び地籍簿案
- 閲覧期間
令和6年7月19日(金)から令和6年8月7日(水)まで
- 閲覧場所
 - 市役所閲覧
ア 場所 川崎市川崎区宮本町1番地16階
建設緑政局道路河川管理部管理課
イ 日時 上記閲覧期間
9時から17時まで（土曜日、日曜日及び下記地元閲覧日を除く。）
 - 地元閲覧
ア 場所 川崎市多摩区生田七丁目16-1
多摩区役所生田出張所2階大会議室
イ 日時 令和6年7月27日(土)、7月28日(日)
9時30分から15時30分まで及び
7月29日(月)9時30分から14時30分までの3日間
- 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 誤り等訂正の申し出は、請求があれば用紙を閲覧場所で交付する。

川崎市公告第1109号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月19日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度学校給食児童用白衣
	履 行 場 所	川崎市立学校
	履 行 期 間	令和7年3月31日
参 加 資 格	- 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 - 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 - 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 - 平成26年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。	

参 加 資 格	なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (6) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和6年9月3日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1110号

令和6年7月19日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	i P a d（第10世代）
	履 行 場 所	青少年支援室が指定する7か所
	履 行 期 間	令和6年9月30日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「コンピュータ」種目「コンピュータ」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成26年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	令和6年8月28日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1111号

令和6年7月19日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生区内都市計画道路尻手黒川線高低差処理等詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平2丁目23番地先
	履 行 期 間	150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門:建設一道路)及び技術士(建設部門:道路)の資格を有する者 イ 照査技術者は、技術士(建設部門:道路)の資格を有する者	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月20日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内都市計画道路東京丸子横浜線(上丸子跨線橋側道部)家屋事前調査委託
	履 行 場 所	川崎市中原区新丸子東3丁目地内
	履 行 期 間	令和7年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「事業損失部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月20日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	今井中央橋ほか1橋橋りょう整備(高欄改良)設計委託
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉町3丁目24番地先ほか1箇所
	履 行 期 間	令和6年12月27日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和6年8月20日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1112号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和6年7月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

（仮称）生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けた実証実験等支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

川崎市多摩区枳形7丁目地内他

4 業務概要

(1) 業務目的

本委託は、（仮称）生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けて、植生管理計画の見直しに向けた仕組みづくりや大学等との連携の可能性について把握するための実証実験を実施し、（仮称）生田緑地ビジョンアクションプランに取組内容を反映するものとする。また、生田緑地ビジョンに基づく短・中長期的な具体的な取り組みを検討するにあたって、オープンハウス型説明会や有識者会議の運営や、多様な主体との意見交換会の企画・運営への助言を行い（仮称）生田緑地ビジョンアクションプランの素案の作成支援を行うとともに、取組内容を市民が分かりやすく理解できるよう、イラスト等を活用した（仮称）生田緑地ビジョンアクションプランのパンフレットを作成するものとする。

なお、植生管理計画の見直しについては、活動参加者の知識や技術の向上や、持続的な順応的管理を実践する仕組みづくりに向けて、市民参加型の樹林地調

査活動を試行的に実施し、大学との連携については、近隣の大学等と連携した取組を試験的に実施する。

(2) 業務内容

ア 持続的な順応的管理に向けた市民参加型の樹林地調査の試行実施

(ア) 企画・準備

(イ) 当日の運営

(ウ) 調査記録の作成

イ 近隣の大学と連携した試行実施

ウ （仮称）生田緑地ビジョンアクションプランの素案作成支援

(ア) 会議等の企画・運営への助言

(イ) （仮称）生田緑地ビジョンアクションプランの素案作成時の支援

(ウ) （仮称）生田緑地ビジョンアクションプランのパンフレット作成

エ 報告書の作成

オ 打合せ協議

(3) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とする。

4,400,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は任意に結成された2者以上の共同企業体によるものとし、次に掲げる要件を備えた者とする。

ただし、本プロポーザルについて、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできない。なお、参加意

向申出書(様式1)の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

【単独の法人が満たすべき要件】

- (1) 法人であること
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること(参加申込時点で業者登録中[申請中含む]であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。)
- (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (6) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

【共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件】

- (1) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていること(参加申込時点で業者登録中[申請中含む]であり、かつ契約時点で業者登録業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。)
- (2) 【単独の法人が満たすべき要件】(1)から(3)、(5)、(6)

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課
計画調整担当 鈴木、清水

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎17階)

電 話 044-200-1202(直通)

F A X 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和6年7月19日(金)

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資

格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により1部ずつ提出

(1) 提出期間

令和6年7月19日(金)から令和6年8月1日(木)まで
(郵送の場合は令和6年8月1日(木)必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 委任状(様式2) ※共同企業体による参加の場合に提出

ウ 共同企業体協定書(様式3) ※共同企業体による参加の場合に提出

エ 共同企業体編成表(様式4) ※共同企業体による参加の場合に提出

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

9 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書(様式5)に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和6年7月19日(金)から令和6年8月1日(木)午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年8月5日(月)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

10 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期限

令和6年8月9日(金)

(郵送の場合は令和6年8月9日(金)までに必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出書類(ア～オはすべて任意様式)

ア 企画提案書

20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 業務実績表

エ 会社(団体)概要書(パンフレット等)

オ 見積書

(3) 提出部数

ア 見積書以外：PDFデータで各1部

(書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を

「業者名_書類名」とする。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf)

イ 見積書：原本(紙)を1部(押印あり)

(4) 提出方法

ア 見積書以外：別途指定するLogoフォームにアップロードし、送信指定Logoフォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/665030>

イ 見積書：「6 担当部局」へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

11 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、(仮称)生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けた実証実験等支援業務委託プロポーザル評価選考委員会(以下「評価選考委員会」という。)を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時(予定)

令和6年8月下旬のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所(予定)

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

(ア) 理解度

事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。

(イ) 知識・能力

業務に必要な知識、能力が十分か。

(ウ) 積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

(ア) 組織体制

業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。

(イ) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 事業の企画力

(ア) 企画力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

(イ) 手順・方法

効率的・効果的な手順・方法が提案されているか。

(ウ) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

(エ) 資料作成

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

エ 実績評価

本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知(予定)

令和6年8月下旬ごろ

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

(1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき

(2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否

市指定の契約書により、必要とする。

(4) 契約保証金

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。

(5) その他詳細について

詳細については、「(仮称)生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けた実証実験等支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。

川崎市公告第1113号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年7月19日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多磨区長沢一丁目9041番2

ほか4筆(第1工区)

1,226平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社 成建 代表取締役 常盤 孝一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:10戸10棟

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年11月29日

川崎市指令 宅審(イ)第224号

令和6年2月2日

川崎市指令 宅審(イ)第240号(変更)

令和6年4月9日

川崎市指令 宅審(イ)第1号(変更)

川崎市公告第1114号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和6年7月22日

川崎市長 福田紀彦

1 件 名

介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施手法の検討ワーキング運営支援業務委託

2 履行期間

令和6年9月13日から令和9年3月31日

3 履行場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他

4 事業概要

介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施に

向けた検討ワーキングの運営支援業務

5 契約概算額

委託料 45,000,000円(消費税及び地方消費税を除く・3年間最大)

6 参加資格

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」のうち、「その他の調査・測定」に搭載されていること。

(4) 3年以内に国又は地方自治体から、介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務の受託等の実績があること。

(5) この調達内容について確実に履行することができること。

7 参加資格の確認

(1) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎12階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

専門支援担当

電 話:044-200-1511 F A X:044-200-3926

電子メール:40keasui@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年7月22日(月)から7月26日(金)

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 実績表(様式2)

ウ 契約等の実績を証する書類(契約書の写し、補助事業の交付決定通知等)

エ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)

オ 誓約書(様式4)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期間内必着)

(5) 参加資格確認審査

参加資格の審査結果は文書にて、令和6年7月29日(月)までに通知する。

8 質問書の提出

(1) 照会窓口

7(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月2日(金)午後5時まで

(3) 質問受付方法

「質問書」(様式5)により電子メールにて提出
電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和6年8月6日(火)までに参加資格を有するすべての事業者に文書(電子メール)にて送付

9 提案書等の提出

(1) 提出場所

7(1)と同じ

(2) 提出期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月22日(木)
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで
(土、日を除く)

(3) 提出書類

ア 提案書(任意様式)

イ 提案書の業務実績に記載した内容を証する書類
(契約書の写し、補助事業の交付決定通知等)

※参加意向申出時に提出済の場合は不要

ウ 要件確認書(様式6)

エ 見積書(任意様式)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期間内必着)

10 プレゼンテーションの実施

令和6年8月30日(金)にプレゼンテーションを実施するので、提案参加事業者は出席すること。プレゼンテーションの開催時間、開催場所については、提案参加業者へ令和6年8月上旬にメールにて通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は提案参加業者につき最大3名までとする。

11 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定にあたっては選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において以下により評価を行う。企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、総合評価点が最も高く、かつ総合評価点が満点の60%を超えた者を本業務の受託事業者とする。

(2) 選定基準

総合評価点が同点の場合、次の表に従い点数を付け、点数の合計が最も高い提案者を受託予定者とする。表に従い点数を付け、なお同点の場合には委員長による判断により選定する。

各委員の評価順位	得点
1位	5点
2位	4点
3位	3点
4位	2点
5位	1点
6位以下	0点

12 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウンロードして作成すること。また、提出された書類は返却しない。

(2) 提案書作成及び提出に関する費用負担

提案参加事業者の負担とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができる。

川崎市公告第1115号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和6年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

地域包括支援センター業務検討委員会運営支援業務委託

2 履行期間

令和6年9月13日から令和9年3月31日

3 履行場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他

4 事業概要

地域包括支援センター業務検討委員会の運営支援業務

5 契約概算額

委託料 43,950,000円(消費税及び地方消費税を除く・3年間最大)

6 参加資格

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」のうち、「その他の調査・測定」に登録されていること。

(4) 3年以内に国又は地方自治体から、地域包括支援センターに関する類似の業務の受託等の実績があること。

(5) この調達内容について確実に履行することができること。

7 参加資格の確認

(1) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎12階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
専門支援担当
電 話：044-200-2681 F A X：044-200-3926
電子メール：40keasui@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年7月22日(月)から7月26日(金)
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書(様式1)
イ 実績表(様式2)
ウ 契約等の実績を証する書類(契約書の写し、補助事業の交付決定通知等)
エ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)
オ 誓約書(様式4)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期間内必着)

(5) 参加資格確認審査

参加資格の審査結果は文書にて、令和6年7月29日(月)までに通知する。

8 質問書の提出

(1) 照会窓口

7(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月2日(金)午後5時まで

(3) 質問受付方法

「質問書」(様式5)により電子メールにて提出
電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和6年8月6日(火)までに参加資格を有するすべての事業者へ文書(電子メール)にて送付

9 提案書等の提出

(1) 提出場所

7(1)と同じ

(2) 提出期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月22日(木)
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで
(土、日を除く)

(3) 提出書類

- ア 提案書(任意様式)
イ 提案書の業務実績に記載した内容を証する書類(契約書の写し、補助事業の交付決定通知等)
※参加意向申出時に提出済の場合は不要
ウ 要件確認書(様式6)
エ 見積書(任意様式)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期間内必着)

10 プレゼンテーションの実施

令和6年9月2日(月)にプレゼンテーションを実施するので、提案参加事業者は出席すること。プレゼンテーションの開催時間、開催場所については、提案参加業者へ令和6年8月上旬にメールにて通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は提案参加業者につき最大3名までとする。

11 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定にあたっては選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において以下により評価を行う。企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、総合評価点が最も高く、かつ総合評価点が満点の60%を超えた者を本業務の受託事業者とする。

(2) 選定基準

総合評価点が同点の場合、次の表に従い点数を付け、点数の合計が最も高い提案者を受託予定者とする。

各委員の評価順位	得点
1位	5点
2位	4点
3位	3点
4位	2点
5位	1点
6位以下	0点

12 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウンロードして作成すること。また、提出された書類は返却しない。

(2) 提案書作成及び提出に関する費用負担

提案参加事業者の負担とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができる。

川崎市公告第1116号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和6年7月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

夢見ヶ崎動物公園魅力発信動画編集・作製等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 履行場所

川崎市幸区南加瀬1丁目2-1

4 業務概要

(1) 業務目的

動物の飼育・展示を開始して50年を経た夢見ヶ崎動物公園が、次の100年も持続していくためには、健全な花や森に囲まれた中で、命や自然の大切さを学べる場を提供し続け、来園者の自然環境への関心を育むことで、地球環境を大切に思う取組へと繋げていく必要がある。本業務では、展示動物や飼育・保護業務などの取組に加え、地域やボランティアなどが実施している活動等を映像化し、命の大切さや地域の魅力を伝える「学びの場づくり」の基礎とすることを目的とする。

(2) 業務内容

ア 打合せ協議

イ 動画編集に係る関係者との協議調整

ウ 各種イベント等の撮影企画

エ 職員等による動物等案内の撮影企画

オ 動画編集

カ 報告書作成

(3) 事業委託料(参考)

事業委託料は、次の金額を上限とする。

3,369,960円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

5 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他業務」・種目「映画・ビデオ制作」に登録されていること(参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。)

(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと

(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない

い者であること

(6) 平成31(令和元)年度から令和6年度7月までの期間において、魅力発信(PR)動画の制作実績(完了検査済みのものに限る。)があること

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課事業調整担当 渡辺

〒210-0007 川崎市川崎区宮本町1番地17階

電 話 044-200-1200(直通)

FAX 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、参加意向申出書(様式1)及び質問書(様式2)の様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和6年7月23日(火)

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により1部を提出

(1) 提出期間

令和6年7月23日(火)から令和6年8月6日(火)まで(郵送の場合は令和6年8月6日(火)必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。郵送で提出する場合には、電話又は電子メールにて担当宛てにその旨を連絡すること。なお、配達記録に係る資料の提出を求める場合がある。

9 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書(様式2)に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和6年8月9日(金)から令和6年8月15日(木)午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年8月19日(月)に、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

10 提案書等の提出

次の期日までに、必要書類(提案概要書の様式は参加者へ別途電子メールにて送付する。)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により提出

(1) 提出期限

令和6年8月30日(金)

(郵送の場合は令和6年8月30日(金)までに必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出書類(下記ア～エを統合し20ページ以内で作成すること)

ア 提案概要書(指定様式)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 見積書(任意様式)

エ 会社(団体)概要書(パンフレット等)(任意様式)

(4) 留意点

ア 提出書類はPDF化してCD等の媒体に格納し、これを2部提出すること。

イ 提出書類はA4判の横向きとし、「ア 提案概要書」を1ページ目として、各書類にページ番号を記載すること。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期限後の提出書類の差し替え及び追加はできない。

オ 提出書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

カ 書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(5) その他

郵送で提出する場合には、電話又は電子メールにて担当宛てにその旨を連絡すること。なお、配達記録に係る資料の提出を求める場合がある。

11 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、夢見ヶ崎動物公園魅力発信動画編集・作製等業務委託プロポーザル評価選考委員会(以下「評価選考委員会」という。)を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 開催日時(予定)

令和6年9月上旬のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 開催場所・方法(予定)

川崎市役所本庁舎

※詳細な場所・方法は調整の上、個別に連絡する。

ウ プレゼンテーション環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうちスクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこと。

オ 内容等

事前に提出されている提出書類及び企画提案内容を補足する資料に基づいて、提案説明を20分を行い、その後、質疑応答を10分程度行う(時間は変更する場合がある)。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案資料に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 理解度

・仕様書の主旨に沿い、事業目的を十分に理解した企画提案書となっているか。

イ 提案者概要・業務実施体制等

・魅力発信(PR)動画の制作実績が十分と判断できるか

・業務を円滑に実施できる人員が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか

・履行期限までに業務が完了するような具体的なスケジュールとなっているか

ウ 企画提案力

(ア)コンセプト

・事業目的を達成するために、制作する各映像の特徴(内容、放映手段、視聴対象等)を明らかにしたコンセプトを提案しているか

・コンセプトのそれぞれについて、具体的な映像のイメージや演出方法等を提案しているか

(イ)職員や市民等の出演に係る企画調整

・映像に出演する職員や市民等の思いを効果的に表現する演出・撮影方法を企画するとともに、出演に係る具体的なタイムスケジュール及び撮影した映像の活用手法(動画中のどのシーンに使用するか等)を提案しているか

(ウ)創意工夫

・映像制作について仕様書で定める以外の独自の企画、創意工夫の手法を提案しているか

・制作した映像が多くの人に届くよう、映像活用のアイデアを提案しているか

エ プレゼンテーション能力

- ・口述による提案説明が明快で分かりやすい言い回しであるか
- ・企画提案書や添付資料の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。また、最も高い合計点を獲得した者が複数の場合(同点の場合)は、次のア〜ウの選考過程により最終順位を確定し、受託候補者とする。なお、基準点を総合得点の60パーセントとし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

ア (3)審査基準、ウ企画提案力の合計点が最も高い者

イ アに該当する業者が複数ある場合、経費見積額が最も低い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した者

(5) 受託候補者選定結果通知(予定)

審査日から2週間以内

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 評価選考委員会により選定された受託候補者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとする。
- (4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (5) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とする。
- (6) 契約保証金
川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。

(7) その他詳細について

詳細については、「夢見ヶ崎動物公園魅力発信動画編集・作製等業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること

川崎市公告第1117号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和6年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

生活支援体制整備事業における介護予防広報誌制作業務委託

2 委託内容

別紙仕様書のとおり

3 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

川崎市内 他

5 提案上限額

26,426,400円(消費税及び地方消費税を除く)

6 参加資格

- (1) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。
- (2) 3年以内に国又は地方公共団体から、本業務と関係性のある業務(地域資源情報の収集、広報媒体の制作、普及啓発に関する企画立案等の業務)を受託した実績があること。
- (3) この委託業務について、確実に履行できること。

7 スケジュール

内 容	実施主体	日 程
公募開始 (参加意向申出書の配布開始)	市	令和6年7月24日(木)から
参加意向申出書等の受付	提案者→市	令和6年8月2日(金)まで
参加資格確認審査結果の通知	市→提案者	令和6年8月6日(火)まで
質問書の受付	提案者→市	令和6年8月9日(金)まで
質問書への回答	市→提案者	令和6年8月16日(金)まで
提案書等の提出	提案者→市	令和6年8月23日(金)まで
プレゼンテーションの実施、選定審査委員会	提案者	令和6年9月5日(木)午前(予定)
選定結果通知	市→提案者	選定審査委員会終了後、行政内部手続き完了後通知する。 ※令和6年9月中旬を予定
契約締結		令和6年10月上旬を予定
業務開始		契約締結日～

8 提出書類一覧

提出時期		提出書類名	部数
①参加意向申出書提出時 令和6年8月2日(金)まで	1	参加意向申出書(様式1)	1部
	2	実績表(様式2)	1部
	3	実績を証する書類(契約書の写し、補助事業の決定通知の写し等)	1部
	4	コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)	1部
	5	誓約書(様式4)	1部
②質問書提出時 令和6年8月9日(金)まで	1	質問書(様式5)	1部
③提案書提出時 令和6年8月23日(金)まで	1	提案書(任意様式) ※提案を補足するデータ等が必要な場合は参考資料を添付可能(任意様式)	10部 (正本1部 副本9部)
	2	見積書(任意様式)	1部

9 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局(提出場所と同じ)まで連絡すること。

また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和6年7月24日(水)から8月2日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎12階
事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
ケアシステム担当 久保・中村
電 話：044-200-0479 F A X：044-200-3926

(3) 提出書類

8①のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参
※持参の場合は、事前に電話連絡すること
※郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 提案参加資格審査確認

提案参加資格の審査結果は、参加意向申出書を提出したすべての業者に対して、文書にて、令和6年8月6日(火)までに通知する。

10 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和6年7月25日(木)午前9時から8月9日(金)午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書様式(様式5)を本市ホームページからダウンロードした上で、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること

(3) 回答方法

市は、すべての質問について、令和6年8月16日(金)までに回答を行う。

11 提案書等の作成

(1) 提案書の作成

提案書については、次表の①～⑥の項目について、A4片面(横向き)・25枚以内で、分かりやすく作成すること。(様式任意、フォントサイズは自由)

なお、記載順等については、必ずしも表の並びに倣う必要はない。

基本事項	①	会社概要	名称、設立年月日、従業員数、主な事業内容及び企業方針・企業理念について記載すること。
業務実績	②	業務実績	3年以内に国又は地方公共団体から受託した、本業務と同様の業務(地域資源情報の収集、広報媒体の制作、普及啓発に関する企画立案等の業務)における発注者等(省庁名や地方公共団体名等)・業務名・業務内容・受託期間、履行にあたり工夫した点を記載すること。業務実績が複数ある場合は、最大で3つまで記載すること。
企画提案	③	基本的な考え方	虚弱・要支援高齢者及びその家族の状態像を踏まえ、介護予防に資する広報媒体の作成コンセプトを記載すること。
	④	広報媒体の作成	主に虚弱または要支援高齢者が、閉じこもりを予防又は閉じこもり状態を解消し、地域での活動・参加を継続できるような地域資源の掲載方法、対象者が積極的に手に取りたくるような広報媒体の編集方法、区ごとの特徴をアピールできるような誌面の構成案を記載すること。 (12ページ～20ページ程度、掲載候補となる物件一覧については市より提供予定) 市の提供する各種サービスの利用の流れや手続きをわかりやすく説明できるような工夫を記載すること。(4ページ程度、記載内容は概ね4区共通) 制作に係るスケジュール案及び、取材・編集方法を記載すること。
	⑤	運営体制	本業務の実施に係る責任者や研究員等の人員体制を記載すること。

(2) 見積書の作成

金額は消費税及び地方消費税抜きで算出し、単位を円で記載すること。

提案上限額は、総額26,426,400円とする。(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 作成における注意事項等

- ① 提案書には表紙をつけ、表題、会社名、代表者職氏名、提出年月日を記載すること。
- ② 提案書及び参考資料の様式は、全てA4横版とすること。
- ③ 提案書及び参考資料は、提案書提出時に紙媒体に加え電子媒体でも提供すること(次の電子メールアドレス宛て送付も可能)。
電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp
- ④ 提案書(正本)の表紙及び見積書には、実印(代表者印)を押印すること。
- ⑤ 見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

(4) その他注意事項等

- ① 見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。
- ② 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した辞退届を提出日までに提出すること。様式は任意とする。
- ③ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加業者の負担とする。また、提案書等の提出書類の著作権は、提案参加業者に帰属する。

12 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

8月23日(金)午後5時まで
※土日・休日を除く

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎12階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
ケアシステム担当

(3) 提出書類

8③のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)
※持参の場合は、事前に電話連絡すること
※郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

13 プレゼンテーションの実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

令和6年9月5日(木)午前(予定)

※プレゼンテーションの開催時間及び開催場所に

ついては、提案参加業者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は、最大3名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書に基づき、原則として本業務の実施責任者及び担当する者がプレゼンテーション及び質疑応答を実施するものとする。プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分以内とし、説明の際、プロジェクターの使用は不可とする。

14 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点する。詳細は、「生活支援体制整備事業における介護予防広報誌等制作業務・受託予定者の選定基準」を参照のこと。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

15 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができる。

16 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおり。

部署名	健康福祉局地域包括ケア推進室
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階
電話番号	044-200-0479
電子メール	40keasui@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (開庁日及び正午～午後1時を除く)

川崎市公告第1118号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月24日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	浮島処理センター接地設備補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町509番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年1月17日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年8月21日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎小学校受変電設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区日進町20番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年9月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
	(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	
	(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
	契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
	入札日時等	令和6年9月6日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
	入札保証金	免
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎市民プラザ排煙窓ほか改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作1丁目19番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	
	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	
	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」種目「その他の建具」で登録されていること。	
	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
	(8) 建具工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参 加 資 格	また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建具」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年8月28日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	東住吉小学校給食室増築その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月住吉町1番11号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年10月17日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。	

参 加 資 格	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年9月6日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	宮崎中学校防球ネット改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮崎107番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年8月28日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内道路補修（緊急24-2）工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市宮前区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年8月19日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	小田栄公園フェンス改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小田栄1-8-11
	履 行 期 間	契約の日から令和7年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年8月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生区内道路補修(緊急24-2)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に	

参 加 資 格	登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年8月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	中原区内主要地方道幸多摩線多摩川河川敷傾斜路改良工事
	履 行 場 所	川崎市中原区等々力20番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年8月26日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	市道白石町3号線道路補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区白石町6番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年8月20日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。	

そ の 他	ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	---

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	浮島1期地区基盤整備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町地内
	履 行 期 間	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年8月20日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1119号

入 札 公 告

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

普通乗用自動車(ハイブリッド車)の賃貸借及び

保守

(2) 履行場所

川崎市川崎区東扇島38-1

(3) 履行期間

令和7年3月3日から令和14年3月2日まで

(4) 賃貸借の概要

入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「車両」で登録されていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者であること。
- (5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。
- (6) 本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課
電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(水)までとします(土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(6)を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します。(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に

より競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和6年8月5日(月)午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和6年8月5日(月)までに入札参加資格確認通知書及び入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年8月6日(火)から令和6年8月8日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール、FAX又は持参

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和6年8月14日(水)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年8月27日(火)午後2時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入
札を行った者を落札者とし、その者の
入札価格が著しく低価格であるときは、落札を保留
とし、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書の作成

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、
川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1120号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 土地境界確定等関係資料等スキャンニ
グ業務(その2)委託

(2) 履行場所 建設緑政局道路河川管理部管理課ほか

(3) 履行期限 令和7年3月14日限り

(4) 業務概要 特記仕様書による

2 競争入札参加資格

入札に希望する者は、次の条件を満たしてなければ
なりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」で登録
されている者。(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されてい
る者。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎16階

建設緑政局道路河川管理部管理課

電 話：044-200-2811

FAX：044-200-3979

E-Mail：53kanri@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市ホーム
ページ「入札情報かわさき」において、本件の
公表情報詳細のページからダウンロードできま
す。

(2) 配付・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(木)まで
午前8時30分から午後5時まで

(ただし、土日祝及び平日の正午から午後1時ま
でを除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格が
あると認められた者には、令和5・6年度川崎市業
務委託有資格業者名簿に登録されている電子メール
アドレスに、確認通知書を令和6年8月6日(火)まで
に送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していな
い場合は、FAXで送付します。

5 仕様書に関する問い合わせ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。なお、仕様
書以外の質問は受け付けません。また、この入札参
加者以外の質問には回答いたしません。

E-Mail：53kanri@city.kawasaki.jp

FAX：044-200-3979

(2) 質問受付期間

令和6年8月6日(火)午前8時30分から令和6年8月9日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年8月19日(月)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。また、回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年8月26日(月)午前10時00分
イ 場所 川崎市役所本庁舎(復元棟)3階
303会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第1121号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度川崎市わくわくプラザ入退室管理システム導入及び運用保守業務委託

(2) 履行場所

川崎市内わくわくプラザ108か所

(3) 履行期限

令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市有資格業者名簿に業種「電算関連業務」種目「他電算関連業務」に登載されていること。
- (4) プライバシーマーク又はISMS認証(IS027001)取得企業であること。
- (5) 放課後児童クラブに関する入退室管理システムを5年以上運用している実績があること。
- (6) 令和6年4月1日現在、自治体が発注する放課後児童クラブへの入退室管理システムの導入において、ひとつの契約で100か所以上に導入する契約を締結した実績を有すること。
- (7) 公設の放課後児童クラブに対して累計1,000か所以上の入退室管理システムの導入実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書、仕様書の配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダ

ウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月2日(金)まで
午前9時～正午及び午後1時～5時(土・日曜日
を除く)

(3) 提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎15階 こども未来局青少年支援室
担当 和久稻・富岡
電 話：044-200-3083(直通)
FAX：044-200-3931
メール：45sien@city.kawasaki.jp

(4) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)、(5)、(7)の条件を満たしていることが
確認できるもの(例：パンフレット等)
- ウ (6)の条件を満たしていることが確認できる自治
体との契約書の写し等

(5) 提出方法

持参もしくは郵送
郵送の場合は令和6年8月2日(金)必着

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者のうち、参加
資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎
市業務委託有資格者名簿に電子メールアドレスが登録
されている場合は電子メールアドレスに、登録してい
ない場合はFAXにて、確認通知書を令和6年8月8
日(木)までに送付します。

5 仕様等に関する質問

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。なお、仕様
書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加
者以外の質問には回答いたしません。

メール：45sien@city.kawasaki.jp
FAX：044-200-3931

(2) 質問受付期間質問書の配布・提出

令和6年8月9日(金)から令和6年8月14日(水)午後
5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の質問書の様式により提出して
ください。

(4) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出され
た場合のみ、令和6年8月19日(月)までに全参加者
宛てに電子メールまたはFAXにて送付します。な
お、回答後の再質問は受付しません。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚
偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

- ア 入札書の提出方法
持参
- イ 入札・開札の日時
令和6年8月22日(木) 午後2時00分
- ウ 入札・開札の場所
川崎市役所本庁舎(川崎市川崎区宮本町1番地)
復元棟301会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札金額等

- ア 入札は総価で行います。消費税等を含まない金
額により入札することとします。
- イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札件名を
記入した封筒に入れて提出してください。

(4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を
必ず持参してください。また、入札を代理人に委任
する場合は、入札書の他に委任状を提出してくださ
い。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札とします。ただし、そ
の者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行
うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施しま
す。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してくだ
さい。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加
の意思がないものとみなします。)

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付
を免除します。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 前払金
無

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための窓口は3(3)に同じ

川崎市公告第1122号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市高齢者生活状況調査一部業務委託
- (2) 履行場所
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課等
- (3) 完了期限
令和7年3月31日(月)限り
- (4) 業務概要
仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で地方公共団体において類似業務の契約実績があること。
- (5) 「ISO/IEC27001」情報セキュリティマネジメントシステムの認証を有している、若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(5)を証明する書類の写し

※ 入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の「入札情報(委託の財政局側の入札公表)」にある該当件名からダウンロードできます。

(2) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地12階

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

電 話 044-200-2677(直通)

F A X 044-200-3926

E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

(3) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月2日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時0分までとします。(土・日・祝祭日は除く。)

(4) 提出方法

郵送(提出期間内必着)又は持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後2日以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

※入札説明書の交付

入札説明書は3(2)の場所において、3(3)の期間で縦覧に供します。また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の「入札情報(委託の財政局側の入札公表)」にある該当件名からダウンロードできます。

なお、委任先メールアドレスを登録している場合は、確認通知書とともに電子メールで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(2)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年8月5日(月)午前8時30分から令和6年8月13日(火)午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

※川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の「入札情報(委託の財政局側の入札公表)」にある該当件名からも様式をダウンロードできます。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40zaitak@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和6年8月14日(水) 全者に文書(電子メール)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3926

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、川崎市高齢者生活状況調査一部業務委託にかかる費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して提出してください。

ウ 入札者は税抜きの金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法、期間及び場所

入札書の提出方法 持参とします。

入札書の提出日時 令和6年8月19日(月) 午前10時

入札書の提出場所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地12階1202会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(2)に同じ

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得に定めるところによります。

川崎市公告第1123号

入 札 公 告

寝具等賃貸借(令和6年度川崎市南部児童相談所)に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

寝具等賃貸借(令和6年度川崎市南部児童相談所)

(2) 履行場所

川崎市幸区鹿島田1-21-9

川崎市南部児童相談所

(3) 履行期限

令和7年3月31日まで

(4) 調達概要

川崎市南部児童相談所における寝具等の賃貸借。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「寝具」で登録されていること。

(4) 過去5年間(令和2年度以降)の間に本市又はその他の官公庁もしくは社会福祉施設・病院等(民間施設を含む)と類似業務の契約があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。ただし、契約金額が1

契約で100万円以上の契約実績を少なくとも2件以上有すること。

- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市幸区鹿島田1-21-9
川崎市南部児童相談所
電話 044-542-1234 (代表)
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 提出期間
令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(木)
9時から16時まで(12時から13時の間は除く)
土日、祝日除く
(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
(4) 提出書類
一般競争入札参加資格に関する事項の(4)の契約内容を確認できる契約書等(該当する2件)の写し

- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書等を令和6年8月7日(木)までに交付します。

なお、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先(1)と同じ
(2) 交付日時 令和6年8月7日(木)9時から16時まで(12時から13時の間は除く。)

- 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和6年8月7日(木)から令和6年8月19日(月)
9時から16時まで(12時から13時の間は除く)
土日、祝日除く
(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 45nanzis@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-542-1728
ウ 持参 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先(1)と同じ

- (4) 回答方法
令和6年8月22日(木)

全社へ文書(電子メール又はFAX)にて送付します。

- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2一般競争入札参加資格に関する事項の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

- 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 令和6年9月4日(木)10時30分
入札・開札の場所 南部児童相談所 会議室
入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
(当日、駐車場は使用できません。)

- (3) 入札保証金 免除
(4) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とします。

- (5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
(2) 契約書の作成 要
(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

- 9 その他

詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1124号

委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和6年度保育所等入所案内コールセンター運営業務委託
(2) 履行場所
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

(3) 履行期間

①契約締結日から令和6年11月15日(金)まで(運営開始は令和6年9月30日(月)とする)

なお、契約締結日から令和6年9月29日(日)までは準備期間とする。

②コールセンターの稼働については、令和6年9月30日(月)から令和6年11月15日(金)まで。

(4) 委託内容

保育所等入所の相談・問合せに関する電話・FAXによる対応及びその運営業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年以内に、官公庁等における同等以上の規模のコールセンター運営業務について、契約実績があること。

(5) この業務委託の契約締結後、確実かつ速やかに人材を確保し、研修等を実施することが可能であること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

ア 窓口での閲覧

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 15階

こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

担当 吉田

電話：044-200-3727

イ インターネットでの閲覧

川崎市ホームページ「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の委託の欄の「財政局入札公表」から閲覧及びダウンロードすることが可能です。

(2) 閲覧期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月1日(木)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

4 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 15階

こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

担当 吉田

電話：044-200-3727

E-mail：45taisak@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月1日(木)まで

(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

川崎市ホームページ「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

ダウンロード出来ない場合は、4(1)の場所で4(2)の期間に配布します。)

イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

5 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、本市による提出物・資格等の審査の上、次により競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

(1) 場所

4(1)に同じ

(2) 日時

令和6年8月5日(月)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

また、入札説明書等は4(1)の場所において4(2)の期間縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。

6 仕様に関する問合せ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和6年8月6日(火)から令和6年8月9日(金)まで

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、4(1)のメールアドレスあてに電子メールにて送信してください。また、メール送信後にメールで送信した旨を4(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和6年8月14日(水)までに電子メールにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、上記1(1)の契約金総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎3階 303会議室

イ 日時 令和6年8月19日(月)午前10時

なお、郵送による入札書の提出については要相談とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

入札後速やかに契約書を作成することを要します。

また、この委託契約に関する詳細なスケジュール及び必要となる様式について、川崎市の指示に基づき速やかに提出することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) その他問い合わせ窓口は上記4(1)に同じです。

川崎市公告第1125号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度川崎市将来人口推計基礎調査等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託概要

令和3年度に行った将来人口推計に対して、人口

動態の主要因となる自然動態及び社会動態の現在の状況を反映させる等、基本となるデータを補完・更新し、これら変動要素を含めた上での推計結果を確認することにより、今後の市政運営の基礎資料とするものです。詳細は「令和6年度川崎市将来人口推計基礎調査等業務委託仕様書」のとおりです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で登録されている者。
- (4) 令和3年度～令和5年度の間に、国又は地方自治体において、本業務に類似する業務を受託し、履行した実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び本件に類似する契約の実績を証する書類（契約書の写し等）を提出しなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎8階
総務企画局都市政策部企画調整課 担当 鎌田、増田

電話 044-200-2166

電子メール 17kityo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)午前9時から令和6年8月1日(木)午後5時まで(ただし、土曜日と日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールのアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和6年8月5日(月)午後5時までに送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者には次により一般競争入札参加資格確認通知書を

交付します。

(1) 日時

令和6年8月5日(月) 午後1時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月9日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限りします。

電子メール 17kityo@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-0401

(5) 回答方法

令和6年8月23日(金)に参加資格を有する者全てに電子メール又はFAXで送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行ないます。消費税額及び地方消費税額は代金支払いの際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まないでください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は「入札件名」及び「商号又は名称」を記載した封筒に封入して持参してください。

(2) 入札書の提出方法

持参します。

(3) 入札・開札の日時

令和6年8月28日(水)午後2時

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所本庁舎14階 1403会議室

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格を
もって有効な入札を行った者を落札者とします。た
だし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあ
ります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

無とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

川崎市公告第1126号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度多摩区区民意識アンケート実施業務委
託

(2) 履行場所

多摩区役所等

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 業務概要

仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿
の業種「調査・測定」、「その他調査測定」に登録さ
れていること。

(4) 過去3年以内に国又は地方自治体において世論調
査や住民意識調査の類似実績があること。

(5) プライバシーマークを取得していること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775-1

多摩区役所まちづくり推進部企画課

電 話 : 044-935-3147

F A X : 044-935-3391

E-Mail : 71kikaku@city.kawasaki.jp

※競争入札参加申込書は川崎市ホームページ「入
札情報かわさき」からダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月2日(金)まで
の下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約の契約書写し(契約の件名と契約者の
代表印が確認できるページのみで可)

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説
明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により
競争参加資格確認通知書及び入札説明書を交付しま
す。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録
した際に電子メールアドレスを登録している場合
は、電子メールで配信します。

(2) 交付日時

令和6年8月7日(水)午前9時から正午までと午後
1時から午後5時まで。ただし、電子メールで配信
する場合は令和6年8月7日(水)午前9時から午後5
時までに配信します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。
電子メール 71kikaku@city.kawasaki.jp
FAX : 044-935-3391

(2) 質問受付期間

令和6年7月25日(木)午前9時から令和6年8月2日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年8月13日(火)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和6年8月20日(火)午前11時

(イ) 入札場所

川崎市多摩区登戸1775-1
多摩区役所6階 防災事務局室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ

れを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければいけません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1127号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託

(2) 履行場所

議会局指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月6日まで

(4) 委託概要

議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務の委託。詳細は「議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」で登録されている者であること。
- (4) プライバシーマークを取得していること。
- (5) ISO 9001 (品質マネジメントシステム) 認証を取得しており、社内に品質保持体制を整え、各工程に責任者等を適切に設けていること。
- (6) マイクロフィルム撮影者は、撮影日に有効期限内である、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が認定する文書情報管理士認定証書を持つ者であること。
- (7) 過去5年以内に本市又はその他官公庁で、1件以上の類似の契約実績があること。
- (8) 業務で使用するマイクロフィルムスキャナー機の保有証明となる書類(購入証明の写し等)を発注者に提出すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配付、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申し込みをしなければなりません。
- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先
- 川崎市川崎区宮本町1番地
議会局議事調査部議事課 担当 蟬川、高畠
電話 044-200-3373
- (2) 配付、提出期間
- 令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
8時30分から17時(ただし、正午～13時を除く)
なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、入札説明書に添付されています。
- (3) 提出書類
- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 上記「2 一般競争入札参加資格」の(4)から(8)までの条件を満たすことを確認できる書類
- (4) 提出方法
- 持参に限ります(持参以外は無効とします。)
※書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。
- 4 入札説明書及び仕様書の縦覧等
- 入札説明書及び仕様書は、上記3(1)の場所において縦覧に供します。なお、縦覧書類については、インターネットでダウンロードすることもできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付
- 入札参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」

の委任先メールアドレスに、令和6年8月6日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、FAXで一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

6 仕様書等に関する質問、回答等

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配付・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配付・提出期間

令和6年8月6日(火)から令和6年8月8日(木)まで
8時30分から17時(ただし、正午～13時を除く)

ウ 質問書の提出方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

提出方法は、電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 98gizi@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3953

(2) 回答

ア 回答日

令和6年8月14日(木)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

(3) その他

本業務対象資料は、B4サイズ以下(B4、A4、B5、A5等)であり、厚さ約1cm～10cm程度になります。簿冊の冊数について、100冊程度を想定しておりますが、厚さ8cm以上のものは17冊あります。ただし、あくまで想定になりますので必要に応じて現物をご確認ください。

本業務対象資料の装丁については、上製本(表紙・背表紙 白ボール紙)及び上製本(表紙・背表紙 クロス素材・金文字)になりますので、必要に応じて現物の御確認をお願いします。確認を希望される場合は、令和6年8月8日(木)17時までに電話で御連絡をください。来庁いただく日時を決めさせていただきます。なるべく早めに御連絡をお願いいた

します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札書による紙入札方式とし、所定の入札(見積)書及び積算内訳書をもって行います。(入札(見積)書と積算内訳書には割印をすること。)

入札金額は、各単価に見込み(コマ)数を乗じた合計額(消費税額及び地方税額を含まない)となります。ただし、契約は1コマ当たりの単価で行います。

入札(見積)書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札・開札の日時

令和6年8月19日(月)14時

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所本庁舎22階 議会局会議室

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成の要否

必要とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約条例及び川崎市契約規則等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、「議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託仕様書」によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1128号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

第2期川崎市スポーツ推進計画改訂に伴う調査等業務委託

(2) 履行場所

川崎市市民文化局市民スポーツ室ほか

(3) 業務期間

契約日から令和7年2月28日まで

(4) 業務内容

令和7年度の「第2期川崎市スポーツ推進計画」の改訂に向けて、国の第3期スポーツ基本計画も踏まえた施策・事業の見直しを行う必要があるため、これまでの取組結果の経年比較等を行うための現状分析(市民アンケート等)を実施する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録されている者。

(4) 過去5年で2件以上、本市またはその他の官公庁において、本件に類似する、総合計画や行政計画等の策定支援(改定を含む。)に伴う市民アンケート等の調査分析業務を受託し、履行した実績があること。

(5) 過去5年で1件以上、本市またはその他の官公庁において、総合計画や行政計画等の策定支援(改定を含む。)業務を受託し、履行した実績があること。

(6) プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会:JIPDEC)及び情報セキュリティマネジメントシステム(一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定)を取得していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加する者は、次のとおり、一般競争入札参加申込書、本件に類似する契約の実績を証する書類(契約書の写し等)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民文化局市民スポーツ室

電 話 044-200-3312 F A X 044-200-3599

E-mail 25sports@city.kawasaki.jp

※一般競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月1日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

- (3) 提出方法

持参

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時

令和6年8月7日(水)午後1時から午後5時までとします。ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日中に電子メールで配信します。

- (2) 場所

「3(1)配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先」に同じ。

- 5 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先」に同じ。

- (2) 受付期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月8日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び8月9日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日並びに正午から午後1時までを除きます。

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 受付方法

電子メール

- (5) 回答方法

令和6年8月16日(金)正午までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格

を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

- 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

- 7 入札の手続等

- (1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。消費税額及び地方消費税額は代金支払いの際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まないでください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を、入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年8月21日(水) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎3階305会議室

- (3) 入札書の提出方法

持参とします。

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 落札業者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

- (7) 入札説明会

実施しません。

- (8) 入札説明書

業務の詳細、一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- 8 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否
必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)及び「3(1)配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1129号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和9基準年度路線価算定及び図面等の作成業務
- (2) 履行場所 財政局税務部資産税管理課
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 路線価算定及び図面等の作成業務
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種20「調査・測定」、種目99「その他調査測定」で登録されていること。
- (4) 本市又は他官公庁において、過去5年以内に同様の業務を履行した契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎11階

川崎市財政局税務部税制課

担当：松坂・齋藤

電 話：044-200-2190(直通)

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

- (2) 配布及び提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月30日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

- (3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績申告書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

- (4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

- (1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

- (2) 交付日時

令和6年8月1日(木)

- (3) その他

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページから以下の手順によりダウンロードできます。

(トップページの検索入力欄に「入札情報」と入力後、「入札情報(入札公表・落札結果)」を選択、その後の画面で「入札情報」の表の中にある、「委託・入札公表」の「財政局」を選択)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録

した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎11階

財政局税務部資産税管理課 担当：原

電 話：044-200-2230(直通)

F A X：044-200-3876

E-mail：23siska@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年8月1日(木)から令和6年8月5日(月)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和6年8月7日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てにF A Xまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費や帳票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和6年8月9日(金) 午前11時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎11階財政局会議室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1130号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 学校公共建築物等定期点検業務

(2) 履行場所 川崎市立学校

(3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月7日

(4) 業務概要 建築基準法12条に基づき、川崎市立学校の建築物の定期点検及び学校設備(非構造物・遊具)の点検を行う。

※詳細は「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員のいずれかの資格を有する者が在籍していること。
- (7) 令和2年度以降で本市又はその他の官公庁等において、建築物点検業務又は建築設備点検業務の契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階(令和6年7月26日まで)

川崎市川崎区宮本町1番地 第3庁舎4階(令和6年7月29日以降)

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 春成

電 話 044-200-3314

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(水)まで
9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(6)(7)に示した資格の確認ができる書類の写し
※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参又は郵送。

※郵送の場合は、3(1)の所管課まで電話連絡の上、提出期間日までに届くこととし、不備がないこと。

4 仕様書の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により、令和6年8月2日(金)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和6年8月2日(金)～令和6年8月6日(火)
9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和6年8月9日(金)までに、入札参加資格があると認めた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和6年8月22日(木)
13時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎204会議室

(4) 入札保証金 免除

- (5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
(2) 契約保証金 要
(3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
(5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。
(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

川崎市公告第1131号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和6年度川崎市シティプロモーション戦略プラン策定支援業務
(2) 履行場所
川崎市役所 等
(3) 履行期限
契約締結日から令和7年3月31日まで
(4) 業務概要
本業務は、令和7年度中の策定を目指す令和8年度から12年間を対象とする次期「シティプロモーション戦略プラン」の「基本的な考え方」を令和7年3月までに作成する業務を行うものです。
詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「他調査」で登録されている者。

3 入札説明書及の配布、一般競争入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることができます。

この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参、電子メール又はFAXにより提出してください。

電子メール又はFAXで送付した際は、送付した旨を下記の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎11階総務企画局シティプロモーション推進室

電 話 044-200-2273

FAX 044-200-3915

電子メール 17brand@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参(事前に3(1)の問い合わせ先に持参日時を電話にて御連絡ください。)、電子メール又はFAX(電子メール又はFAXで送付した際は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和6年8月2日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない

者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問受付期間

令和6年8月2日(金)から令和6年8月7日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後
1時を除く。最終日は正午まで)

イ 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

ウ 質問書の提出方法

電子メール、FAXによります。

なお、電子メール又はFAXで送付した際は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

(2) 回答

令和6年8月9日(金)までに、回答書を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和6年8月19日(月)午前11時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎8階

総務企画局会議室3(8階東側)

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告第1132号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度公共建築物日常点検実施状況・劣化状況調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期間 令和7年3月14日限り

- (4) 委託概要 本市における公共建築物の施設点検の効果的な実施に向けて、施設管理者等による日常点検等の施設の維持管理に関する取組を支援・補完するため、施設管理者等による日常点検の実施状況や、施設の不具合及び劣化状況の把握、それに対する修繕方法の整理等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「調査・測定」種目「その他調査測定」に登録されていること。
- (4) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を有し、かつ、公共建築物の調査又は設計の業務経験を有すること。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書及び配置予定管理技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布場所
川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロード可能です。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布期間
令和6年7月25日(木)9時から令和6年8月1日(木)17時まで
- (3) 提出方法
提出方法は持参とします。
- (4) 提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎19階
まちづくり局総務部庶務課経理係
電話：044-200-2966
- (5) 提出期間
令和6年7月25日(木)から令和6年8月1日(木)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日1週間後を目安に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書等の交付

確認通知書に添付してお送りしますので、御確認ください。

6 仕様書の縦覧

- (1) 縦覧場所 3(4)に同じ
- (2) 縦覧期間 3(5)に同じ

7 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 様式の配布場所 3(1)に同じ
- (2) 様式の配布期間 3(2)に同じ
- (3) 受付場所

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎19階
まちづくり局施設整備部施設計画課
電 話：044-200-2541
メール：50sisetu@city.kawasaki.jp
FAX：044-200-3971

(4) 受付期間

令和6年8月7日(水)9時から、令和6年8月9日(金)17時まで

(5) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、仕様書の該当箇所を明示して、7(3)に記載のメールまたはFAX宛て送付してください。

(6) 回答方法

令和6年8月22日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、文書(電子メール又はFAX)で送付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入

札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

入札・開札の日時及び場所

日時：令和6年9月4日(水) 午前10時00分

場所：川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎19階

まちづくり局会議室1

(1) 入札保証金

免除

(2) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(4) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約保証金 要

(2) 前払金 無

(3) 契約書の作成 要

11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りします。

(4) 本委託は電子納品対象案件です。

川崎市公告第1133号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市学校施設利用予約システム等
コールセンター運営業務委託

(2) 履行場所 日本国内

(3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 入札資格

本入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「受付案内、電話交換等の一般事務サービス」で登録されている者。

(4) プライバシーマーク(JISQ15001)、又はISMS認証(JISQ27001又はISO/IEC27001)を取得している者。

(5) 過去5年以内(令和元年度以降)に、本市又は国、他の市町村が発注した、運用期間が6か月以上のコールセンター業務を受託(元請に限る)し、かつ、誠実に履行した実績がある者。

3 入札参加申込書の配付及び提出

本入札への参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付方法

入札参加申込書及び仕様書等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。

(2) 提出期間

令和6年7月25日(木)9時から令和6年8月1日(木)17時まで

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書(押印不要)

イ 上記2(4)の取得に関する証憑(認定証の写し等)

ウ 上記2(5)の実績に関する証憑(契約書の写し等)

(4) 提出方法

上記の提出書類をpdf化した上で、担当部署宛に電子メールにより提出してください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和6年8月2日(金)までに返信します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問受付期間

令和6年8月5日(月)9時から令和6年8月9日(金)17時まで

イ 提出方法

担当部署宛に電子メールで提出してください(様式自由)。

質問のメールを担当部署宛にいただいた場合、受領確認メールを返信いたします。メール送信の翌開庁日10時までに受領確認メールが届かない場合は、担当部署宛に電話でお問合せください。

なお、電話、FAX、口頭等による質問は不可とします。

(2) 回答

ア 回答日

令和6年8月14日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、すべての入札参加者に対して、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次の事由のいずれかに該当したときは、入札参加資格を喪失するものとします。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札金額

税抜きの総額で行います。なお、契約金額は入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額とし

ます。

(2) 入札方法

ア 持参による入札の場合

封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記した上で、担当部署の窓口を持参してください。

イ 郵送による入札の場合

封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記した上で、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、担当部署宛に電話をしてください。

(3) 入札書の提出期限

ア 持参による入札の場合

令和6年8月26日(月)17時

イ 郵送による入札の場合

令和6年8月26日(月)必着

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時

令和6年8月27日(火)9時

(6) 開札の場所

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部
地域教育推進課(川崎市役所第3庁舎4階)

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

10 担当部署

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎4階

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部

地域教育推進課 永田

電話番号 044-200-3309

電子メールアドレス 88chiiki@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1134号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度川崎市内河川樹木診断業務委託
- (2) 履行場所 川崎市管内
- (3) 履行期限 契約締結日から令和7年2月28日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (4) 樹木診断調査を行うものは樹木医の資格を保有しているものとする。また、複数のグループに分かれて樹木診断調査を進める場合においても、各グループ必ず1名以上の樹木医を配置すること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

電 話 : 044-200-2903

FAX : 044-200-7703

E-Mail : 53kasen@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月1日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する資格者証及び自社従業員である証明書類の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は令和6年8月1日(木)必着)。(ただし、郵送した際はその旨を3(1)の所管課まで、令和6年8月1日(木)午後5時までに電話連絡願います。)

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年8月6日(火)までに送付します。当該電子メールアドレスを登録していない場合はFAXで送付します。なお、当該電子メールアドレス及びFAXの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 53kasen@city.kawasaki.jp

FAX : 044-200-7703

(2) 質問受付期間

令和6年8月6日(火)から令和6年8月9日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年8月14日(木)までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにより回答書を送付します。なお、当該電子メールアドレス及びFAXの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応として、入札・開札について、密室での実施を取りやめ、入札書は開札日前日までの郵送・持参による提出とし、開札については、事前に提出いただいた入札書をもとに市職員のみで実施します。(再度入札又はくじ引きを実施する場合を除く。)

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状(代表者以外の方が持参により提出する場合のみ。)

(2) 提出書類の提出方法

ア 郵送による入札の場合

(ア) 提出場所

3(1)に同じ

(イ) 提出期間

令和6年8月14日(水)から令和6年8月21日(水)まで(必着)

(ウ) 提出方法

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び商号又は名称を記載し、「入札書在中」と明記した上で、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の所管課に必ず電話連絡してください。

イ 持参による入札の場合

(ア) 提出場所

3(1)に同じ

(イ) 提出期間

令和6年8月14日(水)から令和6年8月21日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(ウ) 提出方法

持参による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れ、当該封筒に1(1)の件名及び商号又は名称を記載し、「入札書在中」と明記した上で提出してください。なお、必ず来庁前

に3(1)の所管課へ電話連絡し、本市から日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

(3) 入札金額

入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

ア 日時 令和6年8月22日(木)午前10時00分

イ 場所 3(1)に同じ

ウ 開札の立会

開札は市職員のみで実施します。立会いの必要はありません。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 再度入札又はくじ引きの実施

開札の結果、落札者がいない場合、又は落札となるべき入札者が2人以上ある場合は、令和6年8月27日(火)午前10時00分に再度入札又はくじ引きを行います。

なお、実施にあたっては、場所等を電話・電子メールにより対象者に連絡します。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) 落札結果の公表

落札結果については、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに送付します。当該電子メールアドレスを登録していない場合はFAXで送付します。なお、当該電子メールアドレス及びFAXの登録をしていない場合は、直接受取りに来ようお願いいたします。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において公表します。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 議決の要否
無
- (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。

川崎市公告第1135号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 高津区内道路維持(除草その2)委託
- (2) 履行場所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務概要 本委託は、川崎市高津区役所道路公園センター管内の道路除草等を行うものです。

除草	A=9,650㎡
----	----------

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。

- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」、種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。

- (5) 川崎市高津区、中原区、宮前区または多摩区に本社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際して、常に対処できるようにしなければならないため、発注者である高津区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを参加資格とします。

- (6) 「1級造園施工管理技士」または「2級造園施工管理技士」の免状を有する者が、1名以上在籍していること。
- (7) 「街路樹剪定士」の免状を有する者が1名以上在籍していること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口5丁目15番7号

川崎市高津区役所道路公園センター管理担当

電 話：044-833-1221

FAX：044-833-2498

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月1日(木)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(6)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

ウ 上記2(7)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年8月6日(火)に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、

FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願い
します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、
送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願
います。)

E-Mail : 67doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-833-2498

(2) 質問受付期間

令和6年8月6日(火)午前9時から令和6年8月20
日(火)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日
曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出
してください。

(4) 回答方法

令和6年8月22日(木)午後5時までに、競争入札参
加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAX
にて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者か
らの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次
のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失し
ます。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽
の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年8月28日(水)午前10時00分

イ 場所 川崎市高津区役所道路公園センター
2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価
格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価
格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ

れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

免

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。

川崎市公告第1136号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市児童相談所軽乗用電気自動車賃
貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所 南部児童相談所
北部児童相談所

(3) 契約期間 令和6年12月2日から令和13年12月1
日まで

及び台数 南部児童相談所5台、北部児童相談所
1台

(4) 契約概要 上記の履行場所及び契約期間内におけ
る軽乗用電気自動車の賃貸借及び保守

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2
条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等
有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登
載されていること。

(4) 賃貸する車両の品質及び数量について、仕様書の

内容を遵守し確実に納車するとともに、本市の求めに応じて、所要の保守点検を速やかに実施できること。

3 仕様書及び競争入札参加申込書(兼誓約書)の配布・提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 仕様書及び競争入札参加申込書の配布方法

ア 書面による配布

- (ア) 配布場所 川崎市幸区鹿島田1-21-9
南部児童相談所
- (イ) 配布期間 令和6年7月25日(木)から7月31日(水)までの9時から17時まで
(ただし、開庁日の正午から13時まで及び閉庁日を除く。)

イ ホームページでの公開及び配布

- (ア) 公開URL <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>
- (イ) 公開期間 令和6年7月25日(木)9時から7月31日(水)17時まで

(2) 提出書類 競争入札参加申込書(兼誓約書)

(3) 競争入札参加申込書(兼誓約書)の提出場所及び提出期間

- ア 提出場所 川崎市幸区鹿島田1-21-9
南部児童相談所
- イ 提出期間 令和6年7月25日(木)から7月31日(水)までの9時から17時まで(ただし、開庁日の正午から13時まで及び閉庁日を除く。)

ウ 提出方法 持参とし、郵送による提出は認めません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を令和6年8月1日(木)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加申込者以外の質問には回答しません。

ア 質問書の配布場所及び配布期間

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期間

令和6年7月25日(木)9時から8月2日(金)17時まで

ウ 質問書の提出方法

電子メールによる提出とし、送付先は次のメールアドレスとします。

45nanzis@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和6年8月5日(月)

イ 回答方法

入札に参加する予定の全ての者に対し、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。また、回答についての再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) この公告に定める参加資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類において虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び提出場所

ア 提出日時 令和6年8月8日(木)午前10時

イ 提出場所 川崎市幸区鹿島田1-21-9
南部児童相談所

(3) 入札方法

入札金額は契約期間に係る契約金総額(消費税及び地方消費税を含まない。)で行います。なお、入札書と併せて、年割額積算内訳書を御提出いただきます。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時及び開札場所

7(2)と同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払い金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期又はとりやめる場合があります。
- (2) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口はこの公告の3(1)に同じです。
- (4) この契約は、契約締結の翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者から契約を変更または解除することができます。

川崎市公告第1137号

入 札 公 告

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
宮前区役所
軽貨物自動車(電気自動車)の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市宮前区役所公用車車庫
(宮前区宮前平2-20-5)
- (3) 履行期間及び台数
令和7年1月1日から令和13年12月31日まで/ 2台
- (4) 賃貸借物品及び保守の内容
別紙「宮前区役所 軽貨物自動車(電気自動車)の賃貸借及び保守仕様書」による

2 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」種目「車両」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (4) この調達物品及び台数について、仕様内容を遵守し、確実に納入できること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

本入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書等の配布、提出場所及び問合せ先

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2-20-5

(川崎市宮前区役所)

川崎市宮前区役所まちづくり推進部総務課

担当者：布部

電 話 044-856-3127(直通)

F A X 044-856-3119

E-mail 69soumu@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月1日(木)までの午前9時00分から正午及び午後1時から午後5時まで(ただし土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)

- (3) 提出書類

次のものを、前記3(1)の提出場所に持参し、提出してください。

ア 競争入札参加申込書

イ 納入予定車両の仕様書及びカタログ等の資料

4 入札説明書について

- (1) 入札説明書のホームページでの閲覧

この入札に関する入札説明書は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」で閲覧することができます。

- (2) 入札説明書等の配布・縦覧

3により競争入札参加申込書を提出した者に、入札説明書等を配布します。

また、3(1)の場所において、令和6年7月25日(木)から令和6年8月1日(木)まで縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果、入札参加資格があると認められた者には、令和6年8月8日(木)までに、令和5・6年度川崎市競争入札資格審査申請書の委任先メールアドレスに、確認通知書を送付します。なお、当該メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

- (1) 質問

本入札に関し、次により質問することができます。

ア 質問書の提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期限

令和6年8月9日(金)正午から令和6年8月16日(金)正午まで(ただし、持参により提出する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)

ウ 質問書の提出方法

電子メール、FAX又は持参(質問書の様式は定めません)

(2) 回答

ア 回答日

令和6年8月21日(水)

イ 回答方法

質問があった場合、令和6年8月21日(水)に参加全社宛て、電子メールまたはFAXにて回答します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。回答後の再質問は受け付けません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札(見積)書の提出日時

令和6年8月28日(水) 午前10時30分

(3) 入札(見積)書の提出場所

川崎市宮前区宮前平2-20-5
川崎市宮前区役所4階第4会議室

(4) 入札金額

入札金額は、税抜きの総額で行います。

月額の賃貸借及び保守料(消費税及び地方消費税に相当する金額を除き、1円未満の端数を切り捨てた額)を、履行期間の月数(84ヶ月)で乗じる方法で見積りしてください。

(5) 入札保証金

免除

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 支払いについては、毎月払いとします。

(4) 詳細は、仕様書によります。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

川崎市公告第1138号

入 札 公 告

さいわいにぎわいフェスの開催に係るイベント実施等業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

さいわいにぎわいフェスの開催に係るイベント実施等業務委託

(2) 履行場所

幸区内

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年12月27日まで

(4) 業務概要

仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されている者。
- (4) 過去3年以内に国又は地方自治体においてイベント設営や業務委託の類似実績があること
- (5) 警備業において、都道府県公安委員会が行う認定(合格認定書交付)を受けていること

3 入札説明書の配布及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-8570

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1

幸区役所まちづくり推進部企画課

電 話 : 044-556-6612

F A X : 044-555-3130

E-Mail : 63kikaku@city.kawasaki.jp

※一般競争入札参加申込書は川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」-「入札情報」-「入札情報(入札公表・落札結果)」-「入札情報」-「委託」-「入札公表」-「財政局」)

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(水)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約の契約書写し(契約の件名と契約者の代表印が確認できるページのみで可)

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(2) 交付日時

令和6年8月2日(金)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。ただし、電子メールで配信する場合は令和6年8月2日(金)午前9時から午後5時までに配信します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。

電子メール 63kikaku@city.kawasaki.jp

F A X : 044-555-3130

(2) 質問受付期間

令和6年8月5日(月)午前9時から令和6年8月6日(火)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

F A X・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年8月8日(木)に、全参加者宛てにF A X又は電子メールにて送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和6年8月14日(水) 午後2時

(イ) 入札場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1

幸区役所4階 第5会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うこと
があります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情
報 かわさき」([http://www.city.kawasaki.jp/233300/
index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「ダウンロードコーナー」－「契約関係
規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同
じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

川崎市公告第1139号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

消防局庁舎消防設備点検整備業務委託(北部)

(2) 履行場所

川崎市高津区二子5-14-5 ほか20か所

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、川崎市消防局庁舎等における防火対象
物について「消防法第17条3の3」及び「消防法施行
規則第31条の6」に基づく法定点検及び整備等を行
うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満た
さなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登
録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5年間で2件以上、官公庁において消防設備
点検整備業務の契約実績(業務完了している契約)
があること。

(6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応し
た消防設備士(甲種第1、2、4、5類及び乙種第
6類)免状を保有するものを業務にあたらせること。
また、当該設備士との雇用関係を証明できる書類
(免状、保険証等)を提出すること。

(7) 業務の全部を一括または主要な部分を第三者に委
託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一
部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出す
ること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一
般競争入札参加資格確認申請書、及び2(5)、(6)に該当
する書類を提出しなければなりません。また、競争入
札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委
託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設装備課

電話 044-223-2551(直通)

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日から令和6年7月31日までの、
午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除
く。)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)に該当する契約内容を確認できる契約書等の写し
- ウ 2(6)に該当する消防設備士資格証の写し及び雇用関係を証明できる書類
- エ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和6年8月2日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和6年7月25日から令和6年8月8日までの、午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和6年8月13日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年8月20日 午後2時30分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎8階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第1140号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

消防局庁舎消防設備点検整備業務委託(南部)

(2) 履行場所

川崎市川崎区池上新町3-1-5 ほかに19か所

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、川崎市消防局庁舎等における防火対象物について「消防法第17条3の3」及び「消防法施行規則第31条の6」に基づく法定点検及び整備等を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5年間で2件以上、官公庁において消防設備点検整備業務の契約実績(業務完了している契約)があること。

(6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士(甲種第1、2、4、5類及び乙種第6類)免状を保有するものを業務にあたらせること。また、当該設備士との雇用関係を証明できる書類(免状、保険証等)を提出すること。

(7) 業務の全部を一括または主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、及び2(5)、(6)に該当する書類を提出しなければなりません。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設装備課

電話 044-223-2551(直通)

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日から令和6年7月31日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に該当する契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 2(6)に該当する消防設備士資格証の写し及び雇用関係を証明できる書類

エ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和6年8月2日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール

(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和6年7月25日から令和6年8月8日までの、
午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和6年8月13日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年8月20日 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎8階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第1141号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和6年度川崎市子ども・若者調査業務委託

(2) 履行場所 こども未来局総務部企画課及び受注者作業場所他

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要 本市の子ども・若者や子育て家庭を対象に、生活状況や意識等についての調査を実施し、子どもの貧困状況を含めた子ども・若者に関する状況及び行政ニーズ等を把握することにより令和7年度に予定している「子ども・若者の未来応援プラン」の次期実行計画策定の際の基礎資料とすることを目的とする。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2

条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」で登録されている者であること。
- (4) 平成30年4月1日以降、本市又はその他の官公庁において自治体の子ども・子育て支援計画における「こども・子育て世帯の実態・ニーズ等の把握に係る調査」の契約実績があること。(本市においては川崎市子ども・若者の未来応援プラン)
- (5) プライバシーマークが付与されている者であること。
- (6) 業務実施の管理者等の業務遂行を管理する者として、専門社会調査士や社会調査士、統計調査士等の調査・分析に関する専門の資格を有する者が在籍していること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書面(契約書の写し等業務内容がわかるもの)、2(5)のプライバシーマークを付与されていることを証する書類、2(6)の専門社会調査士や社会調査士、統計調査士等の調査・分析に関する専門の資格証の写しを提出してください。

- (1) 競争入札参加申込書、仕様書、質問票、委任状、入札書の配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」
- (2) 配布・提出期間
令和6年7月25日(木)8時から令和6年8月2日(金)17時までとします。
- (3) 提出場所
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎15階
こども未来局総務部企画課 小島、西川
電 話：044-200-1726
メール：45kikaku@city.kawasaki.jp
- (4) 提出方法
郵送又は持参(いずれの場合も、令和6年8月2日(金)17時までに、こども未来局総務部企画課に到着する必要があります。)
※持参での提出については、土日を除き、8時30分から12時まで及び13時から17時までとします。
- (5) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の実績を確認できる書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)
ウ 上記2(5)のプライバシーマークを付与されてい

ることを証する書類

- エ 上記2(6)の専門社会調査士や社会調査士、統計調査士等の調査・分析に関する専門の資格証の写し
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めたものには、上記業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を令和6年8月7日(木)までに送付します。
- 5 仕様に関する質問について
 - (1) 問い合わせ先
3(3)に同じ
 - (2) 質問受付期間
令和6年8月7日(木)から令和6年8月15日(木)17時まで
 - (3) 質問方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(3)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(3)の担当まで御連絡ください。
 - (4) 質問に対する回答
令和6年8月19日(月)までに、競争入札参加申込書の交付を受けたすべての者へ電子メールにて回答書を送付します。
なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。
- 6 入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
 - (1) 入札方法等
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にその金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
 - (2) 入札の日時及び場所
ア 日時 令和6年8月21日(水) 11時00分
イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎1階101会議室
 - (3) 入札保証金
免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

8 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行いま
す。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。
ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条
の規定により無効とされた者は除きます。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付
を免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担としま
す。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の
「契約関係規定」で閲覧することができます。(「入札
情報かわさき」[https://www.city.kawasaki.jp/233300/
index.html](https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、3(3)に同じで
す。

11 添付資料

(1) 仕様書

(2) 競争入札参加申込書

(3) 質問書(見本)

(4) 委任状(見本)

(5) 入札(見積)書

(6) 川崎市委託契約約款

(7) 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記
事項

川崎市公告第1142号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 多摩区内道路維持(除草その2)委託

(2) 履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管
内

(3) 履行期限 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしてい
なければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されてい
る者。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」
で登録されている者。

(5) 川崎市多摩区、宮前区、高津区または麻生区に本
社を有すること。

※本委託は道路標示などの安全施設の視認性を害
する植栽及び枝葉の除去等緊急性を求められる
業務であることから、発注者である多摩区役所
道路公園センターと同区または隣接区に本社を
有することを参加資格とします。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号

多摩区役所道路公園センター

電 話 : 044-946-0044 (FAX : 044-946-0105)

E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホー
ムページ「入札情報かわさき」において、本件
の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

(2) 配付・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(水)(た
だし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午
後1時までを除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年8月5日(月)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管部署まで電話連絡をお願いします。)

E-Mail: 71doukan@city.kawasaki.jp

FAX: 044-946-0105

(2) 質問受付期間

令和6年8月5日(月)午前9時から令和6年8月7日(水)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年8月9日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年8月27日(火)午前10時30分

イ 場所 多摩区菅北浦4-11-20

多摩区役所道路公園センター会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要(10%)

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(5) 契約条項等の閲覧

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第1143号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 多摩区内主要路線街路樹剪定等業務委託

(2) 履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内

(3) 履行期限 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要 本委託は、川崎市内の緑の軸となる川崎府中線ほかの街路樹について、計画的な維持管理業務を行うことにより、安全で景観に優れた市街地の形成を図ることを目的に、街路樹の剪定等を委託するものです。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (5) 川崎市多摩区、宮前区、高津区または麻生区に本社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際して、常に対処できるようにしなければならなため、発注者である多摩区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを参加資格とします。

- (6) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」かつ「街路樹剪定士」の免状を有する者が、1名以上在籍していること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号
川崎市多摩区役所道路公園センター

電 話：044-946-0044

FAX：044-946-0105

E-Mail：71doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(水)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(6)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年8月5日(月)に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管部署まで電話連絡願います。)

E-Mail：71doukan@city.kawasaki.jp

FAX：044-946-0105

(2) 質問受付期間

令和6年8月5日(月)午前9時から令和6年8月7日(水)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年8月9日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年8月27日(火)午前11時00分

イ 場所 川崎市多摩区役所道路公園センター
会議室

(川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価
格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価
格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。

川崎市公告第1144号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 多摩区内特別緑地保全地区等樹林地整
備業務委託

(2) 履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管
内

(3) 履行期限 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要 本業務は、多摩区内の特別緑地保全地
区等の保全緑地において、危険木伐採
や支障木伐採等を計画的に行うことに
より、市民の安心、安全な緑地の活用
に寄与することを目的とするものです。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしてい
なければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されてい
る者。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」
で登録されている者。

(5) 川崎市多摩区、宮前区、高津区または麻生区に本
社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際
して、常に対処できるようにしなければならない
ため、発注者である多摩区役所道路公園セン
ターと同区または隣接区に本社を有することを
参加資格とします。

(6) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理
技士」の免状を有する社員が、1名以上在籍してい
ること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号

川崎市多摩区役所道路公園センター

電 話：044-946-0044

FAX：044-946-0105

E-Mail：71doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホー
ムページ「入札情報かわさき」において、本件
の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

(2) 配付・提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(木)(た
だし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午
後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(6)の資格証の写し及び資格者の在籍が確
認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があ
ると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務
委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレス

に、確認通知書を令和6年8月5日(月)に送付します。
なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管部署まで電話連絡をお願いします。)

E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-946-0105

(2) 質問受付期間

令和6年8月5日(月)午前9時から令和6年8月7日(水)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年8月9日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年8月27日(火)午前11時30分

イ 場所 川崎市多摩区役所道路公園センター
会議室

(川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価

格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1145号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 王禅寺処理センター空調設備点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 契約日から令和6年12月27日(金)まで

(4) 業務概要 王禅寺処理センター及び王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている空調換気設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の

業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されていること。

- (4) 令和4年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、空調設備点検整備業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

- (5) 業務に必要な次の有資格者及び技術者を配置できること。

ア 第1種冷媒フロン類取扱技術者

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市麻生区王禅寺1285番地

環境局施設部王禅寺処理センター

技術係 鈴木、小路谷、臼田

電話 044-966-6135

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(水)9時から17時まで

(日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

- (3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年8月7日(水)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和6年8月7日(水)9時から17時まで
(12時から13時までを除く)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和6年8月7日(水)9時から令和6年8月9日(金)17時まで

- (2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

- (4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和6年8月14日(水)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時 令和6年8月19日(月)10時00分

イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室

- (3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

- (6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

- (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金

免除とします。

- (2) 契約書の作成

必要とします。

- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧

できます。

9 その他

- (1) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。
なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。
- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1146号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき、浮島処理センターに設置されている消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するとともに、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項及び消防法施行規則第51条の12の規定に基づき、防災管理点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

- (6) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、消防用設備保守点検に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。

- (7) 本施設に設置されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するもの及び防災管理点検資格者を業務にあたらせること。なお、本施設に設置されている消防用設備の種別は、次のア～ケに示すとおり。

ア 消火器具

イ 屋内外消火栓設備（放水銃含む）

ウ 不活性ガス（二酸化炭素）消火設備

エ 自動火災報知設備

オ 誘導灯及び誘導標識

カ 排煙設備

キ 消防用水

ク 連結送水管

ケ 配線

- (8) 業務に必要な産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること、もしくは一般社団法人日本消火器工業会と廃棄物収集運搬委託契約を締結した特定窓口であること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(6)、(7)、(8)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎20階

環境局処理計画課 秋山

電話 044-200-2587

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月2日(金)9時から17時まで

（土曜日、日曜日及び12時から13時までの間は除く。）

- (3) 提出方法

持参（持参以外は無効とします。）

- (4) 提出書類

ア 上記2(6)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(7)の資格証の写し。

ウ 上記2(8)を確認できる書類の写し。

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年8月9日(金)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和6年8月9日(金)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和6年8月9日(金)9時から令和6年8月22日(木)17時まで
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
質問があった場合に限り、令和6年8月26日(月)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 令和6年8月28日(水)10時00分
イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎復元棟2階
203会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入

札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債は除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1147号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 加瀬クリーンセンター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号
- (3) 履行期間 契約日から令和7年3月21日まで
- (4) 業務概要 本業務は、「消防法」第17条の3の3及び「消防法施行規則」第31条の6に基づき、加瀬クリーンセンターに設置されている消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 令和4年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、消防用設備保守点検に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (7) 本施設に設置されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するものを業務にあたらせること。なお、本施設に設置されている消防用設備の種別は、次のア～ケに示すとおり。

ア 消火器具

イ 消火栓設備

ウ 自動火災報知設備

エ ガス漏れ火災警報設備

オ 非常警報設備

カ 誘導灯設備

キ 避難器具

ク 防排煙制御装置

ケ 配線

- (8) 業務に必要な産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること、もしくは一般社団法人日本消火器工業会と廃棄物収集運搬委託契約を締結した特定窓口であること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(6)、(7)、(8)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎20階
環境局処理計画課 眞鍋
電話 044-200-2588(直通)
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和6年7月25日(木)から令和6年8月2日(金)9時

から17時まで

(土曜日、日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(6)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(7)の資格証の写し。

ウ 上記2(8)を確認できる書類の写し。

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年8月7日(木)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和6年8月7日(木)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和6年8月7日(木)9時から令和6年8月13日(火)17時まで

- (2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

- (4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和6年8月15日(木)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年8月22日(木)11時00分

イ 入札場所 川崎市役所本庁舎102会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入
札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行いま
す。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意
思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧
できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1148号

入 札 公 告

「オンライン相談受付システムの導入等業務委託」に関
する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

オンライン相談受付システムの導入等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町8番地 他

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

(1) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」または「準市内」で登録されている
こと。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業
務」に登録されていること。

(5) 過去5年間で本市又は他官公庁において、類似業
務の契約実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地パレー
ル三井ビル12階

川崎区役所まちづくり推進部総務課

担当 鈴木

電話 044-201-1878

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日(木)から8月1日(木)までの開庁
日、下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約の契約書の写し

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書及び業務委託仕様書について

(1) 入札説明書の閲覧

この入札に関する入札説明書(業務委託仕様書を
含む。)は、上記3(1)の場所で閲覧することができる
ほか、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」
で閲覧及びダウンロードすることができます。

(2) 入札説明書の配布

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を
提出した者のうち、入札説明書の印刷物の配布を希
望する者には、上記3(1)の場所において、3(2)の期
間中配布します。

5 確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を
提出し、かつ提出された書類を審査した結果入札参加

資格があると認められた者には、次の日時までに川崎市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに一般競争入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、次により確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年8月6日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ

(3) 入札説明会

実施しません。

6 質問等の受付

(1) 質問等に関しては、令和6年8月14日(水)正午までに、FAX、電子メール又は持参により受け付けます。

(2) FAX又は電子メールにて質問等を送る場合は、電話により併せて御連絡ください。

(3) 回答は令和6年8月19日(月)までに電子メールにて送信します。ただし、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、FAXにて送付します。

(4) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問等に関しては回答しません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の記載金額

契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効とします。)

(ア) 入札日時

令和6年8月21日(水) 午後2時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビル12階 第3会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所又は「入札情報かわさき」において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)と同じ

川崎市公告第1149号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 橋りょう定期点検(宮前区)業務委託

(2) 履行場所 川崎市宮前区宮崎102番地先ほか7箇所

(3) 履行日数 150日間

(4) 業務概要 本業務委託は、川崎市宮前区役所道路公園センターが管理する橋りょうにおいて、適正かつ的確な補修対策の資料を得ることを目的に、鎗ヶ崎側道橋ほか7橋の点検業務を行うものです。

計画準備 N=1式
 現地踏査 N=1式
 関係機関との協議資料作成 N=1式
 状態の把握(点検) N=1式
 点検調書作成 N=1式
 報告書作成 N=1式
 打合せ等 N=1式

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。
- (6) 「管理技術者」が技術士(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有していること。
- (7) 「担当技術者」が技術士(鋼構造及びコンクリート部門)又は、「国土交通省登録技術者資格※」(施設分野：橋梁(鋼橋)―業務：点検・診断)若しくは、(施設分野：橋梁(コンクリート橋)―業務：点検・診断)を有していること。

※「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に

資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

3 入札参加申込書の配布及び入札参加申込書の提出

(1) 配布

入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることができます。

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書一式を提出してください。

(2) 提出場所

川崎市宮前区有馬2-6-4
 宮前区役所道路公園センター
 電話 044-877-1661

(3) 提出期間

令和6年7月25日(木)から令和6年7月31日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を

除く)

(4) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(6)の資格証の写し
- ウ 上記2(7)の資格証の写し

(5) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、申込締切日後、確認通知書を令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに令和6年8月5日(月)までに電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

5 仕様書に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しません。

(1) 質問受付期間

令和6年8月5日(月)から令和6年8月7日(水)まで午前9時から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

(2) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール、FAXによります。

なお、電子メール及びFAXを送信した際は、その旨を3(2)の所管課まで電話連絡してください。

電子メール 69doukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-877-9429

(4) 質問の回答

ア 回答日

令和6年8月9日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。

なお、令和5・6年度川崎市業者委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスへ電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- 次により執行します。
- (1) 入札方法
- 持参による入札
- (2) 入札の日時・場所
- ア 日時 令和6年8月28日(水)午前10時00分
- イ 場所 川崎市宮前区有馬2-6-4
宮前区役所道路公園センター会議室
- (3) 入札保証金
- 免除とします。
- (4) 開札の日時・場所
- 7(2)に同じ
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
- 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等

- (1) 契約保証金
- 契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。
- また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧
- 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は上記3(2)に同じです。

川崎市公告第1150号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	武蔵溝ノ口駅南北自由通路等周辺施設建物清掃(その2)委託
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口1丁目1番地先
	履 行 期 間	令和6年10月1日から令和7年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」、種目「建築物清掃」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月27日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

そ の 他	・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 ・ 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。 ・ 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。
-------	--

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中央支援学校高等部分教室体育館解体その他工事家屋事後調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区上小田中3丁目10番5号ほか
	履 行 期 間	令和6年12月13日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月27日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	南百合丘小学校給食室等増築家屋事後調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺西1丁目26番1号ほか
	履 行 期 間	令和6年12月27日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月27日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	初山住宅(1・2号棟)解体第4期工事に伴う修復費等算定業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区南平台722番地10ほか
	履 行 期 間	令和6年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「事業損失部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月27日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1151号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年7月26日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久末字十二天丸1769番1
の一部ほか2筆
2,805平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区新石川二丁目4番地12
さくら地所株式会社 代表取締役 白井 重雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数:16戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和5年10月4日
川崎市指令 ま宅審(イ)第206号
令和6年1月18日
川崎市指令 ま宅審(イ)第234号(変更)

川崎市公告第1152号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第15条第1項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項の規定

により準用する同法第7条の3第2項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を次のとおり公告し、都市再開発法施行規則(昭和44年11月26日建設省令第54号)第9条の規定により、区域を表示する図面を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項の規定により準用する第7条の3第3項の規定により、この公告のあった日から起算して30日以内に、川崎市長に対し、その借地の所有者(借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者)と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

令和6年7月29日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 申請者
登戸駅前地区市街地再開発組合設立発起人
川崎市多摩区登戸新町433
井出 正文 他4名
- 2 申請日
令和6年7月23日
- 3 設立予定の組合名称
登戸駅前地区市街地再開発組合
- 4 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称
別紙

- 5 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所
川崎市まちづくり局市街地整備部地域整備推進課
(川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階)
多摩区役所 10階 市政資料コーナー
(川崎市多摩区登戸1775番地1)
登戸区画整理事務所
(川崎市多摩区登戸2202-1)
- 6 縦覧期間
令和6年7月30日から令和6年8月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- 7 縦覧時間
午前8時30分から午後5時00分まで

川崎市公告第1153号

外国人観光客動態分析業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 外国人観光客動態分析業務委託
(2) 業務事項

川崎市内に来訪する外国人観光客に関する
ア データ分析業務
イ 分析レポート作成業務

- (3) 委託期間 契約日～令和7年3月14日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 各種データの分析や外国人観光客の動態分析に関する実績とノウハウがある者
(2) 法人格を有する者
(3) 令和5・6年川崎市業務委託有資格業者名簿に登録しており、更に業種名「その他業務」・種目名「その他」で登録している者
(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

い者

- (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
(2) 企画提案の内容
(3) 専門的知識・能力
(4) 業務実績
(5) 実施体制
(6) 概算見積額

4 担当部局

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地

本庁舎9階

電 話(直通) 044-200-0509 F A X 044-200-3920

メールアドレス 28kankou@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和6年7月30日(火)～8月5日(月)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和6年7月30日(火)～8月5日(月)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和6年8月20日(火)午後5時まで
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出書類 企画提案書、見積書、見積書の写し、実施体制・主な業務実績、会社概要
(4) 提出方法 期日までに電子メールにより提出

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の可否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする

- (3) その他

ア 審査結果の発表は令和6年8月28日(水)を予定しています。

イ 詳細につきましては、外国人観光客動態分析業

務委託企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月31日

川崎市公告第1154号

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	稲田中学校ほか1校直結給水化工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年9月6日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	下平間小学校プールろ過設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間175番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年8月28日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	平中学校プールろ過設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区平3丁目15番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年8月28日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	犬蔵中学校直結給水化改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年8月28日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	久地小学校直結給水化改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久地4丁目2番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年8月28日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	養護老人ホーム恵楽園浴室等改修その他工事
----------------	-----	----------------------

競争入札に 付する事項	履 行 場 所	川崎市高津区下作延 2 丁目 26 番 1 号
	履 行 期 間	契約の日から令和 7 年 3 月 14 日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和 6 年 9 月 13 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 7)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前スポーツセンター排水その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵 1 丁目 10 番 3 号
	履 行 期 間	契約の日から令和 7 年 1 月 31 日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	

参 加 資 格	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年9月2日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	菅こども文化センターほか1か所トイレ改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	令和6年9月2日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	百合丘こども文化センターほか1か所トイレ改修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2号ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年9月2日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	市道上作延41号線道路補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延3丁目4番地先
	履 行 期 間	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。	

参 加 資 格	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年8月21日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
(案件11)	
競争入札に付する事項	件 名 一般国道132号舗装改良工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区台町13番地先他1箇所
	履 行 期 間 契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年9月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名	市道下小田中8号線歩道設置（改築）工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下小田中1丁目4番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年8月21日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名	市道東百合丘115号線道路補修(切削・L型側溝)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺東1丁目35番地先他1箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年8月21日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第244号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度川崎市次期農業振興計画策定等支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月19日(水)まで

(4) 委託内容

詳細は「仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 過去に本市又は他官公庁において、類似業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒213-0015

川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1-7

J A セレサ 梶ヶ谷ビル2階

川崎市経済労働局都市農業振興センター

農業振興課 高橋

電 話 044-860-2462

F A X 044-860-2464

メール 28nogyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年8月13日(火)から令和6年8月22日(木)までとします。(土・日及び休日を除く毎日8時30分から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 提出方法

持参とします。

(4) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似業務実績調書

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年8月23日(金) 13時から17時まで

(3) 入札説明書の縦覧

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。〔「入札情報かわさき」―「入札情報」の“委託”―「入札公表」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>〕。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する質問・回答

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間及び方法

入札参加資格があると認められた者は、仕様に関する質問がある場合には、土・日及び休日を除く令和6年8月26日(月)から8月28日(水)の8時30分から12時まで及び13時から17時まで、別紙「令和6年度川崎市次期農業振興計画策定等支援業務委託に係る質問書」を使用し、指定するFAX番号又は電子メールにより提出してください。

質問する際には、電子メールの件名は【問合せ】令和6年度川崎市次期農業振興計画策定等支援業務委託に係る質問について」とし、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、競争参加資格有資格者全員に対し、令和6年8月30日(金)に電子メールにて送付します。ただし、競争参加有資格者以外からの質問については、回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札を代理人に委任する場合は、入札書の他に、委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和6年9月6日(金) 10時
イ 入札場所 川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1-7
J Aセササ梶ヶ谷ビル3階
第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約締結予定日等

- ア 契約締結予定日 令和6年9月12日(木)
イ 着手予定日 令和6年9月13日(金)

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ
- (4) 3(4)の提出物及び5(2)の質問書の様式は、川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第245号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

葬祭場運営管理システム賃貸借

2 契約担当部局の名称及び所在地

健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当
川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和6年7月23日

4 契約の相手方の氏名及び住所

FLCS株式会社 神奈川支店
神奈川県横浜市西区高島1丁目1番2号

5 落札金額(消費税及び地方消費税除く)

146,094,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条に基づき公告を行った日

令和6年6月10日

川崎市公告(調達)第246号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度ネットワークセキュリティ診断委託契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 他

- (3) 履行期間 令和6年10月1日から令和7年2月28日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。
- 2 競争入札参加資格
- 入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種が「電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 情報処理推進機構が作成した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「情報セキュリティ監査サービス」に記載のある業者であること。
- (5) ネットワークセキュリティ診断について、本市若しくはその他の政令指定都市又は都道府県に対し、類似の契約実績があること。
- 3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
- 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階
総務企画局デジタル化施策推進室
担当 長坂、前島
電 話 044-200-3076
FAX 044-200-3752
E-mail 17digital@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 令和6年8月13日(火)から令和6年8月27日(火)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- (3) 提出書類
- ア 入札参加申込書
イ 上記2(5)を証明する契約書等の写し
- (4) 提出方法
- 持参に限る。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
- 入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。
- (1) 日時
- 令和6年9月3日(火)
- 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所

3(1)に同じ

- (3) 競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。
- また、入札説明書は3(1)の場所において令和6年8月13日(火)から令和6年8月27日(火)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- 5 競争参加者に求められる義務
- 入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。
- (1) 日時
- 令和6年9月3日(火)
- 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所
- 3(1)に同じ
- 6 仕様書等に関する質問・回答
- 仕様に関する質問は、令和6年9月3日(火)午前8時30分から令和6年9月10日(火)午後5時15分まで、入札説明書に添付の質問書で受け付けます。
- また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- 回答については令和6年9月17日(火)までに全社にFAXもしくはメールで送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
- 入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札金額・方法等
- ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。
- また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手続き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。
- ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入

札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年9月24日(火)午後1時30分

場所 川崎市役所本庁舎10階 開発室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、
著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者は契約書2通を作成し、令和6年9月30日
(月)午後5時15分までに3(1)の場所に持参してくだ
さい。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札
情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することが
できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

(5) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆
記した文字等を容易に消すことができるボールペン
は使用しないでください。

提出された書類については、使用の有無を確認さ
せていただき、使用が認められた場合は、当該書類
についてこれを無効とします。

川崎市公告(調達)第247号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい
て公示します。

令和6年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

福祉総合情報1次システム統一・標準化に係る調査
業務委託

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部保健福祉システム課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和6年7月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 川崎市ユニット

A G M 佐藤 英樹

川崎市幸区大宮町1番地5

5 契約金額

55,909,260円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第248号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者につい
て公示します。

令和6年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

高速液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び
保守

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市環境総合研究所

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

3 落札者を決定した日

令和6年7月10日

4 落札者の氏名及び住所

N X ・ T C リース&ファイナンス 株式会社

横浜営業所 所長 宮下 晃

横浜市西区高島2丁目19番3号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

50,988,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日
令和6年5月27日

川崎市公告(調達)第249号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
令和6年度戸籍総合システム標準化対応支援業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 4 契約の相手方を決定した日
令和6年7月11日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 野村総合研究所
代表取締役会長 此本 臣吾
東京都千代田区大手町1丁目9番2号
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
- 6 契約金額
53,614,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第250号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7、8年度において川崎市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合(以下「組合」という。)を含む。)に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

令和6年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類
別表第1のとおりとします。
- 2 競争入札に参加できない者
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。
 - ア 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者
 - ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者
 - エ 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。))及び地方税(市民税及び固定資産税)に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。
 - オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者
 - カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者
 - (2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 3 審査基準等
川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営

業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件)の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

アからシに該当する場合は1項目につき10点、スについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしていること。

エ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。

カ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001又はエコアクション21の認証を取得していること。

キ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

ク 次世代育成支援対策推進法第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けていること。

ケ 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。

コ 川崎市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定を受けていること。

サ 川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」実施要綱に基づく「かわさきSDGsゴールドパートナー」の認証を受けていること。

シ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受け

てから、5年度を経過していないこと。

ス 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

流動資産

$$(ア) \text{ 流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

固定資産

$$(イ) \text{ 固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$$

経常利益

$$(ウ) \text{ 総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$$

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種(最大18業種)までです。

なお、工事請負契約の業種「軽微」を希望する場合には、他の工事区分における業種を登録することはできません。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、川崎市簡易版電子申請サービス(LoGoフォーム)から電子データにより提出してください。全ての書類が提出されたときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書(誓約書)、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書(別記様式)(川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係)

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロード

ドしてください。

イ 誓約書及び同意書（川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係）

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 建設業許可証明書

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ケ 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」（必ず総合評定値（P）の記載の入ったもの）

コ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者であることを証する書類、又は加入義務がないことの届出書（誓約書）

加入義務がない場合の用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

サ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書（誓約書）、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書（別記様式）（川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係）

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

イ 誓約書及び同意書（川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係）

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 許可・登録に関する証明書等

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 使用されている者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者であることを証する書類、

又は加入義務がないことの届出書（誓約書）

ケ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書

加入義務がない場合の用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

(3) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書

イ 組合定款

ウ 組合役員名簿

エ 組合員名簿

オ 官公需適格組合証明書（中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合に限る。）

カ 官公需共同受注規約（中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合に限る。）

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

ア 期間

令和6年9月1日から令和6年10月4日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類（電子データ）の提出

川崎市簡易版電子申請サービス（LoGoフォーム）から電子データにて提出してください。詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「競争入札参加資格申請」の「業者登録申請について」）に掲載している「令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請について」を参照してください。

エ 書類の提出期間

上記アに同じ（期間内必着）

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間

令和6年9月1日から令和6年10月4日まで（消印有効）

イ 申請書の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地

（郵便番号210-8577）

川崎市財政局資産管理部契約課

ウ 申請書の入手方法

令和6年8月26日から令和6年10月4日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。）の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで配布します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可

希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

- 8 資格審査結果の通知
メール又は郵送により通知します。
- 9 資格の有効期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 10 資格の更新手続
別に公示します。
- 11 申請後に変更が生じた場合について
申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

- 12 その他
申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等が外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希望業種			
土木工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	ガラス工事
下水管きょ工事	機械工事	内装工事	左官工事
舗装工事	通信工事	建具工事	屋根工事
建築工事	消防工事	さく井工事	大工工事
電気工事	塗装工事	タイル・れんが工事	鉄筋工事
空調・衛生工事	とび・土工工事	熱絶縁工事	清掃施設工事
水道施設工事	防水工事	板金工事	解体工事
造園工事	管内更生工事	石工事	軽微工事

2 業務委託契約

希望業種	
建築設計	電算関連業務
設備設計	不動産鑑定
建設コンサルタント	廃棄物関連業務
地質調査	倉庫・運送業務
測量	クリーニング業務
補償コンサルタント	旅行業
警備	保険業
建物清掃等	給食調理業務
屋外清掃	樹木管理
施設維持管理	土地家屋調査士業務
調査・測定	その他業務
医療関連業務	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印刷・軽印刷	消防・防災用品	書籍・楽器類
青写真	水道用品	原材料
時計・貴金属	自動車	園芸・動物

看板・標識	船舶・航空機	日用品雑貨
文具・事務機器	電車用品	食料品
コンピュータ	燃料・油脂類	リース
医療機器	家具・装飾	複写サービス
計測機器・光理化学機器	衣料用品	その他の物品販売
厨房機器	薬品	回収資材購入
産業機器	教材	
家電・通信機器	スポーツ用具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種 別	等 級	発注標準金額	
土 木 工 事	A	7,000万円以上	
	B	2,500万円以上	7,000万円未満
	C	1,200万円以上	2,500万円未満
	D	1,200万円未満	
下水管きょ工事	A	8,000万円以上	
	B	3,500万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,500万円未満
	D	800万円未満	
舗 装 工 事	A	3,500万円以上	
	B	1,200万円以上	3,500万円未満
	C	1,200万円未満	
建 築 工 事	A	3億5,000万円以上	
	B	8,000万円以上	3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上	8,000万円未満
	D	1,500万円未満	
電 気 工 事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
空調衛生工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
水道施設工事	A	9,000万円以上	
	B	3,000万円以上	9,000万円未満
	C	3,000万円未満	
その他の工事	等級区分なし。		

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種別	等級	発注標準金額	
回収資材購入	等級区分なし。		
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上	
	A、B	500万円以上	1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満	

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希望業種	許 可 業 種
土木工事	土木工事業
下水管きょ工事	土木工事業

舗装工事	舗装工事業
建築工事	建築工事業
電気工事	電気工事業
空調衛生工事	管工事業
水道施設工事	水道施設工事業
造園工事	造園工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
機械工事	機械器具設置工事業
通信工事	電気通信工事業
消防工事	消防施設工事業
塗装工事	塗装工事業
とび・土工工事	とび・土工事業
防水工事	防水工事業
管内更生工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
内装工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
さく井工事	さく井工事業
タイル・れんが工事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
板金工事	板金工事業
石工事	石工事業
ガラス工事	ガラス工事業
左官工事	左官工事業
屋根工事	屋根工事業
大工工事	大工工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業
軽微工事	許可を必要としない工事

税 公 告

川崎市税公告第97号

差押書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第98号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第

226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第99号

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	市民税・県民税 （公的年金からの 特別徴収）			計16件

（別紙省略）

川崎市税公告第100号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 （普通徴収）	第1期 分以降	令和6年7月31日 （第1期分）	計 148件
令和6年度 （令和5年度 課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	7月随 時分	令和6年7月31日 （7月随時分）	計 6件
令和6年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第2期 分以降	令和6年7月31日 （第2期分）	計 1件
令和6年度	軽自動車税 （種別割）	全期分	令和6年7月31日 （全期分）	計 155件

（別紙省略）

川崎市税公告第101号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月12日

川崎市長 福田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第102号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月19日

川崎市長 福田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第103号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月19日

川崎市長 福田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第104号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月19日

川崎市長 福田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第105号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月19日

川崎市長 福田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第106号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月19日

川崎市長 福田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第107号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第108号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第109号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第110号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第111号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・ 備考
令和6年度 (令和5年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	4月随 時分	令和6年8月10日	計2件
令和6年度 (令和5年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随 時分	令和6年8月10日	計19件
令和6年度 (令和5年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随 時分	令和6年8月10日	計3件
令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期 分	令和6年8月10日	計1件
令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期 分	令和6年8月10日	計1件

令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期 分	令和6年8月10日	計2件
令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月随 時分	令和6年8月10日	計2件
令和6年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期 分	令和6年8月10日	計35件
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期 分	令和6年8月10日	計4件
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期 分	令和6年8月10日	計1件
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期 分	令和6年8月10日	計1件
令和6年度	軽自動車税	全期分	令和6年8月10日	計5件

（別紙省略）

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第24号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休

日、休暇等に関する規程の一部を改正する

規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 第2項の規定にかかわらず、管理者は、同項の規定により休憩時間が正午から午後1時までの間に定められている場合は、ランチタイムシフト勤務（職員の申請を考慮した同項の休憩時間と異なる休憩時間の割振りによる勤務をいう。）として、職員の休憩時間を次の各号に掲げる時間のいずれかに変更することができる。

(1) 午前11時30分から午後0時30分まで

(2) 午後0時30分から午後1時30分まで

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第48号

水道料金等徴収事務の委託について

川崎市上下水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成20年川崎市水道局規程第8号)第2条の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、同規程第3条の規定により告示します。

令和6年7月18日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 委託先

株式会社N T T データ

代表取締役 佐々木 裕

東京都江東区豊洲三丁目3番3号

2 委託した収納事務

川崎市上下水道局が収納する水道料金及び下水道使用料等

3 指定した日

令和6年6月24日

4 委託した日

令和6年6月28日

5 契約期間

令和6年6月28日から令和10年3月31日まで

川崎市上下水道局告示第49号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和6年7月19日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指定有効期間

令和6年8月01日から

令和11年7月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 241

商号又は名称 株式会社エーケン

営業所所在地 川崎市宮前区神木本町2丁目9番10号

代表者氏名 織戸 四郎

指 定 番 号 322

商号又は名称 佐藤設備

営業所所在地 横浜市都筑区東山田3-30-9

代表者氏名 佐藤 博

指 定 番 号 330

商号又は名称 株式会社笹久保建設

営業所所在地 川崎市多摩区生田3-2-27

代表者氏名 笹久保 進次

指 定 番 号 345

商号又は名称 ホクヨー住宅設備株式会社

営業所所在地 横浜市瀬谷区南瀬谷1-81-17

代表者氏名 佐々木 正利

指 定 番 号 347

商号又は名称 八千代水道株式会社

営業所所在地 相模原市中央区田名3846-1

代表者氏名 關根 英介

指 定 番 号 349

商号又は名称 株式会社丹野設備工業所

営業所所在地 神奈川県伊勢原市上粕屋448-19

代表者氏名 丹野 徳人

指 定 番 号 351

商号又は名称 高橋設備工業

営業所所在地 神奈川県秦野市東田原200-162

代表者氏名 高橋 芳雄

指 定 番 号 353

商号又は名称 共栄産業株式会社

営業所所在地 横浜市港南区日野中央2丁目36番25号

代表者氏名 吉田 香太郎

指 定 番 号 354

商号又は名称 有限会社開工業

営業所所在地 横浜市鶴見区獅子ヶ谷1-42-15

代表者氏名 山本 紘平

指 定 番 号 590

商号又は名称 有限会社シントー企画

営業所所在地 横浜市泉区和泉町7877

代表者氏名 片倉 秀二

指 定 番 号 779

商号又は名称 佐藤設備

営業所所在地 川崎市麻生区白鳥1-19-15

代表者氏名 佐藤 伸

指 定 番 号 782

商号又は名称 有限会社水屋

営業所所在地 神奈川県藤沢市石川4-1-14

代表者氏名 宮本 憲一

指 定 番 号 936

商号又は名称 有限会社モリヤ
営業所所在地 横浜市泉区弥生台74番32
代表者氏名 森 正勝

指 定 番 号 937
商号又は名称 株式会社水工
営業所所在地 神奈川県大和市福田1丁目6番地7
第一田辺ビル2F
代表者氏名 神崎 清

指 定 番 号 939
商号又は名称 株式会社今村建設
営業所所在地 川崎市麻生区金程4-28-14
代表者氏名 今村 宗玄

指 定 番 号 1096
商号又は名称 ティーケイケイエンジニアリング株式会社
営業所所在地 横浜市内南区三春台25番地
代表者氏名 田尻 晴也

指 定 番 号 1098
商号又は名称 旭化成ライフライン株式会社神奈川事業所
営業所所在地 横浜市鶴見区鶴見中央3-2-3
ナイスアーバン鶴見中央201
代表者氏名 宇梶 文彦

指 定 番 号 1100
商号又は名称 前田興業株式会社
営業所所在地 川崎市多摩区宿河原3丁目16番66号
代表者氏名 前田 謙治

指 定 番 号 1102
商号又は名称 嘉貴工業株式会社
営業所所在地 神奈川県座間市ひばりが丘3丁目52番7号
代表者氏名 吉川 康志

川崎市上下水道局告示第50号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和6年7月19日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和6年8月1日から
令和11年7月31日まで

2 指 定 工 事 店
指 定 番 号 1253
商号又は名称 S - w o r k株式会社
営業所所在地 大和市鶴間2-13-12
デラルス201号室
代表者氏名 木村 高貴

川崎市上下水道局告示第51号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により告示します。

令和6年7月23日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1329号
氏名又は名称 株式会社MARUZEN
住 所 川崎市高津区子母口510番地5
代表者氏名 太田 勝也
指 定 更 新 日 令和6年7月23日
有 効 期 限 令和11年9月29日
- 2 指 定 番 号 第1348号
氏名又は名称 株式会社HLS
住 所 川崎市高津区二子一丁目10番6号
代表者氏名 芝村 潤也
指 定 更 新 日 令和6年7月23日
有 効 期 限 令和11年9月29日
- 3 指 定 番 号 第1351号
氏名又は名称 株式会社ネクストイノベーション
住 所 神奈川県厚木市恩名一丁目20番27号
プチヒルズ2F
代表者氏名 平井 康宗
指 定 更 新 日 令和6年7月23日
有 効 期 限 令和11年9月29日
- 4 指 定 番 号 第1352号
氏名又は名称 株式会社吉孝土建
住 所 川崎市多摩区登戸1768番地
代表者氏名 吉澤 敏行
指 定 更 新 日 令和6年7月23日
有 効 期 限 令和11年9月29日
- 5 指 定 番 号 第1363号
氏名又は名称 株式会社リフレッシュ
住 所 横浜市旭区市沢町1142番地13
代表者氏名 宇都 信

指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 6 指定番号 第1368号 氏名又は名称 株式会社森住興業 住 所 相模原市緑区川尻4149番地4 代表者氏名 森住 大輔 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 7 指定番号 第1372号 氏名又は名称 有限会社大河原設備 住 所 相模原市南区上鶴間本町八丁目45番4号 代表者氏名 大河原 達 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 8 指定番号 第1374号 氏名又は名称 有限会社佐藤設備工業所 住 所 横浜市内神奈川区六角橋六丁目25番19号 代表者氏名 佐藤 誠 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 9 指定番号 第1383号 氏名又は名称 株式会社ライフ・クリエイト 住 所 東京都八王子市犬目町492番地10 代表者氏名 高木 章 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 10 指定番号 第1390号 氏名又は名称 河合土木株式会社 住 所 川崎市宮前区南野川一丁目6番3号 代表者氏名 河合 一徳 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 11 指定番号 第1399号 氏名又は名称 株式会社水工 住 所 神奈川県大和市福田一丁目6番地7 第一田辺ビル2F 代表者氏名 神崎 清 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 12 指定番号 第1430号 氏名又は名称 ファイアーク株式会社 住 所 東京都八王子市めじろ台三丁目11番地11 代表者氏名 石原 賢太郎 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日	13 指定番号 第1434号 氏名又は名称 株式会社マルコー 住 所 埼玉県八潮市大字八條35番地 代表者氏名 佐藤 雅義 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 14 指定番号 第1440号 氏名又は名称 株式会社生活浄化人 住 所 横浜市栄区公田町261番地20 代表者氏名 久保 最希 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 15 指定番号 第1474号 氏名又は名称 有限会社岩野設備 住 所 横浜市泉区和泉町1445番地 代表者氏名 岩野 勉 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 16 指定番号 第1478号 氏名又は名称 株式会社ヒューマン建設 住 所 東京都港区赤坂二丁目19番4号関ビル5階 代表者氏名 大庭 久征 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 17 指定番号 第1479号 氏名又は名称 東京ガスリノベーション株式会社 住 所 東京都品川区二葉二丁目9番15号 代表者氏名 尾形 和彦 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 18 指定番号 第1481号 氏名又は名称 株式会社イーライフグループ 住 所 東京都渋谷区南平台町15番地15号 代表者氏名 松島 祐太郎 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 19 指定番号 第1495号 氏名又は名称 株式会社スマイルコーポレーション 住 所 横浜市南区通町二丁目31番地AKビル1階 代表者氏名 駒村 亮 指定更新日 令和6年7月23日 有効期限 令和11年9月29日 20 指定番号 第1501号 氏名又は名称 株式会社ワーククリエイション 住 所 神奈川県厚木市長谷1542番32 代表者氏名 中村 寿男
---	---

	指 定 更 新 日	令和6年7月23日	住 所	埼玉県川越市南大塚二丁目5番の1 リリービル2階
	有 効 期 限	令和11年9月29日	代 表 者 氏 名	魏 雪梅
21	指 定 番 号	第1502号	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	氏名又は名称	武蔵野水道サービス	有 効 期 限	令和11年9月29日
	住 所	東京都三鷹市大沢2丁目14番9号	29	指 定 番 号
	代 表 者 氏 名	税所 敏文		氏名又は名称
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日		株式会社松浦設備
	有 効 期 限	令和11年9月29日		住 所
22	指 定 番 号	第1510号		横浜市磯子区岡村三丁目11番32号M ATSUURA BLDG
	氏名又は名称	株式会社アクアライフ・サポート	代 表 者 氏 名	松浦 公二
	住 所	神奈川県横須賀市池田町三丁目7番 15号	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	代 表 者 氏 名	原田 振一郎	有 効 期 限	令和11年9月29日
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日	30	指 定 番 号
	有 効 期 限	令和11年9月29日		氏名又は名称
23	指 定 番 号	第1512号		株式会社イーメンテナンス
	氏名又は名称	株式会社エフイーエス		住 所
	住 所	横浜市緑区北八朔町1195番地2		東京都文京区千駄木二丁目34番6ー 305号
	代 表 者 氏 名	藤原 一洋	代 表 者 氏 名	中澤 将彦
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日	有 効 期 限	令和11年9月29日
24	指 定 番 号	第1513号	31	指 定 番 号
	氏名又は名称	株式会社双管		氏名又は名称
	住 所	東京都調布市下石原一丁目32番地1		株式会社クオリアワークス
	代 表 者 氏 名	吉田 寿美雄		住 所
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日		川崎市麻生区岡上二丁目23番34号
	有 効 期 限	令和11年9月29日	代 表 者 氏 名	板垣 雅彦
25	指 定 番 号	第1517号	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	氏名又は名称	株式会社パイプラインズ	有 効 期 限	令和11年9月29日
	住 所	横浜市中区不老町一丁目5番地5柏 野ビル	32	指 定 番 号
	代 表 者 氏 名	加茂川 宗嗣		氏名又は名称
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日		フジクス株式会社
	有 効 期 限	令和11年9月29日		住 所
26	指 定 番 号	第1519号		川崎市川崎区貝塚一丁目8番2号
	氏名又は名称	エース設備	代 表 者 氏 名	竹之内 英
	住 所	横浜市瀬谷区二ツ橋町39番地28	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	代 表 者 氏 名	西田 靖	有 効 期 限	令和11年9月29日
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日	33	指 定 番 号
	有 効 期 限	令和11年9月29日		氏名又は名称
27	指 定 番 号	第1526号		イズミインダストリー株式会社
	氏名又は名称	株式会社ノーリツ		住 所
	住 所	神戸市中央区江戸町93番地		横浜市南区宿町四丁目70番地1
	代 表 者 氏 名	腹巻 知	代 表 者 氏 名	和泉 忠
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日	有 効 期 限	令和11年9月29日
28	指 定 番 号	第1528号	34	指 定 番 号
	氏名又は名称	騰飛テック株式会社		氏名又は名称
				株式会社佐久間建設
				住 所
				神奈川県厚木市山際67番地1
				代 表 者 氏 名
				佐久間 広大
				指 定 更 新 日
				令和6年7月23日
				有 効 期 限
				令和11年9月29日
			35	指 定 番 号
				氏名又は名称
				有限会社川瀬土木
				住 所
				東京都小平市学園西町二丁目18番地 12号
			代 表 者 氏 名	川瀬 茂樹

	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
36	指 定 番 号	第1571号
	氏名又は名称	S L S株式会社
	住 所	大阪府吹田市豊津町1番18号
	代 表 者 氏 名	明石 康裕
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
37	指 定 番 号	第1573号
	氏名又は名称	株式会社家善
	住 所	埼玉県戸田市笹目6-5-31
	代 表 者 氏 名	遠藤 賢
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
38	指 定 番 号	第1576号
	氏名又は名称	高南設備
	住 所	東京都新宿区北新宿1丁目35番1-1102号
	代 表 者 氏 名	田村 隆
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
39	指 定 番 号	第1585号
	氏名又は名称	株式会社水和設備
	住 所	東京都町田市本町田2232番地17
	代 表 者 氏 名	安部 和馬
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
40	指 定 番 号	第1599号
	氏名又は名称	T. S. S
	住 所	横浜市泉区和泉中央南四丁目4番36号
	代 表 者 氏 名	杉崎 星児
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
41	指 定 番 号	第1601号
	氏名又は名称	日本企業株式会社
	住 所	東京都世田谷区中町二丁目21番10号
	代 表 者 氏 名	林 和好
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
42	指 定 番 号	第1605号
	氏名又は名称	株式会社セシモ
	住 所	横浜市都筑区佐江戸町270番地2
	代 表 者 氏 名	瀬下 真琴
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
43	指 定 番 号	第1620号
	氏名又は名称	株式会社横浜企画

	住 所	横浜市港南区大久保一丁目17番14
	代 表 者 氏 名	田子 裕基
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
44	指 定 番 号	第1632号
	氏名又は名称	株式会社三協
	住 所	横浜市西区平沼二丁目7番23号
	代 表 者 氏 名	石井 康雄
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
45	指 定 番 号	第1637号
	氏名又は名称	株式会社上栄工業
	住 所	東京都大田区矢口二丁目23番15号
	代 表 者 氏 名	上村 栄生
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
46	指 定 番 号	第1656号
	氏名又は名称	株式会社ナマタメ
	住 所	横浜市港北区新吉田東二丁目19番9号
	代 表 者 氏 名	生天目 剛
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
47	指 定 番 号	第1678号
	氏名又は名称	有限会社プロンプト
	住 所	横浜市青葉区市ケ尾町1169番地28号
	代 表 者 氏 名	加藤 久剛
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
48	指 定 番 号	第1688号
	氏名又は名称	ニッポン・リニューアル株式会社
	住 所	東京都武蔵野市境南町二丁目11番22号
	代 表 者 氏 名	工藤 秀明
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日
49	指 定 番 号	第1693号
	氏名又は名称	株式会社アース
	住 所	鳥取県鳥取市西品治173番地2
	代 表 者 氏 名	水口 里美
	指 定 更 新 日	令和6年7月23日
	有 効 期 限	令和11年9月29日

川崎市上下水道局告示第52号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、

次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和6年7月23日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指 定 番 号 第226号

氏名又は名称 前田興業株式会社

住 所 川崎市多摩区宿河原三丁目16番66号

代 表 者 氏 名 (新) 前田 謙治

(旧) 神野 将貴

変 更 年 月 日 令和6年4月29日

2 指 定 番 号 第693号

氏名又は名称 有限会社長野設備

住 所 横浜市港北区新吉田町3348番地の1

代 表 者 氏 名 (新) 安岡 真実

(旧) 長野 忠義

変 更 年 月 日 令和6年4月26日

3 指 定 番 号 第1330号

氏名又は名称 河野建設株式会社

住 所 横浜市港北区日吉本町二丁目47番27号

代 表 者 氏 名 (新) 河野 由美子

(旧) 河野 良典

変 更 年 月 日 令和5年9月24日

4 指 定 番 号 第1581号

氏名又は名称 トーシンウェルディング株式会社

住 所 横浜市港北区小机町369番地1 小机
パークスクエアM-305

代 表 者 氏 名 (新) 佐々木 智

(旧) 松井 繁樹

変 更 年 月 日 令和3年12月22日

5 指 定 番 号 第1850号

氏名又は名称 株式会社タカギ

住 所 (新) 北九州市小倉南区堀越413
(旧) 北九州市小倉南区石田南二丁
目4番1号

代 表 者 氏 名 高城 いづみ

変 更 年 月 日 令和6年6月1日

川崎市上下水道局告示第53号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和6年7月23日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指 定 番 号 第138号

氏名又は名称 有限会社川辺工業

住 所 川崎市高津区久地一丁目4番11号

代 表 者 氏 名 川辺 正則

廃 止 年 月 日 令和6年6月24日

2 指 定 番 号 第1210号

氏名又は名称 ジャパンバストレスキューシステム
株式会社

住 所 名古屋市中区錦一丁目10番20号

代 表 者 氏 名 若月 光博

廃 止 年 月 日 令和6年6月30日

川崎市上下水道局告示第54号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和6年7月24日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指 定 番 号 第1970号

氏名又は名称 株式会社ケイツーサービス

住 所 相模原市中央区光が丘二丁目12番8
-1号

代 表 者 氏 名 工藤 博

指 定 年 月 日 令和6年8月1日

有 効 期 限 令和11年7月31日

2 指 定 番 号 第1971号

氏名又は名称 有限会社Y・小泉総合設備

住 所 福島県いわき市鹿島町御代字柿境24
番地の9

代 表 者 氏 名 小泉 芳友

指 定 年 月 日 令和6年8月1日

有 効 期 限 令和11年7月31日

3 指 定 番 号 第1972号

氏名又は名称 株式会社終水

住 所 千葉県市原市青柳2040番地15

代 表 者 氏 名 會田 勇人

指 定 年 月 日 令和6年8月1日

有 効 期 限 令和11年7月31日

川崎市上下水道局告示第55号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和6年7月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎	
1 指定有効期間	令和6年8月01日から 令和11年7月31日まで
2 指定工事店	
指 定 番 号	358
商号又は名称	株式会社富士住設機器
営業所所在地	横浜市旭区笹野台3丁目48番20号
代 表 者 氏 名	山下 陽次
指 定 番 号	775
商号又は名称	有限会社柴崎工業所
営業所所在地	神奈川県綾瀬市深谷上2丁目3番26号
代 表 者 氏 名	柴崎 雅司
指 定 番 号	935

商号又は名称	高橋設備
営業所所在地	横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘2丁目23番16号 ヨコミゾテラス101
代 表 者 氏 名	高橋 直也
指 定 番 号	941
商号又は名称	高田管設株式会社
営業所所在地	横浜市金沢区富岡東5丁目12番23号
代 表 者 氏 名	高田 亮一

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第54号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月16日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度 流量計保守点検委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1(鷺沼配水所内)ほか
	履 行 期 間	令和7年3月21日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月8日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧下さい。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度 工業用水道 差圧式流量計設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光2-3-1(ENEOS(株)川崎製油所 塩浜工場内)
	履 行 期 間	令和7年3月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和6年8月8日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度 生田浄水場脱水ケーキ運搬業務委託(単価契約)
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)
	履 行 期 間	令和7年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」で登録されている者 (4) 平成25年度以降に国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した汚泥運搬業務委託について、元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 川崎市又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を有すること。 (6) 東京都産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月8日 13時30分(本庁舎3階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	六郷ポンプ場実施設計委託その5
	履 行 場 所	川崎市川崎区本町2丁目地内
	履 行 期 間	令和7年7月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成21年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、下水道管理者が管理する樋門又は樋管における土木躯体構造物の実施設計業務(耐震診断、基本設計、詳細設計のいずれかとする。)の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。また、ア～オは受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要 ア 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門：建設-河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士(総合技術監理部門：上下水道-下水道)又は技術士(上下水道部門：下水道)のいずれかの資格を有する者 イ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門：建設-河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士(総合技術監理部門：上下水道-下水道)又は技術士(上下水道部門：下水道)のいずれかの資格を有する者 ウ 技術士(総合技術監理部門：上下水道-下水道)又は技術士(上下水道部門：下水道)の資格を有する者 エ 技術士(総合技術監理部門：建設-河川、砂防及び海岸・海洋)又は技術士(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有する者 オ 技術士(建設部門：鋼構造及びコンクリート)またはRC CM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和6年8月20日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度北部下水管内管きょ清掃委託その1
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 間	令和7年2月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登載されている者 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。 (7) バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有又は調達することが可能であること。 (8) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士(高压洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。	

参 加 資 格	なお、双方は受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和6年8月20日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第55号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月16日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	殿町地区下水枝線第13号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区殿町1丁目、2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から395日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。	

参 加 資 格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	令和6年8月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 (1) 入札参加者は、「殿町地区下水枝線第13号工事」又は「南加瀬地区下水枝線第11号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「殿町地区下水枝線第13号工事」、「南加瀬地区下水枝線第11号工事」の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなりません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	南加瀬地区下水枝線第11号工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から255日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。	

参 加 資 格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099	
入札日時等	令和6年8月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 (1) 入札参加者は、「殿町地区下水枝線第13号工事」又は「南加瀬地区下水枝線第11号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「殿町地区下水枝線第13号工事」、「南加瀬地区下水枝線第11号工事」の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	渡田地区下水枝線第12号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から340日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年8月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度北部下水管内管きよ緊急補修第1号工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年8月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件5）

競争入札に付する事項	件 名	四谷上町地区ほか下水取付管更新第101号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区四谷上町、観音2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。	

参 加 資 格	(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年8月20日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	水管理センター エレベーター更新工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履 行 期 間	契約の日から令和9年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成21年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベータ設備の設置又は改修工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2100
入札日時等	令和6年8月23日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第56号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月16日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	水道用次亜塩素酸ナトリウム1t（単価契約）
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5－1－1川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課
	履 行 期 間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」、種目「化学工業薬品」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 競争入札参加資格を得るために必要な条件の証明にあたっては、納品しようとする物品が仕様書に定められた条件を満たしていることを証する書類を提出してください。詳細については、仕様書「8提出書類(1)入札前審査」を御確認ください。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階） 電話 044－200－2093	
入札日時等	令和6年8月30日 午前10時30分（本庁舎3階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第57号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月16日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度川崎市上下水道局職員被服（冬作業服ほか）
	履 行 場 所	別途指示する上下水道局事業所
	履 行 期 間	令和6年12月25日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣類用品」、種目「衣類」に登載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階) 電話 044-200-2093
入札日時等	令和6年8月28日 午前10時30分(本庁舎3階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第58号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月23日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度大島ポンプ場ほか高圧受変電設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町4-17-11ほか
	履 行 期 間	令和7年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 (4) 電気事業法に基づく第1～3種のいずれかの電気主任技術者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月20日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月23日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	マリアンナ路上局ほか4箇所流量計改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区長沢3丁目1番地先ほか4箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年6月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。	

参 加 資 格	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年8月26日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	脱水機用ろ布
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12 入江崎総合スラッジセンター
	履 行 期 間	令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「産業機器」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和6年9月13日 午前10時30分(本庁舎3階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度 弁栓筐鉄蓋調整工事
	履 行 場 所	東京都町田市能ヶ谷5丁目1番19号ほか6件
	履 行 期 間	契約の日から45日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」、「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「水道施設」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年8月29日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	荏宿その1下水幹線その6工事
	履 行 場 所	川崎市幸区新川崎地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から230日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	

参 加 資 格	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年9月3日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 第4沈でん池汚泥掻寄機減速機修理工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場内）
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	

参 加 資 格	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号 044－200－2100
入札日時等	令和６年８月30日 午後２時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件４)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター西系N o. 1－２無酸素タンク攪拌装置整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜３－17－１
	履 行 期 間	契約の日から令和７年３月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号 044－200－2100	
入札日時等	令和６年８月30日 午後２時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター東系N o.1汚泥貯留槽攪拌機整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3-17-1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年8月30日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第62号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	犬蔵配水管及び浮島・東扇島連絡配水管布設に伴う地質調査業務委託
	履 行 場 所	自：宮前区菅生4-5-18先 至：宮前区土橋7-27-2先 ほか1件
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097
入札日時等	令和6年8月27日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度 川崎区既設管実態調査委託第19号
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 間	175日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者 (5) 次のア又はイのいずれか1つの要件を満たすこと。 ア 平成31年度以降に契約した、既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 イ 管径250～700mmの下水道本管内の状況を調査可能な機器（テレビカメラ等）を自社で所有していること。かつ、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査）のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要 (6) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和6年8月27日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。	

そ の 他	特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。
-------	--

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度西部下水管内管きょ清掃委託その1
	履 行 場 所	川崎市宮前区、多摩区、高津区地内
	履 行 期 間	令和7年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登載されている者 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であること。 (8) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高压洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。 なお、双方は受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年8月29日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第19号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を削る。

附 則

この規程は、令和6年8月6日から施行する。

川崎市交通局規程第20号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第1項、第2項及び第3項」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「短時間勤務職員を除く。」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員を除く。」に改め、同項を「いう。」に改め、同項の次に次の1項を加える。

く。」に、「いう。以下同じ。）」を「いう。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 ランチタイムシフト勤務（職員の申請を考慮した第1項の休憩時間と異なる休憩時間の割振りによる勤務をいう。）をしている職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤務時間	休憩時間
(1) 午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで又は午後0時30分から午後1時30分まで
(2) 午前8時00分から午後4時45分まで	
(3) 午前8時30分から午後5時15分まで	
(4) 午前9時00分から午後5時45分まで	
(5) 午前9時30分から午後6時15分まで	
(6) 午前10時00分から午後6時45分まで	

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第45号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名	井田営業所ほか2か所照明設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区明津98番地ほか2か所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市交通局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
郵便入札締切日等	令和6年8月22日(木)必着（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
開 札 日	令和6年8月26日(月)午前10時00分	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、交通局ホームページ「入札情報」を御覧ください。

川崎市交通局公告第46号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項**(1) 件 名**

尿素水 (A d B l u e) 10月～3月分

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

上平間営業所、塩浜営業所、井田営業所、鷺ヶ峰営業所

(4) 納入期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「薬品」、種目「化学工業薬品」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和6年7月25日から令和6年7月29日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時

15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和6年7月31日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 永松

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等**(1) 入札方法**

この入札による契約は単価契約ですが、入札は1リットル当たりの単価に予定数量を乗じた総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。

一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和6年8月6日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書
到達時から令和6年8月6日までの
午前8時30分から正午まで及び
午後1時から午後5時15分まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年8月8日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等を乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第47号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

タイヤ(275)購入(単価契約)

(2) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 納入期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「タイヤ」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日から令和6年7月29日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を令和6年7月31日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 白石
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

- (ア) 提出期限 令和6年8月6日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

- (ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和6年8月6日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和6年8月8日 午前9時20分
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

- ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等を乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第48号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 バッテリー(210H52・75D23R)購入(単価契約)
- (2) 納入場所 川崎市交通局が指定する場所
- (3) 納入期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4

号) 第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における令和5・6年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。

(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年7月25日から令和6年7月29日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和6年7月31日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 白石

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。

一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和6年8月6日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和6年8月6日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年8月8日 午前9時40分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基

礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第49号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

消防用設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜2-2-1ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(4) 業務概要

消防法第17条の3の3「消防用設備等についての点検及び報告」及び消防法施行規則第31条の6「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」に基づき、川崎市交通局各営業所に設置されている消防用設備点検業務委託(詳細は仕様書による)。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成27年4月1日以降、消防用設備保守点検業務の契約実績を有することと併せて、国または地方公共団体等が発注した消火設備の工事等の完工実績を有すること。

(5) 消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するものを業務に従事させること。また、直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係(在籍 outward 者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとしない)があること。さらに、社団法人日本消火器工業会と廃消火器収集運搬委託契約を締結した、特定窓口であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)の実績を証明する書類(契約書及び仕様書の写し等)

ウ 2(5)の免状の写し及び雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し)、さらに、2(5)の特定窓口であることを証明する書類の写し

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和6年7月26日から令和6年8月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和6年8月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 森山

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和6年8月26日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年8月26日まで
の、午前8時30分から正午まで及
び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年8月28日 午前9時30分

イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規

程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第50号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

部品洗浄機購入

(2) 履行場所

鷲ヶ峰営業所整備係

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(4) 業務概要

バス車両の部品洗浄機購入(設置まで含むものとする)。仕様書添付。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入・設置することが可能であること。

(5) 当該入札に係る入札参加申込時に、納入予定物品の仕様書、製品のカatalog及び納入予定物品が、仕様書に記載されている製品規格要件を、満たしている事を証明できる資料を提出すること。

(6) 提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加する事が出来ることとする。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2の(5)を証明できる資料

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 田中
電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和6年7月26日から令和6年8月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和6年8月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 白石
電話 044-200-3240

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

- (ア) 提出期限 令和6年8月26日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

- (ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年8月26日までの、午前8時30分から正午まで及

び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

- (イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和6年8月28日 午前10時30分
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第51号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度白単色LED式行先表示器購入

(2) 履行場所

局指定場所 (3) 履行期間 契約締結日から令和6年11月22日まで (4) 業務概要 令和6年度白単色LED式行先表示器購入。仕様書のとおり。 2 一般競争入札参加資格 この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。 (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。 (2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。 3 一般競争入札参加に必要な手続 この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。 (1) 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書 (2) 提出場所及び問い合わせ先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階 企画管理部経理課 契約担当 田中 電話 044-200-3228 (3) 提出期間 令和6年7月26日から令和6年8月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。) (4) 提出方法 持参 4 入札説明書の交付 市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。 5 一般競争入札参加資格確認の通知 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和6年8月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。 6 仕様に関する問い合わせ先 自動車部運輸課車両係 須藤 電話 044-200-3241 7 一般競争入札参加資格の喪失 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次	のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。 (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。 (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。 8 入札の手続等 (1) 入札方法 総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。 (2) 入札書の提出方法等 <u>郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参</u>とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。 ア 郵送 (ア) 提出期限 令和6年8月26日 必着 (イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市交通局企画管理部経理課長 イ 持参 (ア) 提出期間 <u>一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年8月26日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで</u> (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) (イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階 川崎市交通局企画管理部経理課長 (3) 開札の日時及び場所 ア 日 時 令和6年8月28日 午前11時30分 イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階 (4) 入札保証金 免除 (5) 落札者の決定方法 川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。 (6) 入札の無効 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 9 契約の手続等 次により、契約を締結します。 (1) 契約保証金
--	--

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

交通局公告(調達)

川崎市交通局公告(調達)第15号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年8月13日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 調達の名称

大型ハイブリッド・ノンステップバス(ディーゼル電気式・10.5mクラス)4両

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

令和6年7月10日

4 契約の相手方の氏名及び住所

南関東日野自動車 株式会社 川崎支店

支店長 上田 直幸

川崎市川崎区四谷下町25番地6

5 契約金額

131,912,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年5月27日

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第15号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月26日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 共通の部中「

時差勤務 (職員の申請を考慮した第7条第1項の勤務時間と異なる勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)を している職員	38時間45分(所属長)	時差勤務 (1) 7:30 ～16:15 (2) 8:00 ～16:45 (3) 9:00 ～17:45 (4) 9:30 ～18:15 (5) 10:00 ～18:45	12:00～13:00 (この表の種別の欄に掲げる職員(共通の部に定める者を除く。))については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の休憩時間として定められている時間)	なし	日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に掲げる職員(共通の部に定める者を除く。)については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の週休日として定められている日
--	--------------	---	--	----	---

」を「

時差勤務 (職員の申請を考慮した第7条第1項の勤務時間と異なる勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)を している職員	38時間45分(所属長)	時差勤務 (1) 7:30 ～16:15 (2) 8:00 ～16:45 (3) 9:00 ～17:45 (4) 9:30 ～18:15 (5) 10:00 ～18:45	12:00～13:00 (この表の種別の欄に掲げる職員(育児短時間勤務をしている職員及び短時間勤務職員を除く。))については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の休憩時間として定められている時間)	なし	日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に掲げる職員(育児短時間勤務をしている職員及び短時間勤務職員を除く。))については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の週休日として定められている日
--	--------------	---	---	----	---

ランチャ イムシフ ト勤務 職員の申 請を考慮 した第7 条第1項 の休憩時 間と異な る休憩時 間の割振 りによる 勤務をい う。以下 同じ。)を している 職員	38時間45 分(育児 短時間勤 務をして いる職員 及び短時 間勤務職 員につい ては、ラン チャイム シフト勤 務に係る 勤務時間 が割り振 られる直 前の勤務 の1週間 の勤務時 間として 定められ ている時 間) (所属長)	8:30～ 17:15 (この表 の種別の 欄に掲げ る職員に ついては、 ランチャ イムシフ ト勤務に 係る勤務 時間が割 り振られ る直前の 勤務の勤 務時間と して定め られている 時間)	11:30～ 12:30又は 12:30～ 13:30	なし	日曜日及 び土曜日。 ただし、 この表の 種別の欄 に掲げる 職員につ いては、 ランチャ イムシフ ト勤務に 係る勤務 時間が割 り振られ る直前の 勤務の週 休日とし て定めら れている 日
--	--	---	--------------------------------------	----	--

」に改める。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第39号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年7月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担
当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といい
ます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下
「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並
びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類
は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、イン
ターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲
覧及びダウンロードすることができます。

([https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/
contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.
html](https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている
場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、

閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の
日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午
後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ
た期間に病院局契約担当窓口への持参により受け
付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川
崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名
簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごと
に定められた競争参加資格のほか、次の全ての条
件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に
よる指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資
格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ
の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行す
ること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交
付します。競争参加資格があると認め難い者には、
別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参
加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ
いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参
加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定め
られた期間に質問書（様式は病院局入札情報のペー
ジで取得できます。）により受け付けます（土曜日、
日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及
び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻
答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札
情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、
この入札の参加資格を満たしていない者からの質問
に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙
の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加
資格確認通知を受けた者又はその代理人としま

す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参

加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	市立川崎病院オンライン資格確認端末及び顔認証装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年10月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」 種目「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和6年7月25日から令和6年8月8日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和6年7月25日から令和6年8月8日まで受け付けます。	
競争参加資格確認通知	令和6年8月20日までに送付します。	
入札及び開札	日時	令和6年8月27日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
同等品	仕様書記載の機種以外の機種を納品予定の場合は、競争参加申込書提出時に商品説明書(応札機種リスト・応札予定品のカタログ・応札仕様書)を添付してください。	

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第22号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年8月13日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044 - 200 - 3857 (直通)

- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申立検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。

- (5) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。
- (2) 競争参加者は、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

- (3) 「令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

- (4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

- (1) 仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

- (2) 提出された質問書は、1(2)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (3) 回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

4 商品説明書について

競争参加者は、別紙の案件ごとの競争参加の申込期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口へ提出してください。なお、案件ごとの備考で不要とされた場合を除きます。また、商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめたの作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めたの作成は可とします。

- (1) 提案書(応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。)
- (2) 応札仕様書(所定の様式にて作成のこと。)
- (3) 設置条件に関する資料
- (4) 納入に要する期間に関する資料
- (5) 消耗品に関する資料
- (6) 保守及び障害支援体制に関する資料
- (7) 出庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面
- (8) 定価証明書(単価のほか、総価を示すもの)

5 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時・場所等については、案件ごとの定めるところによります。

- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い

者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

6 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結

します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。

ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金の適用はありません。

- (3) 契約書の作成を必要とします。

7 その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院で使用する汎用血管撮影装置及び循環器用血管撮影装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「撮影装置」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年8月13日から令和6年8月29日まで受け付けます。	
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和6年9月13日までに送付します。	
現 場 視 察	競争参加申込後、希望がある場合は令和6年8月13日から令和6年8月30日までの間、職員同行の上、現場視察を行うこととします。	
	視察時間：現場と相談の上、決定すること。 問い合わせ先：川崎市立川崎病院 庶務課経理係 野本 044-233-5521 (代表) 問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで (閉庁日及び開庁日の正午から午後1時00分を除く。)	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年9月24日 午前10時00分 ※ 川崎市病院局公告(調達)第23号 案件1と合併入札
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵 便 に よ る 入 札 書 の 提 出	提出期限	令和6年9月19日必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 制 限 価 格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of services to be purchased: X-Ray Angiography system at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital, 2 sets. 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 24th September 2024 3 Time-limit for tender by mail: 19th September 2024 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE	

Summary

Contract Section, Management Planning Office,
Municipal Hospital Management Bureau
Kawasakimiyuki bldg. 7F
1-8-9, Isago, Kawasaki
Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN
Tel 044-200-3857 (Direct-in)

川崎市病院局公告(調達)第23号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年8月13日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申立検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

(1) 仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

(2) 提出された質問書は、1(2)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(3) 回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時、場所等については、案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の

立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により

無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは案件ごとに次の条件で契約を締結します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

6 その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院汎用血管撮影装置及び循環器用血管撮影装置保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	納入日から72か月間(納入日から12か月間の無償保証期間を含む)
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和6年8月13日から令和6年8月29日まで受け付けます。	
競争参加資格確認通知	令和6年9月13日までに送付します。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和6年9月24日 午前10時00分 ※ 川崎市病院局公告(調達)第22号 案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和6年9月19日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of services to be purchased: The maintenance of X-Ray Angiography system at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital that are announced by the public notice No.22. 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 24th September 2024 3 Time-limit for tender by mail: 19th September 2024 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau	

Summary

Kawasakimiyuki bldg. 7F
1-8-9, Isago, Kawasaki
Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN
Tel 044-200-3857 (Direct-in)

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第5号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和6年7月24日

川崎市消防長 望 月 廣太郎

指定催しの名称	川崎山王祭
開催場所	稲毛神社(川崎市川崎区宮本町7番地7)周辺
開催期間	令和6年8月2日(金)10時00分から22時00分まで 同年8月3日(土)10時00分から22時00分まで 同年8月4日(日)10時00分から22時00分まで

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第7号

川崎市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月24日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会事務局設置に関する規則
の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局設置に関する規則(昭和25年川崎市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「川崎市川崎区宮本町6番地」を「川崎市川崎区宮本町1番地」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月29日から施行する。

川崎市教育委員会規則第8号

川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則をここに公布する。

令和6年7月24日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市川崎市民館・労働会館条例(令和6年川崎市条例第48号。以下「条例」という。)の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、条例第4条第1項の規定により川崎市川崎市民館・労働会館(以下「館」という。)の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- 条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他委員会が必要と認める書類の提出(以下「事業計画書等の提出」という。)の方法
- 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、委員会が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他委員会が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 指定予定期間に属する各年度の館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- 役員の名簿及び履歴書
- 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

る書類

(指定管理予定者)

第4条 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件(以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者(以下「指定管理予定者」という。)とする。

2 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 委員会は、前条第1項に規定する委員会が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 委員会は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書(別記様式)により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、委員会と館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他委員会が必要と認める事項

(委任)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

指定管理者指定書

川崎市教育委員会指令 第 号

住所

名称

代表者の氏名 様

を川崎市川崎市民館・労働会館の指定管理者に
指定しましたので、川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則第5条の
規定により通知します。

年 月 日

川崎市教育委員会 印

指 定 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第16号

川崎市教育委員会会議(定例会)を次のとおり招集します。

令和6年7月16日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和6年7月23日(火) 14時00分から
- 場 所 川崎市役所本庁舎 2階 203・204会議室
- 議 事
議案第11号 川崎市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第12号 川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則の制定について
議案第13号 公文書開示請求に係る審査請求の裁決について
議案第14号 不登校対策の充実に向けた指針の策定について
- 陳情審議
陳情第3号 いじめ重大事態に関する陳情について
- その他報告等

川崎市教育委員会告示第17号

令和6年7月16日川崎市教育委員会告示第16号につきまして、次のとおり議事を変更いたします。

令和6年7月18日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和6年7月23日(火) 14時00分から
- 場 所 川崎市役所本庁舎 2階 203・204会議室
- 議 事
議案第11号 川崎市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第12号 川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則の制定について
議案第13号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第14号 公文書開示請求に係る審査請求の裁決について
議案第15号 不登校対策の充実に向けた指針の策定について
- 陳情審議

- 陳情第3号 いじめ重大事態に関する陳情について
5 その他報告等

川崎市教育委員会告示第18号

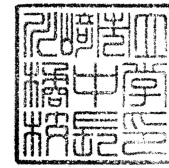
次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和6年7月29日

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満

1 川崎市立橋中学校長印

- (1) 使用開始日 令和6年7月29日
- (2) ひな形番号 30
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21ミリメートル
- (5) 保管場所及び個数 川崎市立橋中学校 1個
- (6) 印 影



教育委員会訓令

川崎市教育委員会訓令第4号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年7月24日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 共通の項を次のように改める。

共通	時差勤務 (職員の 申請を考 慮した第 2条第1 項の勤務 時間と異 なる勤務 時間の割 振りによ る勤務を いう。以 下同じ。) をしてい る職員	38時間 45分(所 属長)	時差勤務 (1) 7:30 ～16:15 (2) 8:00 ～16:45 (3) 9:00 ～17:45 (4) 9:30 ～18:15 (5) 10:00 ～18:45	12:00～ 13:00 (この表 の種別の 欄に掲げ る職員に ついては、 時差勤務 に係る勤 務時間が 割り振ら れる直前 の勤務の 休憩時間 として定 められて	日曜日及 び土曜日。 ただし、 この表の 種別の欄 に掲げる 職員につ いては、 時差勤務 に係る勤 務時間が 割り振ら れる直前 の勤務の 休憩時間 として定 められて
----	--	----------------------	---	--	---

				いる時間)	られてい る日
ランチタ イムシフ ト勤務(	38時間 45分(	8:30~ 17:15	11:30~ 12:30又 は 12:30~ 13:30	日曜日及 び土曜日。 ただし、 この表の 種別の欄 に掲げる 職員につ いては、 ランチタ イムシフ ト勤務に 係る勤務 時間が割 り振られ る直前の 勤務の勤 務時間と して定め られている 時間)	日曜日及 び土曜日。 ただし、 この表の 種別の欄 に掲げる 職員につ いては、 ランチタ イムシフ ト勤務に 係る勤務 時間が割 り振られ る直前の 勤務の週 休日とし て定めら れている 日

附 則

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

監 査 告 示

川崎市監査告示第3号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項
の規定により、包括外部監査人小俣雅弘の監査に関する
事務を次の者に補助させることについて協議が調ったの
で、次のとおり告示します。

令和6年7月23日

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 川 上 善 行
同 石 田 康 博
同 かわの 忠 正

氏 名	住 所	補助させる期間
佐藤 秀忠	東京都板橋区坂下3丁目9番 E-504号	令和6年8月1日から 令和7年3月31日まで
山本 夏海	埼玉県さいたま市北区別所町 126番地12	令和6年8月1日から 令和7年3月31日まで

監 査 公 表

6 川 監 公 第 9 号
令和6年8月13日

監査の結果の報告に基づく措置について
(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規

定により、令和5年12月8日付け5川監公第9号で公表
した監査の結果の報告に基づき、川崎市市長及び川崎市選
挙管理委員会委員長から措置を講じた旨通知がありまし
たので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 川 上 善 行
同 石 田 康 博
同 かわの 忠 正

1 令和5年度第1回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況
（1）定期（財務）監査

ア 納付金の請求を適正に行うべきもの
〔指摘の要旨〕

計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第3号によると、検
定証印等の有効期間を経過した特定計量器は、取引における計量に使用
してはならないとされている。

収入事務についてみたところ、検定証印等の有効期間を経過した特定
計量器を使用して、納付金を請求していた事例があった。

法律に基づき、納付金の請求を適正に行わたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、法律に基づき、特定計量器の更新が行われたこ
とを確認しました。

今後は、関係法令等に基づき、適正な納付金請求事務に努めます。
（港湾局川崎港管理センター港湾管理課、同港営課）

イ 徴収手続を適正に行うべきもの
〔指摘の要旨〕

川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第25条第1項に
よると、使用許可の期間が1年以内の場合にあつては、使用許可の期間
の開始日から起算して30日以内にその全額、使用許可の期間が1年を
超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から
起算して30日以内にその会計年度の全額について、使用料を納付させ
なければならないとされている。

行政財産の使用許可についてみたところ、徴収手続が遅れたことによ
り、規則に定める期限内に使用料を納付させていなかった事例があった。

6川総コ第46号
令和6年6月28日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様
同 川 上 善 行 様
同 石 田 康 博 様
同 か わ の 忠 正 様

川崎市長 福 田 紀 彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定に基づき、
令和5年12月8日付け5川監報第7号で報告の提出がありました令和5年度
第1回定期（財務）監査・行政監査の結果について、次のとおり措置を講じま
したので通知します。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われた。

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、担当職員が規則や事務処理手順等の再確認を行うとともに、過去の監査指摘事項等から発生リスクのある事例について意見交換を行い、所属全職員に周知徹底を行いました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(市民文化局市民スポーツ室)

ウ 延滞金の徴収を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

地方自治法第231条の3第1項によると、使用料その他の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、督促しなければならないとされ、同条第2項によると、第1項の歳入について規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができることとされている。

収入事務についてみたところ、督促前に納付があった港湾使用料に対して、延滞金を徴収していた事例があった。

同条第2項の規定に基づく延滞金の徴収は督促が前提要件となっておりことから、督促前に納付があった場合には延滞金を徴収することができない。

法律に基づき、延滞金の徴収を適正に行われた。

〔措置内容〕

指摘事項については、対象者に選付手続を行いました。また、再発防止のため、様式の記載方法、督促状の発送時期等を改め、誤って延滞金を徴収することがないよう改善を行うとともに、適正な延滞金の徴収手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

エ 消費税に係る事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

消費税法(昭和63年法律第108号)第4条第1項によると、国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)には、この法律により、消費税を課するとされている。

令和4年度川崎市コミュニティ施策検証有識者会議における法人に対する謝礼金の支出についてみたところ、事業者が事業として行うものに該当しないとの解釈から不課税取引とみなし、消費税の納税義務がある相手方に、消費税を上乗せせずに支払っていた事例があった。

法人は事業を行う目的をもって設立されたものであることから、その活動は全て事業として行う取引となり、本会議における法人に対する謝礼金の支出は、消費税の課税対象となる。

法律に基づき、消費税に係る事務を適正に行われた。

〔措置内容〕

指摘事項については、対象者に消費税の追加支払いを行うとともに、再発防止のため、消費税の適正な事務手続について課内全職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消費税に係る事務に努めます。

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

オ 支出事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

地方自治法第208条第1項によると、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされ、

第235条の5によると、出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖するとされている。

また、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第80条第1項によると、支出命令者は、請求者が正当な債主であること等について調査し、適正と認めたときは、速やかに支出命令書を作成し、手続をとらなければならないとされている。

物品購入に係る事務についてみたところ、令和5年2月に納品され、同月中に支払請求を受けていたものの、失念により、出納閉鎖から3か月を経過した後においても経費を支払っていないかった事例があった。

法律等に基づき、支出事務を適正に行われない。

〔措置内容〕

指摘事項については、対象者に支払を完了するとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課）

カ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

（ア）支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

a 請求書の請求日を筆跡の消せるもので記載していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務処理について関係職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局バラムーブメント推進担当、市民文化振興室、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部キングスライフフロントマネジメントセンタ

ー）

b 請求書の請求日を修正テープで訂正していた事例
〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、監査結果等の事例を用いた意見交換を行うとともに、適正な事務処理について所属全職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局市民スポーツ室）

（イ）再委託に係る申請を書面で提出させるべきもの

委託契約約款に定められた書面の提出がないまま、口頭により、再委託を承諾していた事例
〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について周知徹底を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局コミュニティ推進部区政推進課、市民スポーツ室）

（ウ）検査確認を適正に行うべきもの

検査確認を証する書類が作成されていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、検査確認済みを証する書類を作成するとともに、再発防止のため、適正な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課）

（エ）備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

〔措置内容〕 指摘事項については、不用の決定及び処分を行い、会計管理者に報告するとともに、再発防止のため、適正な備品管理について、関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な備品の管理に努めます。 (市民文化局市民生活部企画課、同多文化共生推進課) b 不用の決定及び処分を行い、関係職員に周知徹底した事例 〔措置内容〕 指摘事項については、不用の決定及び処分を行い、関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な備品の管理に努めます。 (市民文化局市民生活部企画課、同多文化共生推進課) c 所在が不明となっていた事例 〔措置内容〕 指摘事項については、所在不明となったものを発見したため、備品票を作成・貼付するとともに、再発防止のため、適正な備品管理について、関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な備品の管理に努めます。 (市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課) d 備品整理簿に登録すべき物品を登録していなかった事例 〔措置内容〕 指摘事項については、物品の受入手続を行い、備品整理簿に登録しました。	今後は、適正な備品の管理に努めます。 (市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課) e 保管換えの手続を行っていないかった事例 〔措置内容〕 指摘事項については、保管替えの手続を行うとともに、再発防止のため、適正な備品管理について、関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な備品の管理に努めます。 (市民文化局市民スポーツ室) (オ) 消耗品の管理を適正に行うべきもの 物品交付請求手続等を行っていないかったことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例 〔措置内容〕 指摘事項については、物品交付請求手続等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致するように措置を行うとともに、適正な事務手続について、関係職員に周知徹底しました。 今後は、適正な消耗品の管理に努めます。 (市民文化局市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、市民スポーツ室) (2) 行政監査 ア 情報管理に関する事務 (ア) 契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの 〔指摘の要旨〕 川崎市情報セキュリティ基準(平成14年9月2日付け14川総シ企第123号)第12版(以下「セキュリティ基準」という。)第2
---	---

章 9（１）イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、
「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特
記事項」という。）を添付するとされ、セキュリティ基準第 2 章 1 0
（１）ウによると、指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場
合には、特記事項を添付するとされている。
個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、契約書又は協
定書（以下「契約書等」という。）に特記事項が添付されていないかっ
た事例があった。
個人情報の取扱いを伴う業務を委託先等に行わせるに当たっては、
委託先等には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏
えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、必要な措
置を講じさせなければならない。そのため、当該措置内容が規定された特
記事項を、契約書等に添付し委託先等と取り交わす必要がある。
セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正
に行われたい。
〔措置内容〕
指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく
適正な事務処理について、課内会議等において関係職員に周知徹底し
ました。
今後は、適正な事務執行に努めます。
（市民文化局市民文化振興室、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、
臨海部国際戦略本部事業推進部）
（イ）個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適
正に行うべきもの
〔指摘の要旨〕

セキュリティ基準第 2 章 9（１）イによると、個人情報を取り扱
う委託業務について、同ウによると、特定個人情報を取り扱う委託
業務について、委託先が再委託をしようとする場合は、事前に書面
により市の許諾を得た場合に限り行えることとされ、セキュリティ
基準第 2 章 1 0（１）ウによると、個人情報を取り扱う指定管理業
務について、指定管理者が再委託をしようとする場合は、事前に書
面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。
また、契約書に添付されていた特記事項によると、受注者は、発
注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委
託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先に
おける安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管
理及び監督の方法等を記載しなければならないとされている。
個人情報又は特定個人情報を取り扱う委託業務等についてみると
ころ、委託先等が再委託の申請をしていたにもかかわらず、市の書
面による許諾がなされていた事例があった。
市が書面による許諾をしなければ、委託先等が提出する申請書に記
載することとされている再委託先が取り扱う情報や再委託先における
安全性及び信頼性を確保する対策等の確認を含むセキュリティ基準の
遵守の確認が十分になされないまま業務が行われるおそれがある。
再委託先における個人情報又は特定個人情報の適正な管理体制を確
保するためにも、再委託の書面による許諾を適正に行われたい。
〔措置内容〕
指摘事項については、再発防止のため、個人情報又は特定個人情報
を取り扱う業務の再委託に係る適正な事務について課内会議等にて関
係職員に周知徹底しました。

働・連携推進課、同市民活動推進課、市民文化振興室、市民ミュージアム、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部)

(エ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する業務についてみるところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時、担当者、情報の内容等が分かる記録が書面上残されず、万が一、委託業者が当該情報を紛失した場合に、いつ、誰に、どのような内容の情報を貸与したかが相互に確認できなくなり、責任の所在が曖昧となる。

セキュリティ基準に基づき、情報の貸与に関する事務を適正に行われない。

〔措置内容〕

指摘事項については、受渡票を用いて適正に情報の受け渡しを行うとともに、再発防止のため、課内会議において、セキュリティ基準に基づき、適正な事務手続を行うことを周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(議会局総務部広報・報道担当)

(オ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの

〔指摘の要旨〕

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民文化局バラムーブメント推進担当、市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(ウ) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

セキュリティ基準第2章9(1)オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や業者から機密保持等に関する誓約書(以下「誓約書」という。)を提出させるとされ、セキュリティ基準第2章10(1)イによると、機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、指定管理者等の責任者や業者から誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先等における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われない。

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課、コミュニケーション推進部協

策マニキュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

令和4年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみたところ「委託」の自己点検が未実施であった事例があった。

自己点検が実施されなければ、情報セキュリティ対策が適正に講じられているかについて確認する機会を逸し、不適正な点があった場合にそれを発見し改善することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、セキュリティ基準及び情報セキュリティ対策マニキュアルに基づき、情報セキュリティ対策点検表により、情報資産（委託）の管理について、自己点検を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館）

（カ）情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

〔指摘の要旨〕

セキュリティ基準第12章4（2）によると、情報セキュリティ対策マニキュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務等の手続の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際に不十分であった点検項目を、点検表上「○（対策済み）」とすると、組織として改善すべき点を把握す

ることができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。
セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、課内会議等において、セキュリティ基準に基づき、適正な点検を行うことを周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局バラムーブメント推進担当、市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、コミュニティ推進部市民活動推進課、市民文化振興室、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部、議会局総務部広報・報道担当）

と、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、契約書に特記事項が添付されていない事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託先に行わせるに当たっては、委託先には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防止するため、必要な措置を講じさせなければならない、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書に添付し委託先と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われない。

【措置の内容】

指摘事項については、セキュリティ基準を遵守し、個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、特記事項を添付することについて資料を用いて課内周知するとともに、人事異動後の課内会議の場で改めてセキュリティ基準を遵守することについて周知徹底しました。

今後は、セキュリティ基準に基づいて、適正な事務執行に努めます。

（選挙管理委員会事務局選挙部選挙課）

（イ）機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

セキュリティ基準第2章9（1）オによると、委託する業務で機密性区分1の情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業者から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされている。

6川市選第301号
令和6年5月20日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 川上 善行 様
同 石田 康博 様
同 かわの 忠正 様

川崎市選挙管理委員会委員長 山田 益男

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和5年12月8日付け5川監報第7号で報告の提出がありました令和5年度第1回定期（財務）監査・行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

- 1 令和5年度第1回定期（財務）監査・行政監査の結果に対する措置状況
（1）行政監査

ア 情報管理に関する事務

（ア）契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

【指摘の要旨】

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号）第12版（以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）イによる

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

[措置の内容]

指摘事項については、セキュリティ基準を遵守し、機密性区分Ⅰの情報を取扱う場合は、委託先から誓約書を提出させることについて、資料を用いて課内周知するとともに、人事異動後の課内会議の場で改めてセキュリティ基準を遵守することについて周知徹底しました。

今後は、セキュリティ基準に基づいて、適正な事務執行に努めます。

(選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

(ウ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報はセキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務の系統の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際には不十分であった点検項目を、点検表上「○(対策済み)」とすると、組織として改善すべき点を把握することができず、不

適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

[措置の内容]

指摘事項については、セキュリティ基準及び情報セキュリティ対策マニュアルを遵守し、情報はセキュリティ対策点検表による自己点検を行う際には現物の確認を行うことについて、資料を用いて課内周知するとともに、人事異動後の課内会議の場で改めて点検をする対象職員に周知徹底しました。

今後は、セキュリティ基準に基づいて、適正な事務執行に努めます。

(選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

6 川監公第10号

令和6年8月13日

監査の結果の報告に基づく措置について

(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年12月8日付け5川監公第10号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

6川総コ第44号
令和6年6月28日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様
同 川 上 善 行 様
同 石 田 康 博 様
同 かわの 忠 正 様

川崎市長 福田 紀彦 様

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和5年12月8日付け5川監報第8号で報告の提出がありました令和5年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

- 1 令和5年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況
- (1) 出資団体及び所管部局において改善を要する事項
- ア 償却資産を適正に申告すべきもの
- 【指摘の要旨】
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第383条によると、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得価額、耐用年数等を当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないとされている。
- 資産管理事務についてみると、償却資産が償却資産申告書（償却資産課税台帳）に登載されていなかった事例があった。
- 出資団体は、法律に基づき、償却資産を適正に申告されたい。
- 【措置内容】
- 指摘事項については、公益財団法人川崎市文化財団に対し、地方税法に基づき、償却資産を適正に申告するように指導し、所在地の市町村長に修正申告されたことを償却資産申告書で確認するとともに、再発防止のため、複数人で確認することでもチェック体制の強化を行うとの報告を受けました。
- 今後は、適正な資産管理事務に努めます。
- （公益財団法人川崎市文化財団）
（市民文化局市民文化振興室）
- イ 補助金の事務手続及び退職給付引当金の計上を適正に行うべきもの
- 【指摘の要旨】
- 川崎市産業振興関係団体事業補助金交付要綱（平成5年4月15日施行）第2条によると、公益財団法人川崎市産業振興財団運営費補助金の

補助の対象は、公益財団法人川崎市産業振興財団の運営に係る経費及び産業経済の発展に寄与する事業とされており、川崎市産業振興財団クラスタ運営事業補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）第2条によると、補助の対象は、公益財団法人川崎市産業振興財団が行う「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスタ運営等に関する基本協定書」に定められた事業であるとされている。なお、当該補助金においては、退職給付費が補助対象経費となっている。

また、出資団体の令和4年度財務諸表の財務諸表に対する注記1．重要な会計方針によると、退職給付引当金は、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上し、退職給付債務は普通退職期末要支給額に基づいて計算しているとされている。なお、「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月令和2年5月改正内閣府公益認定等委員会）によると、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとされている。

財務諸表及び補助金に係る事務についてみたところ、次の事例があった。

市は、出資団体にに対し、要綱に基づき、補助金に係る事務手続を適正に行うよう指導されたい。また、出資団体は、運用指針等に基づき、退職給付引当金を適正に計上されたい。

(ア) 補助対象経費は退職給付費用であるところ、退職給付引当資産取得

支出に対し補助金を申請し、交付されていた事例

(イ) 補助対象経費である退職給付費用の算定を誤っていた事例

(ウ) 退職給付引当金が期末要支給額により算定されていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市産業振興財団に対し、川崎市産業振興関係団体事業補助金交付要綱等に基づき補助対象経費である退職給付費で補助金申請を行うこと、退職給付費の算定に当たっては公益財団法人川崎市産業振興財団退職手当支給要綱に基づき適正に行うこと及び退職給付引当金の計上を適正に行うことを指導しました。

なお、過年度において正しい退職給付費用を超過して補助金交付した金額については、川崎市産業振興財団から返還を受けるとともに、令和5年度の補助金は、適正な補助対象経費に差し交付しました。また、令和5年度に、退職給付引当金について取り崩しを行い、退職給付引当金が期末要支給額により算定されていることを算定根拠資料で確認しました。

今後は、適正な事務執行を行うよう指導します。

（公益財団法人川崎市産業振興財団）

（経済労働局産業政策部企画課）

（臨海部国際戦略本部成長戦略推進部）

ウ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

〔指摘の要旨〕

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 支出の決定を適正に行うべきもの

支出伝票による支出の決定が行われていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市消防防災指導公社に対し、規則に基づき支出の決定を適正に行うよう指導し、規則の改正を行ったことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

（公益財団法人川崎市消防防災指導公社） （消防局予防部予防課） （イ）固定資産の管理を適正に行うべきもの a 公益財団法人川崎市文化財団の事例 廃棄済みの固定資産が固定資産台帳に登録されたままとなっていた。 〔措置内容〕 指摘事項については、公益財団法人川崎市文化財団に対し、規程に基づき、固定資産の管理を適正に行うよう指導し、固定資産台帳が適正に作成されていることを確認しました。 また、適正に固定資産台帳を作成するため、毎年度、原則3月に固定資産台帳と現物の照合を行うと報告を受けました 今後は、適正な管理に努めます。 （公益財団法人川崎市文化財団） （市民文化局市民文化振興室） b 公益財団法人川崎市産業振興財団の事例 不存在の固定資産が固定資産台帳に登録されていた。 〔措置内容〕 指摘事項については、公益財団法人川崎市産業振興財団に対し、要綱に基づいて固定資産の管理を適正に行うよう指導するとともに、固定資産との照合を行い、不存在の固定資産については、固定資産台帳から除却されたことを確認しました。 今後は、適正な管理に努めます。 （公益財団法人川崎市産業振興財団） （経済労働局産業政策部企画課）	c 公益財団法人川崎市身体障害者協会の事例 固定資産台帳に登録されている固定資産物品が所在不明であった。 〔措置内容〕 指摘事項については、公益財団法人川崎市身体障害者協会に対し、規程に基づき、固定資産等の管理を適正に行うよう指導するとともに、所在不明の物品については改めて当該固定資産が存在しないことを確認した上で、除却処理を行ったことを確認しました。 今後は、適正な管理に努めます。 （公益財団法人川崎市身体障害者協会） （健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課） （ウ）物品の管理を適正に行うべきもの a 公益財団法人川崎市文化財団の事例 廃棄済みの備品が物品台帳に登録されたままとなっていた。 〔措置内容〕 指摘事項については、公益財団法人川崎市文化財団に対し、規程に基づき、備品の管理を適正に行うよう指導し、物品台帳が適正に作成されていることを確認しました。また、適正に物品台帳を作成するため、毎年度、原則3月に物品台帳と現物の照合を行うと報告を受けました。 今後は、適正な管理に努めます。 （公益財団法人川崎市文化財団） （市民文化局市民文化振興室） b 公益財団法人川崎市シルバー人材センターの事例 廃棄済みの備品が備品台帳に登録されたままとなっていた。 〔措置内容〕
--	---

指摘事項については、公益財団法人川崎市シルバー人材センターに対し、規程に基づき、備品管理を適正に処理することを指導し、備品台帳から除却されたことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

○ 公益財団法人川崎市身体障害者協会の事例

備品に相当する物品を購入しているものの、備品台帳が作成されていないかった。

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市身体障害者協会に対し、規程に基づき、備品の管理を適正に行うよう指導し、備品台帳を作成したことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)
(健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)

d 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの事例

備品台帳に登録されている物品が所在不明であった。

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎・横浜公害保健センターに対して、規程に基づき物品の管理を適正に行うよう指導し、所在不明の物品が備品台帳から除却されていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)
(健康福祉局保健医療政策部)

○ 公益財団法人川崎市公園緑地協会の事例

廃棄済みの備品が備品整理簿に登録されたままとなっていた。

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市公園緑地協会に対して、規程に基づき、物品の管理を適正に行うよう指導し、廃棄済みの備品が備品整理簿から除却されていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)
(建設緑政局緑政部みどりの管理課)

f 公益財団法人川崎市消防防災指導公社の事例

(a) 廃棄済みの備品が備品台帳に登録されたままとなっていた。

(b) 購入した備品が備品台帳に登録されていないかった。

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市消防防災指導公社に対し、物品の管理を適正に行うよう指導し、備品（出納簿）整理簿が適正に除却・登録されていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)
(消防局予防部予防課)

(エ) 切手等の管理を適正に行うべきもの

a 公益財団法人川崎市産業振興財団の事例

切手等について、在庫管理表と実際の数量が一致していなかった。

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市産業振興財団に対し、規程

に基づき、切手等の管理を適正に行うよう指導し、在庫管理表の数量が一致していることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)
(経済労働局産業政策部企画課)

b 公益財団法人川崎市消防防災指導公社の事例

切手について、物品管理簿と実際の数量が一致していなかった。

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市消防防災指導公社に対し、物品の管理を適正に行うよう指導し、消耗品・材料品出納簿が適正に修正されていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)
(消防局予防部予防課)

(オ) 財務諸表を適正に作成すべきもの

a 1年を超えて費用化させる前払費用を流動資産に計上していた事例

b 満期保有目的の債権の一部について、財務諸表に対する注記がなかった事例

c 未払消費税等として計上すべきものを未払金として計上していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市消防防災指導公社に対し、財務諸表を適正に作成するよう指導し、前払費用及び未払消費税の額並びに未記載の満期保有目的の債権の内容を確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)
(消防局予防部予防課)

(カ) 適正に会計処理を行うべきもの

a 受取辞退等の配分金が会計帳簿に計上されていなかった事例

b 預金利息が収益計上されていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市シルバー人材センターに対し、正しく会計帳簿に記録することを指導し、雑収入として会計帳簿に記録したことを確認しました。

また、受取利息の勘定科目により適切に処理することを指導し、受取利息として会計帳簿に記録したことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(キ) 減価償却費を適正に計上すべきもの

固定資産物品について、耐用年数を誤って減価償却していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、公益財団法人川崎市身体障害者協会に対し、法令等に基づき、減価償却費を適正に計上するよう指導し、適正に減価償却が行われていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)
(健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)

(ク) 補助金に係る実績報告を適正に行うべきもの

a 公益財団法人川崎市文化財団の事例 発注実績報告書に記載されていたなかった事実があった。 [措置内容] 指摘事項については、公益財団法人川崎市文化財団に対し、要綱に基づき、実績報告を適正に行うよう指導し、適正に作成されていることを確認しました。 今後は、適正な管理に努めます。 (公益財団法人川崎市文化財団) (市民文化局市民文化振興室) b 公益財団法人川崎市公園緑地協会の事例 発注実績報告書に記載されておらず、入札（見積り）が行えないことに係る理由書が提出されていたなかった事実があった。 [措置内容] 指摘事項については、公益財団法人川崎市公園緑地協会に対し、要綱に基づき、実績報告を適正に行うよう指導し、発注実績報告書、入札（見積り）が行えないことに係る理由書が提出されていることを確認しました。また、チェックリスト表を作成し、双方で確認を行うこととしました。 今後は、適正な管理に努めます。 (公益財団法人川崎市公園緑地協会) (建設緑政局緑政部みどりの管理課) (2) 指定管理者及び所管部局において改善を要する事項 ア 利用料金について市長の承認を適正に得るべきもの [指摘の要旨] (ア) 川崎市恵菜園の事例	川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成5年川崎市条例第14号）第7条第3項によると、利用料金の額は、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額のほか利用に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額とされている。 利用料金に係る事務についてみたところ、老人デイサービス事業における昼食代等の利用料金の額について、市長の承認を得ていなかった。 市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。 [措置内容] 指摘事項については、社会福祉法人川崎聖風福祉会に対し、条例に基づき、利用料金の額について、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額のほか利用に要する費用として市長の承認を求めるよう指導し、利用料金の承認申請書が提出され、市長の承認を行いました。 今後は、適正な管理に努めます。 (社会福祉法人川崎聖風福祉会) (健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課) (イ) 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの事例 [指摘の要旨] 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第48条第3項によると、利用料金
---	--

護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金)を減算して
なかった。

市は、補填金の算定を適正に行われたい。

- (ア) 川崎市南部リハビリテーションセンター (南部日中活動センター)
- (イ) 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター
- (ウ) 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター

〔措置内容〕

指摘事項については、運営法人に対して、過誤払い金の返還に係る通
知を发出し、返還されていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

ウ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 収納金の管理を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターに
おいて、収納金を規程に定める期限内に金融機関に預け入れていたこと
た事例

〔措置内容〕

指摘事項については、社会福祉法人川崎聖風福祉会に対して、適正に
収納金の管理を行うよう通知するとともに、規程に定めた管理を徹底す
るよう指導し、収納後7日以内に金融機関への預入れが行われているこ
とを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認
を得て、指定管理者が定めるものとされている。

利用料金に係る事務についてみたところ、交流促進事業の利用料金
の額について、あらかじめ市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市
長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務
を適正に行われたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、社会福祉法人川崎聖風福祉会に対して、条例に
基づき、利用料金に係る手続を適切に行うよう指導し、指定管理者から
利用料金に係る承認申請書が提出され、市長の承認を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

イ 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

指定管理者制度導入施設における令和4年度の新型コロナウイルス感
染症及び原油価格・物価高騰への対応について(令和4年11月9日付
け4川総行革第141号)によると、原油価格・物価高騰への対応とし
て、指定管理者制度導入施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の
一部を補填することとし、補填額の算定に当たっては、令和4年度9月
補正予算で措置された福祉施設等物価高騰対策事業として指定管理者へ
助成した支援金は、減算するものとされている。

補填金の算定についてみたところ、次の指定管理施設において、福祉
施設等物価高騰対策事業として指定管理者へ助成した支援金(川崎市介

(イ) 適正な科目で予算の執行を行うべきもの かわさき南部畜苑及びかわさき北部畜苑において、修繕費から予算を執行すべきところ、委託料から執行していた事例 [措置内容] 指摘事項については、川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体に対し、所要の措置を講じるよう依頼文を发出し、規程に基づき、適正な科目で予算執行を行うことを確認しました。 今後は、適正な管理に努めます。 (川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体) (健康福祉局保健医療政策部) (ウ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの a 川崎市民プラザの事例 (a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登録されたままとなっていた。 (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。 [措置内容] 指摘事項については、川崎みらい創造グループに対し、規則等に基づき備品の管理を適正に行うよう指導するとともに、廃棄済みの備品については不用の決定及び処分を行い、指定管理料で購入した本市所屬備品については市の備品整理簿に登録しました。 今後は、適正な管理に努めます。 (川崎みらい創造グループ) (市民文化局市民生活部企画課) b 川崎市男女共同参画センターの事例	指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿又は指定管理者の管理台帳に登録されていなかった。 [措置内容] 指摘事項については、社会福祉法人共生会 SHOWA に対し、規則等に基づき、指定管理料で購入した備品は市に帰属すること及び市の備品整理簿に登録が必要である旨の指導を行いました。また、市の備品整理簿に登録するとともに、指定管理者の管理台帳に登録されていることを確認しました。 今後は、適正な管理に努めます。 (社会福祉法人共生会 SHOWA) (市民文化局人権・男女共同参画室) c 川崎シンフォニーホールの事例 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。 [措置内容] 指摘事項については、規則に基づき、本市帰属備品を市の備品整理簿に登録しました。 今後は、適正な管理に努めます。 (川崎市文化財団グループ) (市民文化局市民文化振興室) d 川崎市恵楽園の事例 (a) 基本協定書に掲載していない備品が貸与されていた。 (b) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登録されたままとなっていた。 [措置内容]
--	--

指摘事項については、社会福祉法人川崎聖風福祉会に対し、基本協定書に基づいて適正に備品管理を行うことを指導しました。また、基本協定書に掲載していない備品については基本協定書の一部を変更する協定を締結し、当該備品を記載するとともに、廃棄済みの備品については不用の決定及び処分を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

e 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの事例

一の事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿又は指定管理者の台帳に登載されたととなっていた。

〔措置内容〕

指摘事項については社会福祉法人川崎聖風福祉会に対して、市の備品について適正な管理を行うよう指導しました。また、廃棄済みの備品については不用の決定及び処分の決定を行うとともに、備品1種の帳簿から除却されていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)
(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(エ) 切手等の管理を適正に行うべきもの

川崎市民プラザにおいて、切手等について、帳簿と実際の数量が一致していなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、川崎みらい創造グループに対し、切手等の管理

を適正に行うよう指導するとともに、帳簿と実際の数量が一致していることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎みらい創造グループ)
(市民文化局市民生活部企画課)

(オ) 収支状況を適正に報告すべきもの

a 川崎市民プラザの事例

(a) 自主事業収支報告において、物販に係る収入及び支出の金額が誤っていた。

(b) 指定管理事業収支実績において、令和4年度の収入に令和3年度の文化・教養事業収入が計上されていた。

〔措置内容〕

指摘事項については、川崎みらい創造グループに対し、指定管理業務に係る収支を適正に把握できるよう、指定管理業務に係る収入及び自主事業に係る収支を適正に計上した収支報告書を作成・提出するよう指導し、収支報告書により金額が適正に計上されていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎みらい創造グループ)
(市民文化局市民生活部企画課)

b かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の事例

収支報告書において、消耗品等の金額が誤っていた。

〔措置内容〕

指摘事項については、川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体に対し、所要の措置を講じるよう依頼文を发出し、誤りを修正した

収支報告書を確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健医療政策部)

c 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の事例

(a) 事業報告書において、令和4年度の補填金が令和4年度の収入

として計上されていなかった。

(b) 事業報告書において、令和4年度の収支状況に令和3年度の駐

車場借上料が計上されていた。

〔措置内容〕

指摘事項については、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団に対して、

基本協定書第に基づき、収支状況を適正に報告するよう指導し、改善措

置を徹底するとの報告を受けました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

d 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの

事例

(a) 事業報告書において、令和4年度の補填金が令和4年度の収入

として計上されていなかった。

(b) 事業報告書において、令和4年度の収支状況に令和3年度の指

導消耗品費が計上されていた。

〔措置内容〕

指摘事項については、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団に対して、

基本協定書第に基づき、収支状況を適正に報告するよう指導し、改善措

置を徹底するとの報告を受けました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(カ) 収納事務委託に係る報告を適正に行うべきもの

a かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑において、収納金計算書

が提出されていなかった事例

b かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑において、契約書に定め

る期限内に収納金報告書が提出されていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共

同体に対し、収納事務委託に係る報告を適正に実施するよう指導を行

い、収納金計算書及び収納金報告書が適正に提出されていることを確認

しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健医療政策部)

(キ) 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター

において、実費徴収費用の一部について、届出が行われないまま徴収

していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、社会福祉法人川崎聖風福祉社会に対して、実費徴

収費用に係る手続を適正に行うよう指導し、指定管理者から実費徴収費

用に係る届出を受け、承認通知書を発出しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉施設指導課)

(ク) 事業報告を適正に行うべきもの

a かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の事例

(a) 基本協定書に定める期限内に事業報告書が提出されていなかった。

(b) 仕様書で定める報告事項が報告されていなかった。

〔措置内容〕

指摘事項については、川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体に対し、所要の措置を講じるよう依頼文を发出し、今後、期限内に事業報告書を提出すること及び公害物質の排出状況の測定結果や駐車場利用状況等の統計データを報告することについて確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健医療政策部)

b 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センタ

ーの事例

基本協定書に定める期限内にセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった。

〔措置内容〕

指摘事項については、基本協定書で定めた期日までに事業報告書等の必要書類を提出するよう通知文を发出するとともに、管理簿により提出書類の管理を徹底することとしました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉施設指導課)

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第5号

令和6年度障害者を対象とした川崎市職員
採用選考実施について

令和6年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考を
次のとおり行います。

令和6年7月16日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峠 雅 介



令和6年度 障害者を対象とした 川崎市職員採用選考案内

川崎市人事委員会

《主な日程》

申 込 受 付 期 間	7 月 17 日(水) 午前 9 時 ～ 8 月 19 日(月) 午後 5 時 (受信有効)
申 込 方 法	電子申請のみ
受 験 票 等 発 行	10 月 8 日(火) (予定)
第 1 次 選 考 日	令和 6 年 11 月 3 日(日) 【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	11 月 14 日(木) 午前 10 時頃(予定)
第 2 次 選 考 日	12 月 2 日(月) 【面接試験】(予定)
最終合格発表日	12 月 12 日(木) 午前 10 時頃(予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル8階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 X(旧:Twitter)

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou



※災害等により選考日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 X(旧:Twitter)でお知らせします。※受験上の配慮を希望する方は P8「◎受験上の配慮を希望する人へ」を御確認ください。

1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選 考 区 分	主な職務概要	採用 予 定 人 員
行 政 事 務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10 名程度

(注)

- 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす人

(1) 昭和 54 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた人

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する人

ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法第 15 条)の交付を受けている人

イ 都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所を設置する中核市の市長が発行する療育手帳の交付を受けている人

ウ 更生相談所又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

エ 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条)の交付を受けている人

※1 交付申請中の場合は申込できません。**申込から採用までの間において、手帳等の提示を求めることがあります。****その際に、受験資格を満たしている事が確認できない場合は、採用選考を受験できません。**

なお、障害者雇用状況調査のため、採用後に手帳等の提示を求めることがあります。

※2 手帳の名称については、交付している地方公共団体によって異なる場合があります。

御自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※3 受験資格にかかわらず、地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は、受験できません。(民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)

地方公務員法 (抜粋)

(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表日**(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができません。あらかじめ御了承ください。)**

第 1 次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場(予定)	合格発表日
11 月 3 日(日) 集合時刻 午前 9 時 40 分 解散時刻 午後 2 時 45 分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術、国語を除く)、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解(古文を除く)、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 【択一式 40 問 120 分】	川崎市役所第3庁舎 (川崎市川崎区東田町5-4)ほか ※会場は受験票で指定します。	【第1次選考合格】 11 月 14 日(木) 午前 10 時頃 (予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【400 字以上、800 字以内 90 分】		
第 2 次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第 1 次選考合格者に文書で通知します。)				
12 月 2 日(月) (予定)	面接試験	【個別面接】<30 分程度> 個別面接(3 対 1)を行い、人間的側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。	川崎市役所第3庁舎 (川崎市川崎区東田町5-4)	【最終合格】 12 月 12 日(木) 午前 10 時頃 (予定)

(注)

- 1 受験に際しては、申込整理票及び受験票、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、障害者手帳等、昼食を持参してください。
- 2 選考会場は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載している案内図を御確認ください。
- 3 選考会場へは公共交通機関を利用して御来場ください。ただし、身体上の理由により自動車での来場が必要な方で、選考会場の駐車場の利用を希望される場合は、必ず申込時にお知らせください。
- 4 合格発表は、合格発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載し、合格者のみに文書で通知を発送します。
郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。
第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。

6 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

7 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)を、11月22日(金)(消印有効)までに提出していただきます。

「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたします。

第1次選考合格者で、11月19日(火)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで御連絡ください。

また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。

なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。

(2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和7年4月1日以降に採用されます。

(3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・経験に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)。

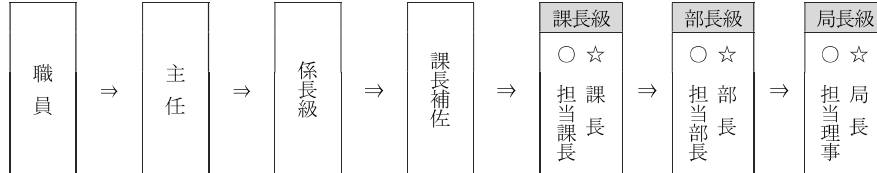
◎外国籍職員の任用について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていくことになっています。なお、これらの職務又は職に関わる職員は、全体のおおむね8割に当たります。

参考1 職務の概要(代表例)

選 考 区 分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行 政 事 務	情報化の推進、産業の振興 区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※ ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

6 給与等

(1) 給与(初任給)

令和6年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学 歴	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
大 学 院 修士課程修了者	241,048 円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.50 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
大 学 卒	224,924 円	
短 大 卒	200,100 円	
高 校 卒	188,268 円	

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

(5) 受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和6年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り（電話等は不可）。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合 得点 ＜参考＞ 第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消 印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してくださ い。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日 から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(110円切手を貼り、宛先を明記した 定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル8階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和7年1月中旬以降に発 送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で 記載しています。
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合 得点 (第1次及び第2次選考の合算) ＜参考＞ 第2次選考配点 700点	

8 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「試験・選考情報」→「試験・選考案内」→「障害者を対象とした川崎市職員採用選考」→「令和6年度選考案内(障害者を対象とした採用選考)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続を行ってください。

【申込受付期間】7月17日(水) 午前9時 ～ 8月19日(月) 午後5時(受信有効)

※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながりにくい場合があります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限までに余裕を持ってお申込ください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続にのみ使用します。

申 込 手 順

1. オンライン手続きかわさき(電子申請)利用者登録を行う

(※既に登録済みの方は「2. 電子申請により受験申込を行う」に進んでください。)

川崎市ホームページ(トップページ→「くらし・総合」→「くらしの手続き」→「インターネットや郵送での手続き」→「電子申請について」)に掲載してある「利用者登録の手順について教えてください。」により手順を確認しながら、利用者登録をしてください。

【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。

【重要②】利用者登録の際には「kawasaki-sinsei@dx.city.kawasaki.jp」からメールを送信します。迷惑メール対策の設定を行っている場合は、メールが届かない場合がありますので、
「@dx.city.kawasaki.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

2. 電子申請により受験申込を行う

利用者登録完了後、ホームページ「令和6年度選考案内(障害者を対象とした採用選考)」より、採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページ「令和6年度申込方法(障害者を対象とした採用選考)」を御確認ください。

⇒申込が完了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申込を受け付けた旨メールが送信されますので確認してください。なお、申込後1時間経過してもメールが届かない場合は、一度迷惑メールの設定等を御確認のうえ、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話かメールで御連絡ください。

⇒一度申込をした後に、修正や取り消しをする際は、サイト内から直接取下げを行わずに、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。

3. 申込内容の審査 ※川崎市人事委員会事務局任用課による作業

申込内容確認のため、電話等にて連絡することがあります。確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。連絡が取れない場合、申込を受け付けることができない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力には、誤りのないようご注意ください。

4. 審査結果通知の確認

審査が終了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに審査済みのメールが送信されます。また、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内の利用者メニューからも御確認いただけます。

なお、申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。

5. 申込整理票と受験票の印刷

10月8日(火)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内利用者メニューに送信しますので、ダウンロードして、それぞれA4サイズで片面印刷してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。

第1次試験当日は、「申込整理票」、「受験票」、障害者手帳等を必ず持参してください。

◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- (1) 希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、申込時の電子申請画面においてコードを選択してお知らせください。また、点字の補助として、問題の読み上げ等に音声パソコンを使用することもできますので、希望される場合は、申込時に記入してください。
- (2) 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、駐車場を利用する人、付添者を必要とする人は、申込時の電子申請画面においてそれぞれのコードを選択してお知らせください。また、補足事項等がある場合は、通信欄に記入してお知らせください。
- (3) 個別面接において、希望により、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席が可能です。同席を必要とする場合は、選考会場の準備等が必要となるため、11月19日(火)までに川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。
- (4) その他受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に御相談ください。

連絡・問合せ先 川崎市人事委員会事務局任用課
電話 044-200-3343 メール 94ninyo@city.kawasaki.jp

◎令和5年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考 実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数 (人)	第1次選考 合格者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行 政 事 務	10	141	76	64	10	7.6

川崎市人事委員会公告第6号

令和6年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験(民間企業等職務経験者)の実施について

令和6年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験(民間企業等職務経験者)を次のとおり行います。

令和6年7月16日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峠 雅 介